

グレシヤム長官は恐らくダン公使の電信報告に満足しなかつたであらう。けれども同長官の眞意は單に日本國政府に警告を與へるにあつて、積極的に調停に乗出るのでなかつたため、此以上進んで日本國政府に意志表示することを避けた。

アメリカ合衆國が日清韓三國に有する勢望を利用して、自國の調停を有利ならしめようとしたのは、ロシア英兩國であるが、殊に後者の運動は頗る活潑であつた。

明治二十七年七月初頭駐清英國公使サー・ニコラス・オーコナーが日清間の調停に當るや、駐清合衆國臨時代理公使（後に特命全權公使）チャールズ・デンビー（Charles Denby, jr. 田貝）に會見を求め、合衆國政府主唱の下に、列國が聯合して、日本の敵對行動を中止するやう警告すべきことを提議した。オーコナー公使の言によれば、同公使は清國政府と連絡を有するので、此種の行動が同國政府によつて歓迎せられることを承知して居ると云ふ。デンビー代理公使は總理衙門の直接要求によるのでなければ、此種の行動に出ることを拒絶したが、猶七月三日國務省に形勢が重大なこと、及び清國政府が平和的解決を希望して、英露兩國に調停を依頼した事實を報告した。（註二四）

デンビー代理公使の意嚮は直に傳達せられたのであらう、七月七日李督は天津駐在合衆國領事を通じて、合衆國政府が列強の initiative を取り、日本國政府に撤兵を強制するやう要望した。（註二五）デン

ビー代理公使は翌八日國務省に之を打電した。猶之については李督より駐米清國特命全權公使楊儒に電訓するところがあつたので、同公使は七月十三日グレシヤム長官と會見し、日清兩國軍隊撤兵問題の經過を説明し、合衆國政府が日清韓三國駐劄公使に訓令して、日本をして挑戰行動を斷念せしめるやう盡力せられたいと依頼した。グレシヤム長官は、合衆國政府は日清兩國間の平和を希望するけれども、唯勸告に止まり干渉することは出来ない。且既に大統領の命に従ひ、ダン公使に命じて友誼的勸告を日本國政府に致さしめた。合衆國は第三國と聯合して、如何なる種類の干渉をも行ふことは出来ないと説明した。（註二六）

是より先、七月八日英國大使サー・ジュリアン・パンスフォートが、キムバリー外相の命により、グレシヤム長官と會見し、英國と協力して日清間の調停せんことを提議して拒絶せられたことは、既に前節に述べた如くである。（註二七）

七月十九日に至り駐日清國公使汪鳳藻はダン公使を訪問して、日清國交斷絶の際には、在日清國臣民の保護を合衆國政府に依頼したいと申入れた。同一の希望は既に日本國政府より表明せられて居るので、ダン公使はデンビー代理公使と連絡を取り、日本國外務省・清國總理衙門の同意を得た上で、國務省に稟申請可せられた。恰も七月二十四日開戦直前にあつた。（註二八）

總理衙門・李鴻章共に合衆國政府の調停には期待して居なかつたらしく、總理衙門とデンビー代理公使との往復、李督と駐米清國公使楊儒との往復電報は、光緒朝中日交渉史料・李文忠公全集電稿には見えない。

最後に日清紛争の舞臺に登場したのはイタリア國である。同國は極東と深い利害關係を有すると判断せられなかつたので、何人も同國の活動を期待したものはなかつた。明治二十七年七月初頭、英國外務大臣キムバリーイ伯が、英米露獨佛五國と協力して、日本に撤兵申入を行ふことを考慮したが、イタリア國の参加は問題となつて居なかつた。此事實を聞知した駐英イタリア國大使は、自國が無視せられたことに驚愕し、キムバリーイ外相に抗議した結果、同國の参加も認められたものであると云ふ。(註二九) 之等の點より考慮するに、イタリア國公使が日清開戦直前に至り、調停を提議したのは、極東に於ける自國の地位を關係列國に認識せしめるため、調停の成功と否とは問題として居なかつたとも解せられないことはない。

明治二十七年七月二十五日駐日イタリア國特命全權公使レナト・デ・マルティノ (Renato de Martino) は外務大臣に會見を求めて、日清紛争の調停を提議し左の覺書を交付した。

- 一 清國委員ト共同協議ヲ爲スハ、將來ノ事 一 清國政府ニ於テ、朝鮮政府ガ既ニ満足ノ

ニ限ル、右ハ日本ガ清國ニ關係ナクシテ、
 意ヲ表シタル我提出案ヲ欣然承認スルニ非
 既ニ單獨ニ遂行シタル事業ニ關涉セザルベ
 ザレバ、日本ハ最初ノ地位ニ立歸ルコト能
 シ、
 ハズ、

- 二 兩國政府ハ朝鮮國王ニ提出ノ改革案ヲ、
 二 單ニ朝鮮國王ヘノ勸告ハ其效ヲ奏セズ、
 必ズ採用セシムルコトヲ約セザルベカラズ

- 三 朝鮮國ニ於テ、兩國均シク享有スベキ權
 三 日本國代表者ハ朝鮮國宮廷ニ於テ、均一
 利中、「政治上」ナル語ヲ存スルコト、
 ノ待遇ヲ享クルコト必要ナリ、

- 一 清國政府ヲシテ、朝鮮政府ニ於テ既ニ満足ノ意ヲ表シタル日本提出案ヲ承認セシムルガ爲メ
 一 清國政府ヲシテ、朝鮮政府ニ於テ既ニ満足ノ意ヲ表シタル日本提出案ヲ承認セシムルガ爲メ
 ニハ、其承認ヲ求めラレタル者(即チ清國ヲ云フ)ニ、此等ノ提出案ヲ審査セシムルコト必要
 ナリ、尙其他ノ誤解ヲ避クル爲メ、且ツ日本政府ヲシテ、其獨力ヲ以テ既ニ遂行シタル事業ニ
 關シ、日本政府ノ抱持スルトコロノ主意及目的等ヲ説明セシムルノ機會ヲ與フルガ爲メ、兩國
 ヨリ委員ヲ任命シ、且ツ速ニ會同セシムベシ、但シ京城ニ於テセザルベシ、
 二 單ニ朝鮮國王ヘノ勸告其效ヲ奏セズトセバ、強逼ノ手段ヲ行フニアラザルヨリハ、如何ナル
 手段モ決シテ其効ヲ奏セザルベシ、而シテ強逼ノ手段ヲ行フコトハ、敢テ日本政府ノ欲スルト

コロニ非ラズトス、然レドモ若シ此第一案ニ就テ、清國ト其意向ヲ同フスルニ至ラバ、外交上
友誼上ノ手段ヲ以テ、朝鮮國王ニ逼リ、全ク其主權内ノ作用ニ依リ、兩帝國ヨリ勸告スベキ改
革案ヲ調査實行ノ爲メ、日本及清國顧問ヲ以テ、協同委員ヲ組織シ、改革ヲ實行スルコトヲ、
國王ヲシテ擔保セシムルコトヲ得ベシ、

三 「政治上」ナル語ヲ用ユルハ、清國ヲシテ疑惑ヲ生ゼシムルノ嫌アルヲ以テ、日本政府ハ
此語ヲ除キ、之ニ代フルニ其享有セント欲スルコロノ「均一待遇」ノ要點ヲ列舉セラルベ
シ。(註三〇)

此覺書を一見すれば、イタリヤ國公使が従前朝鮮問題の研究を怠らず、ロシア・英兩國公使より情
報を提供せられたことを知り得られる。いづれにしてもイタリヤ國公使の提案は既に時機遅く、日本
國政府は既に實力を以て、朝鮮國政府改造に着手した後なので、陸奥外相は具體的な對案を提示せ
ず、即日左の覺書を示して、デ・マルティノ公使の調停を拒絶した。

昨日伊國特命全權公使閣下ヨリ、帝國外務大臣へ渡サレタル覺書ヲ以テ、御勸告相成タル儀ニ對
シ、帝國政府ニ於テ確答スルコト能ハザルハ、決シテ御厚意ヲ感佩スルノ意深カラザルガ故ニ非
ズ、又朝鮮問題ニ關シ、正當ナル商量ヲ望マザルガ故ニ非ズト雖ドモ、如何セン今ヤ事態ノ現狀

ハ、帝國政府ヲシテ、幾分ノ差控ヘヲ爲スノ必要アルヲ感ゼシムルモノアルガ故ナリ、
是迄日本ヨリ屢々申シ出シタル提案ハ、清國ニ於テ屢々之ヲ拒絶シタルニ付、最早此上ニ日本ヨ
リ新案ヲ提出スルコト出來ザルハ勿論、先ニ申出シタル計畫案ニ（我が始終望ムコロノ目的ニ
基キ）、如何ナル修正ヲ加ヘタラバ、我ニ於テ之ヲ受納シ得ベキヤ否ヤノ點ニ至テモ、今ハ早之
ヲ云フノ時機ヲ失シタルモノナリ、

斯ル狀況ナルガ故ニ、帝國政府ハ伊國公使閣下ノ勸告ニ對シ、其ノ決心ノ程ヲ發言センニハ、先
ヅ第一ニ清國政府現在ノ意嚮ヲ知ルハ、是非共不可缺ノ要點タリ、且ツ帝國政府ハ此迄度々讓與
ヲ爲スベキ旨、頻リニ勸誘セラレタル上ナレバ、此節ハ友誼アル各國ヨリ緊急ナル外交手段ヲ執
テ、以テ清國ニ逼リ、平和ノ精神ニ基キ、其ノ欲スルコロノモノヲ、充分明晰ニ明言セシメナ
バ、本問題ニ満足ナル解釋ヲ與フベキ端緒ニ着カシムルニ至ルベシ。

明治二十七年七月二十六日

外務省ニ於テ(註三一)

(註一) 統理衙門日記卷四〇甲午年五月十四日・十五日、美案卷一四甲午年五月十五日。

(註二) 國王よりの奉使公使の下したる御覽は朝鮮國の記録を見えたり。合衆國外交文書によれば其の三頁にあり。(Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix I, pp. 29-30).

The foreign Representatives at Seoul have had a meeting. The Japanese minister declines to withdraw Japanese troops. Please ask the President of the United States to adjust the difficulty. [Received July 5, 1894].

The Palace, June 28, 1894.

The Japanese minister called at the palace to-day and requested me to instruct our prime minister or the president of the foreign office to have a meeting and change our political system. It seems to be a serious condition of affairs, and he refuses to withdraw Japanese troops.

See the Secretary of State promptly and explain to him the importance of a powerful conference to adjust the difficulty and avert a conflict.

The Palace [n. d.]

The Chinese and Japanese troops remain in Korea. The ministers of foreign countries are to have a conference on the subject of the present condition of affairs; respectfully ask the Government of the United States to instruct its representatives in China, Japan and Korea to use their efforts in averting any conflict, and ask that troops of the respective countries be withdrawn as speedily as possible.

(註三) Foreign Relations of the United States, 1894, Appendix I, pp. 30-37.

(註四) Mr. E. F. Uhl, Acting Secretary of State, to Mr. J. M. B. Sill, Minister resident to Korea, June 22, 1894. U.

S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, No. 14, p. 23.

(註五) 美英各一國由半島に於ける Korean Minister of Foreign Affairs to Mr. Sill, June 24, 1894. U. S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, p. 23.

(註六) Mr. Sill to Mr. Uhl, June 24, 1894. U. S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, No. 15, p. 22. P. J. Treat, Diplomatic Relations between the United States and Japan 1853-1895. 1932. vol. II (1876-1895), p. 454.

(註七) Mr. Sill to Mr. Gresham, June 25, 1894. U. S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, No. 16, pp. 22-23. Joint note from the Foreign Representatives at Seoul to the Imperial Chinese and Japanese Representatives, June 25, 1894. *Ibid.*, pp. 23-24.

(註八) Mr. K. Oroti's reply to Foreign Representatives, June 25, 1894. Mr. Yuan's reply to the same, June 25, 1894. *Ibid.*, pp. 26, 26-27.

(註九) Korean Government (King of Korea) to Mr. Ye Sung-Soo, June 28, 1894. *Ibid.*, pp. 29-30.

(註一〇) *Ibid.*, No. 28, p. 37.

(註一一) Mr. Sill to Mr. Gresham, June 29, 1894, *Ibid.*, No. 18, pp. 25-26.

(註一二) Treat, vol. II, op. 449-450, 458-459.

(註一三) U. S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, No. 28, p. 37. Treat, vol. II, p. 459.

(註一四) Treat, vol. II, p. 450.

- (註一五) *Ibid.*, p. 459.
 (註一六) *Ibid.*, p. 461.
 (註一七) *Ibid.*, pp. 461-462.
 (註一八) *Ibid.*, pp. 459-460. U. S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, No. 28, pp. 37-38.
 (註一九) 日清韓交渉事件記事米國之部。
 (註二〇) *Treat*, vol. II, pp. 462-463.
 (註二一) 日清韓交渉事件記事米國之部。
 (註二二) *Ibid.*, p. 463.
 (註二三) *Ibid.*, p. 462.
 (註二四) Mr. Ch. Denby, *Chargé d'Affaires* to China, to Mr. Gresham, July 6, 1894. U. S. Foreign Relations, 1894, Appendix I, No. 21, p. 30.
 (註二五) The same, July 8, 1894. *Ibid.*, No. 22, p. 30.
 (註二六) *Ibid.*, No. 28, pp. 38-39.
 (註二七) *Ibid.*, No. 28, p. 38.
 (註二八) *Treat*, vol. II, p. 468.
 (註二九) Despatch of the Ambassador at London to the Minister of Foreign Affairs, July 24, 1894. Russian Documents etc. (C. S. & P. S. R. vol. XVII No. 4), No. 78, pp. 650-652.
 (註三〇) 日清韓交渉事件記事伊國之部。
 (註三一) 同。

第三〇章 日清の危機と清の政情

第八四 北洋大臣李鴻章と其外交

明治二十七年六月、清北洋大臣直隸總督李鴻章が朝鮮國王の請願に従ひ、七營の陸兵を派遣したのは、東學匪徒討伐のためで、強隣日本と事を構へる準備ではない。李鴻章自身も日本と開戦の時期でないことを自覺して居た。李督が外交上あらゆる手段を講じて、日清の開戦を回避しようと試みただれども、遂に目的を達しなかつたのは、日本國政府の積極政策の重壓によることは勿論であるが、一面清の政情によるところも尠くない。此に李鴻章の外交、特に對日政策を再検討して、清の政情に及ぶこととする。

穆宗同治の末より德宗光緒に至る二十餘年間、清國の外交は恭親王奕訢の主宰するところで、大學士文祥・大學士直隸總督一等世襲侯曾國藩・同一等世襲伯李鴻章等滿漢の英俊之を輔け、所謂同治中興に貢獻するところが尠くなかつた。恭親王の外交政策は過去半世紀の苦き經驗に顧み、列國と協調を保ち、彼我の磨擦を防止するにあつた。此協調政策は對日關係に於ても遺憾なく發揮せられて居る。

日清國交成立に關する交渉は明治三年に開始せられた。當時日本政府は維新後の新事態に即して、新たな形式に於て、日清國交の開始を要望したが、恭親王・文祥は曾國藩・李鴻章等に意見を徴した上、一部官僚の反對を排して、日本國政府の要求を承認し、且自發的に駐日公使を任命し、竝に理事官を日本國主要開港場に駐在せしめた。朝鮮問題に於て同様である。明治八年九月江華事變後、日本國政府が兵力を以て、朝鮮國政府に國交開始を要求するに當り、駐清日本國特命全權公使森有禮に命じて、總理衙門に警告的通告を發せしめた。總理衙門は直隸總督李鴻章と協議の上、禮部を経て朝鮮國王に咨會を發し、妄に日本と事端を構へることなきやう戒飭したのは、既に述べた通りである。(第三一參照)。

對日外交に於て、最も協調性を示したのは蓋し臺灣事變であらう。此事變は日本國政府が清國政府の同意を得ずして、其領土に棲息する蕃族を討伐したもので、明白な主權侵害である。然るに直接責任者たる總理船政大臣沈葆楨が外交・軍事・人才の三點より見て、日本と開戦すべからざる事を論ずるや、恭親王・文祥等は海軍力不足にして、未だ日本國と決裂に便ならずとし、英國特命全權公使サー・トマス・ウェードの調停に従ひ、賠償金を交付して、平和的解決に到達したものである。(註一)

臺灣事變に續いて發生した琉球廢藩事件に於ても略々同様である。琉球中山國は中世以來日支兩屬

の姿をなして居るが、日本國政府は明治五年八月琉球中山國を廢して琉球藩とし、ついで明治十二年三月琉球藩を廢して沖繩縣を置いた。琉球廢藩は宗主國たる清の同意を得ない一方的の行爲であり、琉球藩王尙泰を初め、三司官等は極力此武力併合に反對し、密使を送つて清國官憲に陳情すること數回に及んだ。駐日清國特命全權公使何如璋は琉球併合に憤激した一人で、既に明治十一年五月、日本國內の政情頗る困難な事實を指摘し、強壓政策を以て臨むの有利なことを建議したが、恭親王は之に従はず、中國の體面を失はない程度を以て、圓滿解決を圖らうとした。明治十三年三月、日本國外務卿井上馨は、漢學を以て名を知られた大藏少書記官竹添進一郎に内意を銜め、天津に李督を訪ひ、琉球分割を提案せしめた。李鴻章より總理衙門に協議の上、大體同意を表した。

琉球分割案は明治十四年四月より、總理衙門と駐清日本國特命全權公使宍戸璣との正式交渉に移された。然るに之を機會に所謂清流黨の反對大に起り、總理衙門の軟弱外交を非難する聲が高く、一面には琉球分割案の實行不可能に近い事情が判明したため、總理衙門は一旦日本國公使との間に成立した豫備協定を破棄するのやむなきに至つた。(註二)

琉球案が解決しないうちに朝鮮問題が白熱化した。明治十五年壬午變亂が發生するや、兩廣總督張樹聲は護理直隸總督として北洋海陸軍を分派し、よく變亂彈壓の効を奏したが、遂に日本の要求を抑

ふる事能はず、朝鮮駐兵權を承認し、賠償金五〇〇、〇〇〇圓を認めざるを得なかつた。八月三十日濟物浦條約締結の報至るや、吏科給事中鄧承修・翰林院侍讀學士張佩綸等は相ついで上奏して、韓事を論じ、優勢なる陸海軍を集中して示威運動を行ひ、日本をして朝鮮・琉球に對する野心を斷念せしむべしと主張した。中にも光緒八年八月十六日（明治十五年九月二十六日）張佩綸の奏疏は最も激越で、濟物浦條約の廢棄・駐日公使の召還・日清通商條約の廢棄を行ふべきことを論じて居る。

奏爲請密定東征之策以靖藩望而張國威恭摺祈聖鑒事、臣維道咸以來、天下有大患四、曰粵・捻・回・洋、皇太后兩次臨朝、削平三孽、今爲中國患者、獨一洋務耳、而東洋之患、且更逼於西洋、意者天厚其毒、以速其亡、欲我皇太后・皇上聲罪致討、稱兵海壖、以繼高宗十全之烈乎、日本自改法以來、民惡其上、始則欲復封建、繼則欲改民政、薩長二黨爭權相傾、國債山積、以紙爲幣、每興勞役、物價翔貴、衆怨沸騰、雖兵制步武泰西、略得形似、然外無戰將、內無謀臣、問其師船則扶桑一艦爲冠、固已鐵蝕木蠹、不耐風濤、餘皆小礮小舟而已、朝鮮之役、賃公司商船益之、蓋去中國定遠鐵船・超勇・揚威快船遠甚、問其兵數、則陸軍四五萬人・水軍三四千人、猶且官多缺員、兵多缺額、近始難募游惰、用充行伍、未經戰陣、大半怯懦、又去中國淮・湘各軍遠甚、夫其貧寡傾危、國勢若此、實難久存、然且不度德不量力、而專意侮慢上國、蠶食藩封者、恃海爲險、謂

我必不能戰也、琉球之地久踞不歸、朝鮮禍在蕭牆、殃及賓館、中國爲之捕治亂黨、已足謝日本矣、彼狃於琉球故智、謂朝鮮初非我屬、却而盟之、索兵費五十萬元、使與臺灣之數相準、以恥中國、我以義始、彼以利終、貪婪無厭、師競已甚、是即琉球・朝鮮非我藩服、而日本偏處以爭此土、猶將起而圖之、然則今日之事因二國爲名、以乘東人之敝、豈待再計決哉、且臣亦未敢謂遽伐日本也、以爲南北洋大臣當簡練水師、廣造戰船、以厚其勢、臺灣爲日本要衝、山東爲天津門戶、兩省疆吏宜治精兵、蓄閩艦、以與南北洋犄角、竝請簡任知兵之臣、以輔其謀、責問琉球之案、以爲歸曲之地、駁正朝鮮之約、以爲激怒之端、分軍巡海以疑之、閉關絕市以困之、召使歸國以窮之、日本猜懼則必增防、增防則耗帑、我水師大集南北各省、三分其軍、與朝鮮之銳更番迭出、觀釁而助、於我未病、倭不能矣、及其虛竭、大舉乘之、可一戰定也、中國措置洋務、每患謀不定而任不專、應請朝廷垂問樞臣、密定至計、竝簡任大臣、專以東征之事屬之、李鴻章・左宗棠、均中興宿將、粵・捻・回三役卓著勳勞、可否飭令該大臣等、會同彭玉麟及沿海各督撫、迅練水陸各軍、增置鐵船、慎選將領、以備近規日本、日本非求助西洋、不能與中國相競、中西立約在先、信義已洽、聯遠交以便近攻、度泰西各國亦無陰爲彼助者、我有力而彼無援、破之必矣、不圖倭軍四出而兵強、倭商四通而國富、中國優游坐視、戎備不修、數年之中、暫以無事爲福、抗歲愒日、我之勳舊益衰、彼之勢焰

益熾、即一羣爾日本人、已足爲中國巨患、何論西洋哉、臣於日本之必危朝鮮、與中國之當規日本、春正會極言之、事機所迫、敢弗濟陳、伏祈皇太后・皇上聖鑒施行、謹奏。(註三)

張佩綸は重要な一事を看過して居る。壬午變亂に際して日本官民の憤激甚だしく、朝野を通じて開戦論が行はれ、現に陸軍省は一部の軍隊を動員した。従つて張佩綸の主張するやうな非常手段の一端も實行すれば、清國が好む好まぬに關せず、日清國交は即時斷絶することを覺悟しなければならぬ。政府當局としては戦争に對する準備を整へ、戦勝の自信なくして、かやうな手段を取ることが出来ないのは當然である。果然張佩綸の奏疏を下附せられ、意見を諮問せられた李鴻章は、光緒八年八月二十二日(明治十五年十月三日)上奏して、日本を威壓して、朝鮮・琉球に對する野心を斷念せしめるには、尠くとも同國と開戦する決意で、軍備を整頓する必要がある、第一に海軍を擴張する必要があることを痛論した。

奏爲自強要圖宜先練水師再圖東征遵旨妥籌覆陳仰聖鑒事、竊、臣承准軍機大臣密寄、八月十六日奉上諭、翰林院侍讀張佩綸奏、請密定東征之策、以靖藩服一摺、據稱日本貧寡傾危、琉球之地、久据不歸、朝鮮禍起蕭牆、殃及賓館、彼狃於琉球故智、却盟索費、貪婪無厭、今日之事、宜因二國爲名、令南北洋大臣簡練水師、廣造戰船、臺灣山東兩處、宜治兵蓄艦、與南北洋犄角、沿海各

督撫迅速水陸各軍、以備規日本等語、所奏頗爲切要、著李鴻章先行通盤籌畫、迅速覆奏等因、欽此、仰見聖主研求至計、不厭精詳、曷任欽佩、臣昨於覆奏鄧承修請派知兵大臣、駐紮烟台摺內、曾聲明跨海遠征之舉、以整練水師、添備戰艦爲要、戰艦足用、統馭得人、則日本自服、球案亦易結等語、今張佩綸請密定東征之策、亦謂不必遽伐日本、南北洋當簡練水師、廣造戰船以厚其勢、臺灣山東治兵蓄艦、以備犄角、與臣愚計、大致不謀而合、惟中國力籌整頓、既欲待時而動、則朝鮮與日本所立之約、究因毀使館、殺日人而起、目前可勿駁正、緣朝日昔年立約、中國並未與議彼雖未明認朝鮮爲我屬國、而天下萬國、固皆知我屬矣、似不如專論球案、以爲歸曲之地、轉覺理直而勢順也、至日本國債之繁、帑藏之匱、薩長二黨之爭權、水陸軍勢之不盛、原係實情、但彼自變法以來、壹意媚事西人、無非欲竊其緒餘、以爲自雄之術、今年遣參議伊藤博文、赴歐洲考究民政、復遣有栖川親王赴俄、又分遣使聘意太里、駐奧斯馬加、冠蓋聯翩相望於道、其注意在樹交植黨、西人亦樂其傾心親附、每遇中東交涉事件、往往意存袒護、該國洋債既多、設有危急、西人爲自保財利起見、或且隱助而護持之、然天下事但論理勢、今論理則我直彼曲、論勢我大彼小、中國若果精修武備、力圖自強、彼西洋各國方有所憚而不敢發、而況在日本所慮者、彼若豫知我有東征之計、君臣上下戮力齊心、聯絡西人、講求軍政、廣借洋債、多購船礮、與我一旦之命、究非上策、

夫未有謀人之具、而先露謀人之形者、兵家所忌、此臣前奏所以有修其實而隱其聲之說也、自昔多事之秋、凡膺大任籌大計者、祇能殫其心力、盡人事所當爲、而成敗利鈍尙難逆睹、以諸葛亮之才略、而兵頓於關中、以韓琦・范仲淹之經綸、而勢絀於西夏、追我高宗武功赫濯、震懼八荒、然忠勤如傅恆岳鍾琪而不能必滅金川、智勇如阿桂・阿里衮而不能驟服緬甸、彼當天下全盛之時、聖明主持於上、萃各省之物力、挾千萬之鉅餉、薦一人無不用、陳一事無不行、猶且遷延歲月、相機了局者、時與地有所限也、日本步趨西法、雖僅得形似、而所有船礮、略足與我相敵、若必跨海數千里與角勝負、制其死命、臣未敢謂確有把握、第東征之事不必有、東征之志不可無、中國添練水師、實不容一日稍緩、諭旨殷殷、以通盤籌畫責臣、竊謂、此事規模較鉅、必合樞臣・部臣・疆臣同心合謀、經營數年、方有成效、從前剿辦粵捻各匪、封疆之責者、以一省之力剿一省之賊、朝廷責成既專、一切兵權餉權與用人之權舉畀之、故能事半功倍、今則事勢漸平、文法漸密、議論漸繁、用人必循資格、需餉必請籌撥、事事須樞臣・部臣隱爲維持、況風氣初開、必聚天下之賢才、則不可無鼓舞之具、局勢過渙、必聯各省之心志、則不可無畫一之規、億蒙聖明毅然裁決、則中外諸臣、乃有所受成、似非微臣一人所敢定議也、張佩綸謂中朝處置洋務、患在謀不定而任不專、洵確論、治軍造船之說、既已詢謀僉同、惟是購器專視乎財力、練兵莫急乎餉源、昔年戶部指撥南北洋防經費、

每歲共四百萬兩、設令各省關措解無缺、則七八年來水師早已練成、鐵艦尙可多購、無如指撥之時、非盡有著之款、各省釐金入不敷解、均形竭蹶、閩粵等省、復將釐金截留、雖經臣疊次奏請嚴催、統計各省關所解南北洋防費、約僅及原撥四分之一、歲款不敷、豈能購備大宗船械、今欲將此事切實籌辦、可否請旨勅下戶部・總理衙門、將南北洋每年所收防費、核明實數、並閩省截留臺防經費、由南洋劃抵外、再撥的實之歲款、務足原撥四百萬兩之數、如此則五年之後、南北洋水師兩枝當可有成、至臺灣爲日本要衝、山東爲遼海門戶、兩省疆吏、誠不可無熟悉兵事者妥爲區劃、相與犄角、此又在朝廷之發縱指示矣、臣前奏懾服隣邦緩急機宜一疏、業已詳陳梗概、所有自強要圖、宜先練水師、再圖東征緣由、遵旨迅速妥籌、恭摺由驛密陳、是否有當、伏乞皇太后・皇上聖鑒訓示、謹奏。(註四)

李鴻章は諸葛亮・韓琦・范仲淹の失敗の例を引き、東征の計畫は之を極秘に附し、實行着手前、外間に漏洩すべからざることを述べて居るが、久しからずして李鴻章・張佩綸の奏疏は、上海外字新聞紙上に譯載せられ、後に其原文も流布せられて、清國政府の内部に、朝鮮問題を契機として日本膺懲論を唱へるものがあり、李鴻章もまた同意見で、北洋海軍は日本を假設敵として居る事實を曝露した。此重要文書の發表は、日本國政治家に一大警鐘となり、正に李鴻章の懸念した以上の反對効果を

奏したのである。

張佩綸はつゞいて光緒八年九月十六日（明治十五年十月二十七日）朝鮮善後事宜六策を上り、駐劄朝鮮通商大臣を置き、朝鮮國の外交を管し、軍備の實權を收めて清の宗主權を強化し、一面壬午賠償金五〇〇、〇〇〇圓を肩代りして、日本が干渉する道を杜絶しようとした。李督は又上疏して逐條之を辨駁し、其大半は實行に適しない事を指摘した。（第四七参照）

琉球案に於て當初恭親王・李鴻章等が對日協調の態度を示しつつ、最後に積極論に轉せざることを得なかつたのは、清國政府の對外政策が次第に變化しつつある動向を示すものである。蓋し恭親王・李鴻章等が孝欽皇太后の支持を得て實施した協調政策は、極東に於ける平和と現状維持を眼目とするものであるが、當然消極的に傾き、積極論者の非難を招き易い。事實上道光末戦亂の後を承けて、二〇年間對外的には平和を保ち、混亂した内政を整理した功績は認められるけれども、同時に朝鮮・琉球・臺灣・安南・伊犁に、國權喪失の非難は免れる事が出来ない。光緒の初、官場に清流黨が發生するや、其論鋒は主として外交の失敗に向けられた。彼等は複雑な國際情勢に暗い青年政治家で、其主張も無責任な放論が多かつたが、攝政孝欽太后は彼等の所説を聽くことを喜び、その有爲なる者を擢んで、邊疆の會辨に任命した。其結果總理衙門・地方大員の外交軍事の權に掣肘を加へることとなり、

遂に恭親王の失脚、李鴻章に對する彈奏となり、清國政府の外交政策もまた一變したのである。（註五）

清流黨の進出は直に對日外交に鮮鋭に反映した。壬午變亂の善後措置に當り、鄧承修・張佩綸等清流黨は、李鴻章・張樹聲の如き地方大員の外交に激烈な非難を加へた事は前述の通りである。李鴻章は清流黨の政界に及ぼす影響の甚大なることを覺知し、彼等と抗爭する態度を示しつつ、終局に於て合流することを忘れなかつた。

明治十七年四月八日恭親王が孝欽太后の嚴旨を以て革職を命せられるや、代つて管理總理各國事務衙門事務の地位を占めたのは、慶郡王（後に慶親王に晉封せられた）奕劻である。慶郡王は『貪而寡識』（註六）と稱せられ、到底恭親王の後繼者として、外交を總攬するに堪へなかつた。其結果生じた現象は、北洋大臣の權限が過大に失した事である。李鴻章は曩に江蘇巡撫として、上海を中心とする洋務の襄辦に名聲を博し、同治の末曾國藩に代つて直隸總督に任じたのも、外交の衝に當るためであつた。恭親王が總理衙門を主宰して居る間、李鴻章は北洋を守つて其よき協力者であつた。従つて恭親王に對する外交失敗の非難は、李鴻章亦その責の一半を頌つべきである。然るに李鴻章は一には孝欽太后の信任を恃み、一には清流黨に合流して、其領袖たる張佩綸・吳大澂等の歡心を求めることを怠らず、遂に恭親王に代つて清國の外交を主宰するに至つたのである。

李鴻章が清流黨に合作した後、北洋を中心とする外交が、次第に消極より積極に移行する動向が認められた。吾人は李鴻章の對日外交に強い感化を及ぼしたと信せられる清流黨領袖の一人として、吳大澂の名を挙げよう。吳大澂は日清戦役に際して、湖南巡撫の任にあり、奏して湘軍を率ゐて滿洲に出征し、無用の大言を弄して惨敗を重ね、清流黨の口舌の士に過ぎない事實を曝露し、世人の嗤笑を招いたが、その學識より見れば、當時の官場に於て出色の人物であつた。吳大澂のやうな有力者が、清議を背景として、會辦北洋軍務の地位に置かれた事實は、之を輕視することを許さない。(註七)

壬午變亂後、李鴻章は提督吳長慶所部の淮勇六營を京城に駐留して、朝鮮國王及び戚臣を監視し、又日本國勢力の進出を防止せしめようとした。是は清韓宗屬の歴史に於て空前の大事事件であるが、清國の強大な壓迫は、却つて朝鮮君臣の反感を招き、明治十七年甲申變亂の遠因をなし居る。

清廷が有力な部隊を京城に駐留せしめつゝ、遂に變亂の發生を防止出来なかつたのは、李督の強壓方針の失敗を語るものであらう。然るに此失敗を轉じて、對日外交の勝利としたことに就いては、會辦北洋事宜吳大澂及び故提督吳長慶の幕僚袁世凱の才腕に待つところが頗る多い。

天津協約に於て、日清共同撤兵に同意したのは、一見李鴻章の讓歩に見えるが、當時吳大澂・袁世凱等の敏活な行動により、朝鮮に於ける清國の宗主權が極度に強化せられ、一兵を留めなくとも、動

搖を來す憂がなかつたからである。天津協約締結後一〇年間、日本は全面的に朝鮮より退却し、一道員に過ぎない袁世凱は、北洋大臣の代表者として、事實上監國たる地位を占めて居た。

李鴻章初め同時代の清國政治家は、日本國政府の大陸政策が消極化したのを目して、國內の政情に起因するものと觀測して居た。明治維新以來日本國內には内亂暴動相續き、ついで政府對議會の激烈な相剋を繰返したが、此種の政争は議會政治の創始期に免れないもので、之を以て内政紊亂し、國內黨派對立し、國家瓦解に瀕するものと見る事が出来ない。清國政治家は自國の政情を基礎として、日本の内政を判断したもので、固より其當を得て居ない。

日本國政府の外交が消極的となつたのは、寧ろ政策の問題によるものである。當時日本の外交を指導する地位にあつた伊藤博文・井上馨は、列國との協調を以て其政策の基本とし、之によつて従前より懸案となつた條約改正の目的を達成しようとした。此協調政策は當然清韓兩國にも及ぼされ、朝鮮問題については、努めて清國と協調を保つて行つた。韓露祕密協定・咸鏡道防穀損害賠償事件の如きはその著しい例である。

日本國政府の消極外交が、若し内政上の理由によるものならば、一朝急に積極外交に轉ずることは極めて困難である。今迄對立した政府議會が俄かに提携することも容易ではない。單に外交政策の問

題ならば、消極政策より積極政策に轉向し、議會の協力を求めることも、政府當局の政治的手腕によつては必ずしも困難でない。李鴻章初め清國政治家は遂にかやうな點を理解し得なかつたのである。いづれにせよ、李鴻章の指導下に置かれた清國外交は、恭親王時代に比して、著しく積極性を帯びると共に、慎重性を失つて行つた。清朝の外交は當時の日本國政府と異り、内政の影響を受ける事が甚だ大きかつたので、日本國政府のやうに急に轉向する事は不可能である。此點より見れば、消極外交に終始した恭親王は、李鴻章に比して、より深く清の政情を理解して居たと云つてよい。

明治二十七年六月東學匪亂に際して、袁世凱が出兵を電請し、李鴻章が躊躇することなくして之に同意したのは、積極外交の發露に過ぎない。李鴻章・袁世凱等は日本國政府の協調政策より判斷して清國の出兵に何等妨害を加へられることを豫期して居なかつた。日本國政府が突如消極政策より積極政策に轉向して、李鴻章の積極政策に強烈な反撃を加へるに及び、李鴻章・袁世凱は周章した。李鴻章は即時積極政策より消極政策に轉向すべき時期に到達したのを覺つた。然るに伊藤伯の場合に反して、内部より強硬な反對に會して逡巡した。即ち李鴻章は日本國政府の積極政策と清國政府の積極政策の間に板挾となつたのである。

李鴻章の消極論を一蹴して、遂に開戦にまで追窮した清廷の積極論は、主として内政上の理由に基き、由來するところ深いものがある。李鴻章が曾て清佛事變に際する外交の失敗により、清議の論ずるところとなり、彈劾の章疏積んで山をした時、よく彼を庇護して、恭親王の轍を踏むに至らしめなかつたのは、一に孝欽太后の信任によるものである。然るに老練な孝欽太后と少壯の德宗の間に、當然避くべからざる間隙が當初より存して居た。德宗を輔佐した常熟翁同龢・高陽李鴻藻は一時清流黨の領袖として知られ、李鴻章と相容れない立場にあつた。殊に翁同龢が久しく戸部を主宰して財政の衝に當り、陰に陽に李鴻章の施設、特に北洋陸海軍の擴張整備に掣肘を加へた事實を看過出来ない。(註八)

李鴻章は文宗・穆宗・德宗の三朝に歴仕し、攝政皇太后の恩寵を博し、大學士を以て北洋の外交軍務を主宰し、其名聲は全世界に知られて居る。清國政府即李鴻章の觀があることは、少壯の德宗が恐らく喜ばないところであらう。李鴻章の政敵は、此に活動の機會を得ることが出来た。彼が先づ囂々たる非難に浴したのは、用人を誤つた點である。李鴻章の主張するところに従へば、國家非常時に際して、用人の權を當該責任者に賦與し、經歷如何を問はず、天下の賢才を任用すべしと云ふ。李鴻章の用人論は、彼が絶大の權威と相須つて極度に發揮せられ、事實上その門下より袁世凱・伍廷芳・盛宣懷・吳長慶・丁汝昌・聶士成・馬玉崑等の文武の人才を輩出したことは、何人も認めるところであ

らう。然れども同時に「而其登庸人才、薰蕕雜進、重才而不重德、一般視爲藏垢納汚之所」と云ふ非難は免れることが出来ない。(註九) 李鴻章の用人の法の一例として、道員龔照璽を擧げることが出来る。光緒二十一年正月二十四日(明治二十八年二月十九日) 刑部奏によれば、龔照璽は李鴻章と同郷安徽合肥縣の人で、明治四年北洋天津機器製造局に差辦となり、ついで監生に進み、捐納によつて府經歷を得、加捐によつて同知を得、保舉せられて知府分省補用、明治十八年には捐納によつて道員を得、明治二十三年には保舉によつて二品頂戴、總辦旅順船塢事宜を命せられ、會辦北洋沿海水陸營務處を兼ねた。明治二十七年十一月、日本軍が旅順を攻撃するや、戦はずして舉家芝罘に逃脱し、罪によつて刑部に交し、斬監候に處せられた。清末捐官は通例の事であるが、二品頂戴旅順船塢水陸營務處道即ち在旅順要塞陸海軍總司令官たる高級文官が、唯損納と保舉によつて其地位を得た事實は、蓋し極端と云ふ外はないであらう。(註一〇)

次に李鴻章の非難せられるところは、洋員を重用した事である。清廷の洋員任用は太平天國亂に際して、洋武員を任用した事に起り、殊に海關に於て英國人を重用した。而して洋員任用については、李鴻章の干與するところが甚だ大きい。洋人特に英米人が外國政府に任用せられるや、其職務に公正忠實であらゆる派閥黨争に超脱し、場合により本國との關係すら第二次に置くことがある。アング

ロ・サクソンの此性質は敬重信頼せられ、外國政府に仕へて功績を残したものの、尠くないことは、人のよく知るところである。然れども李鴻章の外國人任用は、其自國人任用と等しく極端である。李鴻章は自己に保舉を望む洋人は、國籍出身如何を問はず即時任用し、任意の地位に置いた。清國海關制度の創立に不朽の功績を残したサー・ロバート・ハート(赫德)が、海關總稅務司に任せられたのは、李鴻章の薦によるものではないが、後にハートが清の外交軍事一切干與せざるはなく、單なる海關總稅務司にあらずして、清國政府最高顧問たる地位を獲得したのは、李鴻章の力による事が多い。凡そ外國人を任用するのは、特殊の學識技術を利用するため、其國の行政・軍政に干與せしめないのを通例とする。清國の場合には、事實上外國人を行政若くは軍務の長官に補用したもので、如何にアングロ・サクソンが公正であつても、其流弊が尠いと云ふことは出来ない。(註一一)

(註一) 同治朝籌辦夷務始末卷九三・卷九四・卷九六・卷九八。金井之恭 使清辦理始末(明治八年)。

(註二) 多田好問 岩倉公實記(昭和二年再) 卷中一〇七・一〇一〇・卷下五六五・六〇七頁、光緒中日交渉史料卷一・卷二、李文忠公全集譯稿卷八・卷九・卷一〇・奏稿卷三九。

(註三) 潤子集奏議卷二。

(註四) 李文忠全集奏稿卷四四。

(註五) 清史稿列傳二三一 張佩綸・鄧承修・卷二三七 吳大澂、羅惇勳 中法兵事本末(中國近百年史資料初編下)。

(註六) 六十年來中國與日本卷二 一頁。

(註七) 清史稿列傳二三七 吳大澂。

(註八) 同卷二二三 李鴻藻・翁同龢、南通張季直先生傳記並年譜五六—六二頁、羅惇勳 中日兵事本末(中國近百年史資料初編下)。

(註九) 六十年來中國與日本卷二 一一二頁。

(註一〇) 中日交涉史料卷三三(二六三九) 光緒二十一年正月二十四日刑部奏審明失守旅順之辦照瑛按例定擬摺。

(註一一) 同(一一三二) 光緒二十年六月十日侍讀學士文廷式奏摺。

第八五 清廷北洋の對立

北洋大臣直隸總督李鴻章が、德宗及び其輔佐の重臣たる戸部尙書翁同龢・禮部尙書李鴻藻と相反目する立場にあつたことは、既に説明した如くである。明治二十七年六月朝鮮出兵を機會として日清間の危機を將來し、李鴻章が對日積極政策轉換の必要を感ずるや、兩者の對立は漸次表面化するに至つた。翁同龢日記に云ふ。

五月二十二日 ○明治二十七年六月二十五日

高麗有叛民、佔泉州^{○全}、國王表乞師、我千五百人往、而日本以七百人

入其境、方議同撤兵、而日添五千人入其國都、欲變易其政事、練其兵卒、而不認爲中華屬國、朝

旨屢飭李相^{○李鴻章}添兵、僅以三千勇、屯仁川・牙山一帶、遲徊不進、嘻敗矣。(註一)

同日軍機處は李督に上諭を傳達して云ふ。

軍機大臣密寄北洋大臣李、光緒二十年五月二十日奉上諭、李鴻章疊次電信、均經總理各國事務衙門呈覽、現在日本以兵脅議、唆使朝鮮自主、朝鮮恇怯惶惑、受其愚弄、據現在情形看去、口舌爭辦已屬無濟於事前、李鴻章不欲多派兵隊、原慮衅自我開、難於收束、現倭已多兵赴漢、勢甚急迫、設脅議已成、權歸於彼、再圖挽救更落後著、此時事機喫緊、應如何及時措置、李鴻章身膺重任、熟悉倭韓情勢、著即妥籌辦法、迅速具奏、前派去剿匪之兵、現應如何調度、移紮以備緩急之處、並著詳酌辦理、俄使喀希呢留津商辦、究竟彼國有無助我收場之策、抑另有凱觀別謀、李鴻章當沈幾番察、勿致墮其術中、是爲至要、將此由四百里密諭知之、欽此、遵旨寄信前來。(註二)

此上諭は李鴻章の新に採用した對日消極政策を非難するのみならず、ロシアを初め第三國政府に調停を依頼する方法も拒否するものである。

六月二十五日の上諭が下つた後も、李鴻章は依然積極政策に復することを肯せず、只管ロシア國公使の調停により、時局を收拾する事にのみ努力したので、明治二十七年七月一日(光緒二十年五月二十八日)上諭を以て重ねて難詰せられた。

前經疊諭李鴻章、酌量添調兵丁、并妥籌理法、均未覆奏、現在倭餓愈熾、朝鮮受其迫脅、勢甚岌岌、他國勸阻、亦徒託之空言、將有決裂之勢、李鴻章督練海軍、業已有年、審量倭韓情勢、應如何先事圖、維熟籌措置、儘韓竟被偏擄貳、自不得不聲罪致討、彼時倭兵起而相抗、亦在意計之中、我戰守之兵及糧餉軍火、必須事事籌備、確有把握、方不致臨時諸形掣肘、貽誤事機、李鴻章老於兵事、久著勛勞、著即詳細籌畫、迅速覆奏、以慰○上(註三) 下略。

ついで七月六日には總理海軍事務衙門に命じ、戸部と合同して、北洋より報告にかゝる朝鮮増兵及び北洋陸海軍出動に要する豫算を審議せしめられた。(註四)

皇帝・軍機處・總理衙門等しく主戰に傾き、北洋を督勵して、朝鮮に増兵し、又北洋海軍を韓海に出動せしめて、日本國陸海軍に對抗し、國交斷絶も辭しない決心を示すや、言官は一齊に起つて主戰論を唱道し、轉じて李鴻章及び其將領を彈劾し初めた。七月四日吏科給事中褚成博は上奏して、李鴻章が英露の調停に依頼して、時機を失する事を論じ(註五)、七月十二日江南道監察御史張仲灯は上奏して、李鴻章の消極政策を排して主戰論を唱へ、「臣謂無論勝與不勝、朝鮮斷不可棄、日本斷不可和、惟有力與之爭、期於必克」と力説した。(註六)同日亦翰林院侍讀學士文廷式は上奏して、日本の脅逼急なる時に當り、徒に形勢を觀望して、事機を誤ることの非を論じ、四條に分ちて開戰の準備に要する

項目を説明した。

日講起居注官翰林院侍讀學士文廷式跪奏、爲倭人要挾朝鮮事機危迫謹條陳應辦事宜恭摺仰祈聖鑒事、竊惟中國屏藩之國、莫重於朝鮮、利害相關、形勢相倚、人人所共知也、此次倭人無故忽用重兵、名爲保商、實圖朝鮮、亦人人所共知也、事涉數月、而中國之辦法、尙無定見、北洋之調兵、亦趨趨不前、近聞倭人於朝鮮南五道、已改官制、設砲臺、征商稅、又以四條、挾我必不可行、而議者尙懷觀望、是使中國坐失事機、而以朝鮮俾倭也、夫西洋強敵、越南之事、中國猶不惜竭兵力以爭之、故能稍安十年、今以區區倭人、而令得志如此、數年之後、天下事尙可問乎、臣以爲事無可疑、敵不可縱、謹就愚見所及、酌擬數條、爲我皇上密陳之、一曰、明賞罰、中國練海軍已近十年、糜費至千餘萬、責以一戰、亦復何辭、然臣不能不諒粗始之難也、願臣所不可解者、倭人之練海軍、亦不過二十年、何以此大出兵、北洋即不敢與之較、臣聞丁汝昌本一庸材、法越之役、避敵畏懼至於流涕、俾以提督重任、實屬輕於擇人、又海軍駕駛、盡用閩人、黨習既深、選才亦隘、查英法水師章程、科條嚴密、人以爲苦、而中國則保舉既優、得利尤厚、人每視爲美差、而於測量、駕駛、砲準、陣法講求之人、十無二三、又復賞罰不公、賢愚莫辨、故不待有事、而皆知其無用矣、臣又聞葉志超近日亦有退保平壤之議、查牙山僻處一隅、已失地利、然猶足牽掣倭人漢川之師、若退紮平

壤、則王京以南盡爲倭有矣、應請旨切責丁汝昌、葉志超等、務當實力抵禦、以待兵集、如有怯懦退避情節、必用軍法從事、使其畏國法、甚於畏倭人、或可以收尺寸之効、其偏僻中有深通兵法、能立功效者、應請不次超擢、從來戰事、卽練兵之實、此古人經武之大法也、臣檢各國師船表、倭人鐵甲不過數艘、中國若能實事講求、一轉移間、不難與之折衝海上也、一曰增海軍、從前因伊犁、越南兩次辦理海防、臣所知者、浙江藩庫三百餘萬、以防俄而盡、江寧藩庫二百餘萬、以防法而盡、由此推之各省所耗、每次殆過千萬矣、臣以爲與其節節設防、備多力分、款歸無着、不如令各省合籌三四百萬金、速購鐵甲船一二號、快船七八號、配足軍械、挑選水師、會同現在南洋、閩、粵各船、梭巡海道、北則游奕於對馬、長門之濱、南則伺察於長崎、橫濱之口、則倭人亦將多方設備、外足以分其謀韓之力、內足以生其下怨之心、而我之定海、臺灣、瓊州等處、皆得互相聯絡、將來南洋水師卽可由此經始、此一舉而數善備者也、一曰、審邦交、法越之役、倭人陰以兵助法、故法人德之、英人喜倭之改制、引爲己類、俄人之欲得朝鮮、尤甚於倭、此次三國出而調處、其無實心求蓋於我、較然可知也、然以各國形勢論之、則朝鮮之在東方、猶土耳其之在西方、土耳其扼黑海之衝、俄不得之、不能逞志於西洋、朝鮮扼黃海之衝、俄不得之、不能逞志於東洋、故居朝鮮之旁、而耽耽虎視者、俄之可畏、較甚於倭、倭人亦知之、故凡其積年籌畫、伺便猝發者、非獨與中國爭

一日之長、亦深慮俄人占一著之先也、今者內揆國勢、外察敵情、萬一果開兵釁、中國僅與倭爭體制、各國必袖手傍觀、倭人或陽予我朝貢之名、而陰已得取朝鮮之實、若中國意之所在、存朝鮮以拒俄、則英德諸國、見我之老謀深算、慮無不竭力維持、以保東方大局者、倭人知中國能見其大、兼隱受拒我之益、亦必降心回慮、與中國別籌協力之謀、此天下大勢所存、利害非一國受之、權力亦非一國能專之、將來爲戰爲和爲迎爲拒、皆當本此以相衝、此時英人之言、意或在此近、聞北洋大臣頗倚信俄人韋貝之說、臣聞韋貝在朝鮮時、譁張爲幻、此次急於出京、必將逞其詭謀、自蓋而損我、應請諭總署、勿爲所惑、至倭事既定、我之謀朝鮮者、或量爲改制、或特設重兵、當預籌一勞久安之計、是在聖謨之密運耳、一曰戒觀望、總署之設、原以辦理洋務、而非以遙制兵機、前者法越之役、各省事事稟命於總署、典兵者既預爲卸責之地、總署遂隱竊本兵之權、顧忌太多、兵家之大忌也、且各國之事、如法人方言和而兵已攻基隆笑、俄人未嘗失和、而兵已取怕米兒矣、此時倭兵之在朝鮮、未必不師其故智、以和議欺總署、而伺便一擊、中國前敵諸軍、未接電信、雖有便利、不敢開砲、是常處於後、而讓敵以先、萬無勝理、應請旨飭下北洋、無論舊練新募、速調萬人、或由海道以迫漢川、或行陸路以趨王京、務使力足以敵倭人、如彼有狡然思逞情形、則我軍不妨先發、一切可以便宜從事、惟不得藉口退兵、致干軍法、總署則但司傳電及條款諾事、而不復遙制軍情、

似亦補偏救弊之要着也、以上數條、臣見聞褊隘、不能詳悉、至於奇謀秘計、瞬息千變、亦非紙上所譚、願臣所深慮者、李鴻章立功之始、藉資洋人故、終身以洋人爲可恃、而於中國治法本源軍謀舊法、皆不甚留意、至今日而天下之利權歸於赫德 (Sir Robert Hart, Bart.)、北洋之兵權制於德璠 (Gustaf Dering)、旁徨而罔知所措、必然之理也、淮軍之駐天津、已二十餘年、宿將勁兵十去六七、今所用者、大抵新進未經戰陣之人、雖無倭韓之釁、他日正煩宸慮、臣以爲宜令李鴻章、慎擇將弁中忠勇樸誠者、列保一二十人、送部引見候旨錄用、或即分統各營、或令身臨前敵、庶使將士、皆知共戴天恩、感奮思報、亦取將之一術也、至朝鮮之事、有爭無讓、事在不疑、尤望宸斷、始終堅持、不爲浮議所惑、則各邦不至環而生心、此治亂之大關鍵也、臣愚昧之見、是否有當、伏乞皇上聖鑒、謹奏、光緒二十年六月初十日。(註七)

張仲忻・文廷式の朝鮮事宜を論ずるや、言官の之に倣ふもの相次ぎ、七月十六日までに軍機處に下附せられた奏疏は五通で、いづれも主戰論であつたと云ふ。(註八)七月十七日禮部右侍郎志銳は奏して、總理衙門・北洋が外國公使の調處を恃んで、因循日を送ることを非とし、李鴻章に飭して、兵力を朝鮮國境に集中し、我に戰備あるを示し、以て對日交渉に當るべきことを論じ、特に提督葉志超・丁汝昌が形勢を勸望して首鼠前まず、敵に臨んで瞻循畏縮することを嚴飭せられんことを奏請した。

奴才近日證以傳聞、參諸洋報、皆言北洋大臣李鴻章、與譯署大臣、主持此事、一味因循玩誤、輒藉口於端疊不自我開、希圖敷衍了事、奴才愚見、竊以爲有大謬不然者、何也、疊自我發、則謂之開、疊自人起則謂之應、今日人之據朝鮮、以四條挾我、儼然有開疊之心、我若急治軍旅、力敵勢均、猶冀彼有所憚、不敢猝發、是示以必戰之勢、轉可爲弭疊之端、不然則我退而彼進、雖欲無疊不可得也、又聞該大臣等、事既急切、專恃外國公使、從中調處、藉作說和之客、以圖退兵之計、事起之初、則賴俄使、俄使不成、復望英使、英使不成、又將誰易、無論俄踞海參威及庫頁各島、英踞巨文島、窺伺東海、與日人交情素暱、即令偏袒向我、則我既無可恃之勢、又無可假之權、全憑口舌折衝、雖俄英各使逞辯蘇張、果能化弱爲強、強日人以就我範圍乎、此又事理之不易也、綜計中日交涉以來、於臺灣則酬以費、於琉球則任其滅、朝鮮壬午之亂、我又代爲調停、甲申之役、我又許以保護、我愈退彼愈進、我益讓則彼益驕、養癰貽患、以至今日、夷焰鴟張貪憚無已、一誤再誤、則我中國從此無安枕之日、可不慮哉、以勢所必爭之日本、與絕不可失之朝鮮、彼則著著佔先、我則面面受制、爲今之計、應請皇上宸衷獨斷、速飭北洋大臣李鴻章、厚集兵力、分駐高境、剋期進發、迅赴事機、甲申和約既曰公同保護、又曰無事中倭均不駐兵、該國現以平定亂黨、更易朝政、日既聚集重兵、我豈束手坐視、保護爲中日共有之權、進兵乃中日分任之事、舊約是踐、何謂疊

端、急難同情、豈云用武、是固理明詞順、皆可向日人反覆詳言、以破覺之說者、兵齊之後、權勢維均、然後徐議更張、詳訂新約、敵情本有虛實、邊患更有重輕、壯武之氣而後可以講和、充我之力、乃亦無妨言戰、屆時即意見參差、或者俄英各使出作調人、庶其竭力轉圜、始覺挾持有具也、東渡各營最謬妄者、直隸提臣葉志超、海軍提臣丁汝昌、派赴朝鮮、在日人之先、而鐵艦不扼仁川、陸軍不入漢城、僅駐仁川附近之牙山島、自爲犄角險要之地拱手而讓之、外人外間輿論、至有敗葉殘丁之謂、不孚群望可想、而知該統將等首鼠不前、意存觀望、縱敵玩寇、夫復何疑、其謂朝鮮地勢懸隔海外、欺聖明不及覺察耶、抑苟且偷生、以徼倖於無事耶、此皆玩誤之尤、應請嚴旨、飭其速扼要地、再敢瞻徇畏縮、立予重懲、總之軍國大計、利害所關甚重、要藩豈容輕乘、而狡夷非可緩圖、覺端不可妄開、而兵力實宜震懾、勢無可緩、計不必疑^{○上}。下略。(註九)

同日又吏科給事中余聯元も朝鮮事宜を上り、主戦論を唱道し、上中下の三策を獻じた。其要に云ふ。夫日人事効法西洋、處心積慮、覬覦朝鮮已非一日、北洋大臣李鴻章、以老成宿望、當饋鎗重寄、萬一兵戎相見、能否確有把握、爲今之計、乘其併力朝鮮國中無備、以重兵襲其東京、如孫韓之伐魏以救趙、此上策也、沿海要隘、設兵駐守、使彼瑕無可蹈、而我得縱容布置、以扞衛朝鮮、此中策也、與之相持於朝鮮、不得已而出於戰、以僥倖於不可必勝之數、此下策也、就目前而論下中兩

策、似均非我力所能及、勢必激而至於戰、李鴻章選軍購械歷有年所、所費帑項亦屬貲、現在朝廷倚重責無旁貸、臣不知李鴻章自問所以仰對皇上者、其感奮當何如、其報効又當何如也^{○上}。(註一〇)

翌二十日には翰林院より曾廣鈞の朝鮮事宜を代遞した。翁同龢日記に『所陳七條大旨、滅日本語殊豪縱』と見える。二十一日には龐鴻書が上書した。翁同龢日記に『請明宣戰事、竝規東京』と見え共に激烈な主戦論であつたことが知られる。(註一一) 二十二日には國子監司業瑞洵が主戦論を上つた。(註一二) 七月二十三日には江南道監察御史鍾德祥が朝鮮事件の發端を論じて、駐日公使汪鳳藻の失態を論劾した。(註一三) 七月二十五日には工部郎中端方が朝鮮軍務を論じ、日本との開戦に備へて、東三省軍備改革・前新疆巡撫劉錦棠の任用・巨文島占領・奉天・吉林兩省獵戶砲手・朝鮮北道兵丁の徵募等の六策を獻じた。同日又御史楊晨が朝鮮兵事を論じた。(註一四) 其主張によれば、日本の横恣はロシアの支持を有するためであるから、英國に通商上の特權を與へて、一面ロシア日本兩國の協調を牽制せしめ、日本の孤立を利用して、北洋海軍を發し、釜山によつて壹岐・對馬を取り、南洋水師を發し、臺灣に より浦賀・品川を攻撃すると云ふ、自ら稱する如く遠交近攻の策である。(註一五) 以上述べたところで明かな如く、言官の主張が一致して主戦を唱へ、北洋及び其將領を攻撃するに於ては、德宗及び其重臣の主戦論は益々鼓舞せられざるを得ない。德宗は既に七月十五日戸部尙書翁

同蘇・禮部尚書李鴻藻に命じて、軍機大臣・總理衙門大臣と會同して、朝鮮事宜を如何辦理すべきや詳議妥籌せしめられた。翁・李は之より樞廷の議に參與するを得て、主戦の立場を明かにし、北洋を督勵して開戦にまで導いたのである。(註一六)

七月十五日上諭により、翌十六日翁同龢・李鴻藻は軍機大臣・總理衙門大臣と軍機處に會同して、朝鮮問題を討議した。翁・李一致して主戦を唱へ、朝鮮に増兵すべきことを論じたが、議遂に決するに至らなかつた。翁同龢等の失望は勿論、徳宗も軍機處・總理衙門の軟論には不満を感せられたらしく、軍機大臣を嚴に譴訶し、李鴻藻を議處し、宣戦公布をすら主張せられたと云ふ。事は翁同龢日記に詳である。

六月十四日 ○明治二十七年七月十六日 晴、早至吏部朝房、四刻高陽 ○李鴻藻 始來、又四刻軍機來請、乃至值房、慶邸 ○慶親王

及譯署諸君皆集、看電報、看奏摺、主戰者五摺、議無所決、余與高陽皆主添兵、調東三省及旅順兵速赴朝鮮、余又謂清釐朝鮮內政不爲失體、此二端皆入覆奏、稿交章京沈鹿華、擬樞堂主政、是日軍機見起、上意一力主戰、竝傳懿旨亦主戰、不准借洋債、傳知翁同龢・李鴻藻、上次辦理失當、此番須整頓云、又欲議處北洋、又欲明發佈告天下、此二事未行、聞昨日樞廷亦頗受譴訶、午初散、明早再集。

七 翁文恭公日記 卷三三 光緒二十年甲午六月十四日

吏部内軍機處會同各官如左云云 黃朝河言有此事
上意一力主戰并傳
懿旨亦主戰不准借洋債傳知各官如左云云 沈鹿華
稿交章京沈鹿華擬樞堂主政
是日軍機見起
上意一力主戰
竝傳懿旨亦主戰
不准借洋債
傳知翁同龢
李鴻藻
上次辦理失當
此番須整頓云
又欲議處北洋
又欲明發佈告天下
此二事未行
聞昨日樞廷亦頗受譴訶
午初散
明早再集

翁文恭公日記 甲午
五八二頁參照

十五日 ○七月十七日

上至書房、臣○翁同龢入奏、昨日事大致添兵、仍准講解、上曰撤兵可講、不撤不講、又

曰皇太后諭不准有示弱語、遂退、偕慶邸泛舟至北河沿、高陽受之亦來臨河、坐待約六刻餘、軍機始來請、閱志銳摺片各一、北洋撥兵電一、英使歐格訥問答一、如是而已、待小雲會商覆奏稿一時許、改二字、第二句高陽添數語、明日遞、遂散。○上(註一七) 下略

七月十八日に至り、翁同龢・李鴻藻は軍機大臣並に總理衙門大臣と會同商議の結果を上奏した。

臣翁同龢跪奏、爲遵旨面同詳議恭摺覆陳仰祈聖鑒事、本月十三日 ○明治二十七年七月十五日 軍機大臣面奉諭

旨、本日據奕劻面奏、朝鮮之事關係重大、極須集思廣益、著派翁同龢・李鴻藻、與軍機大臣・總理各國事務大臣、會同詳議、將如何辦理之處、妥籌具奏、欽此、當於十四日、臣翁同龢・臣李鴻藻、同至軍機處、與軍機大臣・總理各國事務大臣、會同詳議、倭人以重兵駐韓、日久未撤、和商迄無成議、不得不速籌戰事、此乃一定辦法、疊奉諭旨、令李鴻章派兵進發妥籌布置、茲據電稱、歷來中國進兵朝鮮、皆由平壤北路進發、現派總兵衛汝貴、統盛軍六千餘人進平壤、提督馬玉崑統毅軍二千餘人進義州、均由海道前往、並咨商盛京將軍、派左寶貴馬步八營進平壤、又調提督葉志超一軍、移紮平壤、旅順等處海口、亦已整備等語、所籌尙屬周密、應請諭令李鴻章即飭派出各軍、迅速前進、勿稍延緩、既經厚集兵力、聲勢較壯、中國本有保護朝鮮之權、此次派兵前往、先以護商爲名、不

明言與倭失和、稍留餘地、以觀動靜、現在倭兵在韓、頗肆猖獗、而英使在京、仍進和商之說、我既豫備戰事、如倭人果有悔禍之意、情願就商、但使無礙大局、仍可予以轉圜、此亦不戰而屈人之術也、蓋國家不得已而用兵、必須謀出萬全、況與洋人決戰、尤多牽掣、刻下各國皆願調停、而英人尤爲著力、蓋英最忌俄、恐中倭開衅、俄將從中取利也、我若遽行拒絕、恐英將暗助倭人、資以船械、勢焰益張、且兵端一旦起、久暫難定、中國沿海地勢遼闊、乘虛肆擾、防不勝防、又當經費支絀之時、籌款難爲繼、此皆不可不慮者也、然果事之至無可收束、則亦利鈍有所勿許、現察倭人之意、以整理朝鮮內治、保其土地爲主、祇以中國允其商議、不甚切實、但催令先行撤兵、是以未能就範、此時既派大兵前往、與之相持、亦不必催令撤兵、彼如仍請派員與議、則倭人所謂各條、如有不妥、我可議駁、如果有裨政務、亦可由我飭行、既收保護利權、亦不失上國體制、屆時再當請旨遵行、儘仍要求必不可行之事、或竟先逞兇鋒、則大張撻伐、聲罪致討、師直爲壯、各國當曉然共喻矣、所有臣等會議緣由、謹公同覆奏、是否有當、伏祈皇上聖鑒、謹奏、光緒二十六年六月十六日、臣翁同龢・臣李鴻藻・臣世鐸・臣額勒和布・臣張之萬・臣孫毓汶・臣徐用儀・臣奕劻・臣福錕・臣崇禮・臣廖壽恒（差）・臣張蔭桓（差）。（註一八）

此奏摺を詳閲するに、軍機處・總理衙門共に日本の態度に憤激しつゝ、尙開戦を躊躇する雰囲気

濃厚なのが看取される。彼等は朝鮮に増兵するのに反対ではないが、目下李鴻章と英國公使間に進行中の調停に多大の希望を維ぎ、其結果によつては朝鮮國內政改革について、日本と直接交渉を開き、中國の體制を維持出来れば、若干讓歩しても、時局を圓滿に解決したいと云ふに過ぎない。徳宗の主戦論、翁同龢等の支持を以てしても、會議の空氣を動かし難かつた事が知られる。

清廷が猶和戦を決し得ない間に、海外よりの電報は、日清間の危機が刻々切迫する事實を傳へた。七月二十二日北洋より駐韓代理交渉通商事宜唐紹儀の來電を轉電して、七月二十日大島公使が朝鮮國政府に對して、清韓宗屬關係の破棄、駐韓清國軍の撤退を強要したことを報告した。（註一九）又駐英公使龔照瑗の來電を轉電して、日本國外務大臣が駐日英國臨時代理公使に對して、朝鮮國政府が内政改革を受諾しない間に、清國政府が増兵すれば、日本に挑戦するものと見做すことを言明したと傳へた。（註二〇）

七月二十三日に至り、大島公使は兵力によつて朝鮮國政府の改造に着手した。然るに當時電信は義州以南は不通であり、又日本よりの報道は嚴に祕密を保たれて居るので、京城に何等か不祥の事件が突發した事は危惧せられたけれども、その真相は不明であつた。但在牙山提督葉志超より、京城駐屯の日本軍が刻々南下すべきことを期待せられると急報し、又日本よりは多數の陸軍部隊が乗船中であ

るとの報道が到達したに過ぎない。(註二) 七月二十三日政變は、同月二十六日に至り、英國軍艦に便乗して、芝罘に逃走した仁川駐紮理事官劉永慶より、『倭兵二十一〇七月二十三日 團宮拘王、華電局・使署員役皆散』との電報によつて知り得たのみである。(註三)

清廷・北洋の焦燥裡に最後の危機が到来した。徳宗は開戦を決意し、七月二十七日公布の豫定であつたが、慶親王等は未だ國交斷絶の時期でないとして之に同意を與へない。然るに同日北洋よりの電報は、去七月二十五日兩國軍艦は既に韓海に於て交戦したことを報告した。(註三) 翁同龢日記に云ふ。

六月二十五日 〇七月二十七日

初擬見樞廷、今日必當宣戰及布告各國、見慶邸所聞不爾、又見北洋數電、

以爲稍緩、比歸得樞野

〇總理衙門大臣張蔭桓

信、始知倭在牙山潛擊我船、有英商載兵船一只擊沈、濟遠尙自

願、廣乙則敗矣。

〇上(註一四) 下略

清廷は即時開戦を決意し、先づ駐日公使の撤退・宣戰公布に決したが、其方法については總理衙門北洋と協議を遂げ、又翁同龢・李鴻藻の意見を徵する必要があつた。總理衙門は即日北洋に打電して駐日公使召還の時期、竝に各國公使に對する聲明の内容について協議した。

密、有辰電悉、倭先開衅、竝擊毀英船、事已決裂、英使已電本國、竝云論中倭國勢、久持倭必不

支、惟初戰宜慎、彼意在毀我兵船、必須聚泊嚴備、不可單船散泊、致墮狡計、汪使應否即撤、抑俟布告各國之後、希電覆至、布告各國照會、必應及時辨理、本署現已擬稿、此事在我理直氣壯、可以詳細聲敘、其應如何措詞、以臻周密、希將導見、詳電本署、公酌繕發、有酉。(註二五)

翌二十八日李鴻章は總理衙門に回電して、照會案に對する意見を述べ、汪駐日公使を召還するのは勿論、駐清日本國公使・領事の自發的撤退を要求すべき旨注意を與へた。

密、有酉電悉、倭先開戰、自應布告各國、俾衆皆知衅非自我開、似宜將此案先後詳細情節、據實聲敘、鈞署擬稿必臻周妥、內屬國一節、朝鮮與各國立約時、均聲明、在先各國雖未明認、實已默許、可否於文內輕筆帶敘、斯我先派兵非無名、從來各國調停議結、亦暗伏其根、汪使應撤回、倭駐京使及各口領事、應諷令自去、倭土貨多賴華銷、應擬行各關、暫停日本通商、是否均乞核辦、鴻宥。(註二六)

外交上の手續に關する手續については、總理衙門と北洋との打合は濟んだ、けれども清廷は未だ宣戰を公布しない。恐らく葉軍の戰鬪に關する情報を待つ意味もあつたであらう。翁同龢日記は此邊の消息を語つて居る。

六月二十八日 〇明治二十七年七月三十日

沈陰、早晨西北風露日、旋又合、是日上詣兩殿行禮、無事、本可不入、

因欲知消息、仍至月華門、尋慶王已散、遂出至黃酒館、與高陽○李鴻藻劇談、張樵野亦來談、至已初方散、有頃高陽著力來告、牙山得捷音、午後那琴軒○內閣學士那桐來、俞君實・樵野先後函告、二十三日○七月二十五日牙軍與倭慶戰、殺倭千餘、我兵亡百餘、而倭添兵五千、又平壤已爲彼踞、得失勝負之數未可較也。

二十九日○七月三十一日 晴天可喜、晨入遇慶邸於乾清門外、立談數語、謂平壤未失、昨乃訛傳、衛・馬

左三人皆抵義州、二十四日牙山又有戰事、未知勝負、消息不通也。

七月朔○八月一日 夜得樵野書、北洋電、雇英輪探仁川、知廿五・六牙軍又之捷、殺敵二千餘、進紮距

漢城八十里、可喜也。○上(註二七) 下略

成歡・牙山の戦勝は提督葉志超が北洋に打電した虚報であるが、清廷は固より前線司令官の公報を信ぜざるを得ない。

牙山の勝報に北洋は固より軍機處・總理衙門共に衷心より安堵したであらう。七月三十一日總理衙門より駐清日本國臨時代理公使に國交斷絶を通告し、翌八月一日には宣戰上諭を公布した。

(註一) 翁文恭公日記卷三三光緒二十年五月二十二日。

(註二) 中日交渉史料卷一三(一〇三二)光緒二十年五月二十二日軍機處寄北洋大臣李鴻章上諭。

(註三) 同卷一三(一〇五一)光緒二十年五月二十八日軍機處寄北洋大臣李鴻章上諭。

(註四) 同卷一四(一一二〇)光緒二十年六月九日總理海軍事務衙門奏運籌備戰守的款摺。

(註五) 同卷一四(一〇七〇)光緒二十年六月二日給事中緒成博奏韓事日迫請伸乾斷摺。

(註六) 同卷一四(一一三〇)光緒二十年六月十日御史張仲所奏藩屬防危敵人巨測丞直破除成見摺。

(註七) 同卷一四(一一三二)光緒二十年六月二十日侍讀學士文廷式奏朝鮮事機危迫條陳應辦事宜摺。

(註八) 翁文恭公日記卷三三光緒二十年六月十四日。

(註九) 中日交渉史料卷一四(一一六九)光緒二十年六月十五日禮部右侍郎志銳奏倭人謀佔朝鮮事機危急請速決大計摺。

(註一〇) 同卷一五(一一七七)光緒二十年六月十七日給事中余聯元奏東事日急請申宸斷摺。

(註一一) 翁文恭公日記卷三三光緒二十年六月十九日・二十一日。

(註一二) 中日交渉史料卷一五(一一九九)光緒二十年六月二十日國子監司業瑞洵奏日本垂涎臺灣請起用劉銘傳赴臺灣鎮守摺。

(註一三) 同卷一五(一二〇八)附件二光緒二十年六月二十日御史鍾德祥奏陳朝鮮兵事啓疊之由片。

(註一四) 同卷一五(一二二三)光緒二十年六月二十三日工部奏郎中端方因聞日本盤踞朝鮮條陳管見據呈代奏摺。

(註一五) 同卷一五(一二二四)光緒二十年六月二十三日御史楊晨奏籌畫朝鮮兵事片。

(註一六) 同卷一四(一一五六)光緒二十年六月十三日諭旨・(一一五七)光緒二十年六月十三日軍機處傳知總理衙門等奕劻面奏朝鮮之事所奉諭旨片、翁文恭公日記卷三三光緒二十年六月十五日。

(註一七) 翁文恭公日記卷三三光緒二十年六月十四日・十五日。

(註一八) 中日交渉史料卷一四(一一七二)光緒二十年六月十六日戶部尙書翁同龢覆陳會議朝鮮之事摺。

- (註一九) 同卷一五(一二〇一) 光緒二十年六月二十日北洋大臣來電。
 (註二〇) 同卷一五(一二〇二) 光緒二十年六月二十日北洋大臣來電。
 (註二一) 同卷一五(一二〇四) 光緒二十年六月二十日北洋大臣來電。(一二〇五) 同上。(一二一〇) 光緒二十年六月二十一日北洋大臣來電。(一二一二) 同上。(一二一三) 同上。
 (註二二) 同卷一五(一二三九) 光緒二十年六月二十五日北洋大臣來電、中東戰紀本末續編卷亨東征電報上光緒二十年六月二十四日寄倫敦費欽差彼得堡欽差。
 (註二三) 中日交涉史料卷一五(一二四一) 光緒二十年六月二十五日北洋大臣來電。
 (註二四) 翁文恭公日記卷三三光緒二十年六月二十五日。
 (註二五) 中日交涉史料卷一五(一二四八) 光緒二十年六月二十五日發北洋大臣電。
 (註二六) 同卷一五(一二五二) 光緒二十年六月二十六日北洋大臣來電。
 (註二七) 翁文恭公日記卷三三光緒二十年六月二十八日・二十九日・七月一日。

第八六 北洋の戦備

戦争の遂行に當つて第一に重要な要素は戦備に外ならない。戦備を基礎としない戦時外交の悲惨なことは説明を要しないであらう。徳宗及び翁同龢・李鴻藻等の主戦論も李鴻章の和平論も共に、戦備を考慮の上で判断したものである。同一軍備を中心として、主戦論と和平論の生ずるのは奇異のやう

で然らず、いづれの國に於ても開戦の際、兩極端の議論が對立するのを常とする。

曩に北洋が清國の外交を代表して居ることを述べたが、此事實は北洋陸海軍が清國陸海軍の全部でないにしても、最新最強力のものであることを意味する。一體清に限らず、歷朝に於て、歐米大陸諸國に見るやうな強大な陸海軍は存在しなかつた。軍と云ひ兵を稱するものは、總督・巡撫より知府・知縣に至る地方官に分屬して、其地方の警備に當ることを以て任務とする。従つて戦備を整へ、兵器軍需品の完足した大部隊の常備陸海軍は、曾て支那官僚の知らないところであつた。

清國が訓練せられた常備陸海軍を有するに至つたのは、太平天國亂後、歐米諸國に倣つたものである。清國は假令百萬の兵を有するとも、訓練兵器共に完全ではなく、且國內治安維持の必要上、外敵と交戦の用に供するに足らず、外國との交戦に當つては、比較的少數の新式常備陸海軍を用ふる外はない。その新式陸海軍中、素質竝に兵力量より見て、北洋陸海軍が其大部を占めて居る。

かやうな理由で日清戦役は事實上北洋陸海軍と日本國陸海軍との決戦である。北洋の戦備が清國の開戦を決するに最も重要な要素をなして居ることは、之でも明かであらう。以下北洋陸海軍に關して考察を試みよう。其海軍を先にしたのは、日清兩國共に北洋陸軍より北洋海軍を重要視して居たからである。

支那には古來水師と稱するものが存する。之は上述の軍・兵と等しく、地方警備の武装戎克の集團を以て編成せられたもので、名稱は同一でも、清同治・光緒朝のそれと性質を異にする。清代の近代海軍は穆宗同治元年に起原を有し、北洋・南洋・福建・廣東の四水師に分たれ、北洋水師は北洋大臣、南洋水師は南洋大臣、福建水師は閩浙總督、廣東水師は兩廣總督に屬する。福建水師は福州船廠を中心とし、支那近代海軍の祖とも云ふべく、特に總理船政大臣を置かれたが、清佛事變に殆ど全滅し、船廠は破壊せられて、最早清國の代表的海軍たる資格を失つた。(註一)

福建水師に代つたのは北洋水師である。支那に於ける近代海軍の父は初代總理船政大臣沈葆楨であるが、其遺志を繼承したのは、北洋大臣直隸總督李鴻章である。李鴻章は明治十年頃より北洋水師の整備に着手し、先づ新式艦艇を英獨諸國に注文し、福建船政學堂出身の優秀海軍士官を歐洲諸國に派遣して、注文軍艦兵器の監督に當ると共に、海軍軍事を研究せしめ、又旅順口・威海衛を軍港として水陸設備防禦工事を完成し、天津に水師學堂・機器製造局を設置する等、海軍の創設擴張に異常の努力を致した。

北洋水師は明治十四年進水の巡洋艦揚威・超勇を初めとし、爾後一〇年間に續々新艦完成し、明治二十四年には戰艦二隻・巡洋艦七隻・水雷艇六隻より成る新式大艦隊を建設した。かやうに北洋水師

は南洋・福建・廣東三水師と異なる地位を有するので、之と區別するために、北洋海軍と稱し、三水師の統領は總兵であるが、北洋海軍には提督一員・總兵二員を置いた。(註二)

北洋海軍は其兵力に於て、同時代の日本海軍を遙かに凌駕した。僅か一〇年間に、舊式前裝砲二、三門を備へた戎克の大集團より成る水師を、新式大艦隊に改編するに成功した努力は驚嘆に値するが同時に創設時代に免れ難い缺陷を曝露した。其第一は海軍軍政上の缺陷である。上述の如く清朝の新式海軍は沿海の四長官に分屬し、皇帝の直轄の下に置かれて居ない。之がため各海軍・水師は各獨自の補充計畫を立てなければならなかつた。艦艇の建造についても、北洋は自國造船所の存在を無視して、其全部を英國アームストロング、ドイツ國フルカンの兩社に注文し、福州船廠は之がため遂に新式艦船建造の能力と經驗を得る機會を與へられなかつたのは著しい例である。人員補充についても、各水師は各士官養成を目的とする學堂を創立し、其間に何等の聯絡を有しなかつた。之がため各水師は艦艇の性能と士官の素質を異にし、一司令長官の指揮下に戦闘に従事し得ない惧があつた。

清廷は恐らく此事實に無關心であつたのではないであらう。歐米先進海軍國の例を見るに、海軍は必ず其國の元首に直隸し、海軍省なる機關を設け、其軍政を管して居る。明治十八年十月總理海軍事務衙門を設け、德宗の生父醇親王奕譞を總理海軍衙門大臣、慶郡王奕劻・李鴻章を會辦海軍衙門大

臣、曾紀澤・善慶を幫辦海軍衙門大臣に任命したのは、恐らく英國海軍省の制に倣つたもので軍政・軍令の権限を總理海軍事務衙門に收める意圖があつたものと解せられる。然れども各水師が地方大員に分屬するのは、行政上の根據と沿革を有し、之を廢して海軍衙門に直屬せしめるには容易ならぬ困難が伴つて居た。結局に於て、海軍衙門は海軍經常費を沿海諸省に賦課し、其歳入を四水師——大部分は北洋海軍に支出した——に分割する一機關以上の用はなさなかつた。(註三)

近代支那海軍第二のしかも最大の病弊は派閥の問題である。支那海軍發祥の地は福建であり、最初の船政學堂は福州に創設せられたことは既に述べた。之がため船政學堂學生の大半は福建(閩)人を占め、少數の廣東(粵人)を交へたのみである。漢民族は一般に同郷の觀念が強くと、政府・軍部・社會に於て、同郷人でなければ信賴重用しないのは著名な事實である。海軍の閩閩の如きはその代表的のものである。北洋海軍左翼總兵林泰曾・右翼總兵劉步蟾を初め、各艦長の大半は閩人である。艦長既に閩人であれば、水兵・機關兵より從僕に至るまで他省人を採用しない。

北洋海軍にかくの如く閩閩の跋扈を來したのは、蓋し提督丁汝昌・總兵劉步蟾に多大の責任がある。丁汝昌字は禹廷、安徽廬江の人、初め長江水師に入り、後提督劉銘傳に従つて捻匪の討伐に従事し、戦功によつて黃馬褂を賜ひ、後總兵を以て南洋水師に屬した。李鴻章が北洋水師を起すに及び、

水師に經驗あるを以て統領北洋水師となり、記名提督直隸天津鎮總兵を授けられた。水師が海軍に昇格するに及び、北洋海軍提督に任じ、兵部尙書銜を授けられ、武官として最高の地位に進んだ。かやうに丁汝昌は李鴻章の信任を得て、近代式大艦隊に司令長官たる光榮を擔つたが、其經歷の示す通り、戎克の集團を指揮して匪賊討伐を行ふには多大の經驗を積んだけれども、新式海軍を統率すべき海將として、何等の知識も經驗も有しなかつた。然らば北洋海軍實際の統率者は何人かと云ふに、即ち丁提督の旗艦定遠艦長兼參謀長たる北洋海軍右翼總兵劉步蟾である。劉步蟾は福建侯官縣の人、船政學堂第一回卒業生で、夙に歐米各國に留學して海軍軍事を研究し、其學識得易からぬ人才であつた。之がため丁提督の名を以て發せられる命令は盡く劉總兵の手に出で、北洋大臣に提出せられる報告意見書は盡く其起案するところであつた。即ち丁提督は艦隊に於ては完全なロボットに過ぎず、劉總兵之に乗じ、提督の存在を無視して、左翼總兵林泰曾以下同郷人を引き、閩閩を固めたのである。(註四)

司令長官に威信なき事は艦隊の軍紀に重大な影響があつた。初め明治十五年李鴻章は英國海軍大佐ウイリアム・メットカフ・ラング (Captain William Metcalfe Lang 琅威理) を招聘して提督衙門北洋海軍總査となし、丁提督以下の指導教官とした。ラング海軍大佐は格勤精勵、典型的の英國海軍士官で、草創時代の支那海軍の訓練を勵行し、軍紀を振肅するに多大の功績があつた。此點恰も日本國海

軍兵學校教官たりしサー・アーチボルド・ダグラス海軍元帥（當時海軍中佐）と好個の對照をなして居る。草創時代の日本海軍士官が、ダグラス海軍中佐の嚴格な教育に劈易したと同じく、北洋海軍はラング海軍大佐を畏怖した。それ等の結果同海軍大佐は劉步蟾と衝突退職するに至つた。ラング海軍大佐退職後の北洋海軍には、最早軍紀は存在しなかつた。海軍章程に従へば、北洋海軍が旅順口若くは威海衛駐泊中、提督は陸上の北洋海軍公署に於て、營務處以下幕僚を指揮して軍務を處理し、總兵以下士官は任命せられた艦艇に乗艦服務すべき規程であるが、事實は艦隊入港と同時に陸上に去り、一士官の當直するものがない。下士官兵は一切の訓練を放擲し、雜然艦内に集合して、日夜賭博に耽るのみであつた。（註五）

北洋海軍の軍紀については、次のやうな挿話を傳へて居る。明治二十四年七月、丁提督が北洋海軍を率ゐて日本に來航するや、海軍の先輩として樞密顧問官勝安芳伯を訪問、敬意を表した。勝伯は答禮として、丁提督を旗艦定遠に訪問し、艦内を縦覽したが、其軍容整々たるに深く敬服したことを述べて居る。之は丁汝昌及びその幕僚の慣用手段で、外國大賓を迎へる時に限り、艦内の整頓を行ひ、軍紀を特に嚴にする。事情を知らぬ外國大賓は北洋海軍の軍容整齊なるに敬服し、其實力敢て一流海軍國の艦隊に劣らずとし、北洋大臣に贊辭を陳ねるのが常であつた。（註六）

かやうな政略は外國人を籠絡し得たであらうが、國內識者を欺くことは出来ない。北洋海軍の軍紀弛廢と提督丁汝昌の無能とは夙に論議せられ、李鴻章も之を知悉して居た。日清關係急なるに及び、翰林院侍讀文廷式・侍郎志銳・御史鍾德祥等は、相ついで丁汝昌の凡庸長縮戰機を誤ることを參奏したが、（註七）其最も辛辣なのは光緒二十年六月十九日（明治二十七年七月二十一日）龐鴻書の奏である。

用兵之道、以選將爲先、臣風聞、海軍提督丁汝昌近日惟以治遊博戲爲事、巡洋時偶遇風濤、即自稱頭暈精神委靡、豈足統軍、雖臨敵易將似非所宜、然軍務重任、斷不可誤委、以致債事、可否飭下北洋大臣、嚴加察省、如尙堪駢策、亦宜勉其振刷精神、竝功自効。（註八）

第三の痛弊は清廷・地方大員共に、近代海軍の本質に、全然理解がないことである。蓋し近代海軍の根幹をなせる艦艇機關兵器は驚くべき高價な消耗品である。明治二十四年北洋海軍は完成した。次には直に艦艇補充計畫を樹立しなければならぬ。海軍に屬する機關兵器に日進月歩であるが故に、既成艦にあつては、絶えず之を換裝して近代化し、其艦齡に達するに及んでは、新艦を以て代換しなければならぬ。此場合代艦は舊艦に比してより強力で、より高價なるを常とする。大海軍を保有することの困難なのは、建設より維持にあると云つても支障がないであらう。

不幸にして清廷は近代海軍創設の必要を認めしたが、維持の困難を理解出来なかつた。北洋海軍の完

成と前後して、總理海軍衙門は各省よりの納付金の未納が多いことを理由として、海軍經常費四、〇〇〇、〇〇〇海關兩（六、〇〇〇、〇〇〇金圓）に大削減を加へた。北洋海軍は提督丁汝昌の名を以て、艦艇補充と兵器換装を上申し、北洋大臣李鴻章も其必要を認めしたが、總理海軍衙門を督勵することを憚つた。當時北洋海軍所屬艦艇は進水が早い關係より、同時代の日本國海軍に比して、機關の効率低く、兵器は舊式で、早くより換装の必要があることを認められ、既に明治二十四年五月北洋海軍右翼總兵劉步蟾は丁提督の名を以て上申し、李鴻章も之に同意上奏したが、戸部尙書翁同龢は財政困難の故を以て、今後二年間外國より軍艦機關兵器の購入を中止すべきことを主張し、遂に李鴻章の意見は用ひられなかつた。二年後明治二十七年三月、李鴻章は當時急務と考へられた北洋海軍諸艦兵装の近代化を計畫し、先づクルップ社より新式速射砲二一門を購入し、日本軍艦を凌駕する唯二隻の主力艦定遠鎮遠の兵装を換装しようとしたが、其所用經費莫大なるがため、分割支出の事に決し、開戦當時兩艦は舊式鈍重な巨砲を以て、日本軍艦の最新式速射砲と戦はなければならなかつた。（註九）

年額四、〇〇〇、〇〇〇海關兩の經常費は、同時代の日本國海軍省の豫算に比して多いと云ふことが出来ないが、しかも其全額が海軍に支出されたことは殆どなかつたらしい。清廷は海軍費を以て寧ろ不急の冗費と見る傾向があり、緊急の臨時支出を要する場合には、動もすれば之を流用した。中にも

最も甚だしいのは、孝欽太后萬壽節慶典籌備費に流用したことである。孝欽は光緒二十年十月十日（明治二十七年十一月七日）還曆に達するので、新到北京西郊に山莊頤和園（萬壽山）を營み、豪華な萬壽節を舉行する豫定であつた。此慶典籌備特に山莊新營に莫大な經費を要し、其出所がないのに悩んだ。太后の寵臣總管太監李蓮英は、海軍費中毎年一、〇〇〇、〇〇〇海關兩を流用することを進言した。太后大に喜び、總理海軍衙門に諮つた。醇親王・李鴻章等のやうに、孝欽によつて其位地を保つものが反對し得るわけはでない。當初年額一、〇〇〇、〇〇〇海關兩の豫定であつたものが、必要に応じて流用せられ、明治二十七年迄に二千餘萬海關兩に達したと云ふ。二千萬海關兩は三萬金圓に相當し、此金額を投ずれば、最新最鋭の主力艦三隻新造する事が出来たことを忘れてはならない。戸部が外國より軍艦兵器購入の中止を主張し、又海軍豫算に削減を加へるのは、翁同龢・李鴻章の反目も一原因であるが、主なる理由は海軍豫算が不法流用を命せられたところにある。（註一〇）

かやうにして清國近代國防のホープたる北洋海軍は、政府の腐敗と長官の無能のため、將兵の軍紀は弛廢し、艦體機關は修理も行届かず、兵器は舊式で彈藥は不足して居た。李鴻章が最後まで和平論を主張し、開戦を避けようとした根本の理由は此に存する。

明治二十七年七月北洋海軍の現有勢力、竝に同海軍と共同作戰に従事した福建・廣東兩水師の新式

艦艇を左に列挙する。(註一)

| 清 北 洋 海 軍 | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|------|-----|-------|------|------|--|------|-----|-------------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | | | | | 丁 汝 昌 (鐵造) |
| | | | | | | | | | | | 林 泰 會 (定造) |
| | | | | | | | | | | | 劉 步 蟾 |
| | | | | | | | | | | | 北 洋 海 軍 右 翼 總 兵 |
| | | | | | | | | | | | 北 洋 海 軍 左 翼 總 兵 |
| | | | | | | | | | | | 北 洋 海 軍 提 督 |
| 艦 名 | 艦 種 | 進 水 | 艦 材 | 排 水 量 | 馬 力 | 速 力 | 主 要 兵 裝 | 裝 甲 | 定 員 | 製 造 所 | |
| 鎮 遠 | 鐵 艦 | 1881 | 鋼 | 7335 | 6200 | 14.5 | 4 22 2 3 30.5 鋼 砲 15 鋼 砲 7.5 鋼 砲 36 鋼 砲發射管 | 35.5 | 331 | 獨 斯 德 丹 Stettin Vulkan 社 | |
| 定 遠 | " | " | " | " | " | " | 2 1 4 4 21 15 5 36 鋼 砲 鋼 砲 鋼 砲 鋼 砲發射管 | " | " | " | |
| 濟 遠 | 巡 洋 鐵 艦 | 1883 | " | 2440 | 2800 | 15 | 3 2 21 15 4.7 3.7 鋼 砲 鋼 砲 鋼 砲 鋼 砲發射管 | 7.6 | 204 | " | |
| 致 遠 | " | 1886 | " | 2300 | 5500 | 18 | 8 4 15.2 | 15.2 | 203 | 英 艾 斯 威 克 Elswick Armstrong 社 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|------|---|------|------|------|---------------------------------------|--------------|-----|---------------------|--|
| 靖 遠 | " | " | " | " | " | " | 3 3 5 4 21 15 7.5 36 鋼 砲 鋼 砲發射管 | 10 | 203 | 獨 斯 德 丹 Vulkan 社 | |
| 經 遠 | " | 1887 | " | 2850 | 2900 | 15.5 | 2 4 4 25 12 3.7 鋼 砲 鋼 砲 | " | " | " | |
| 來 遠 | " | " | " | " | " | " | 1 2 8 1 26 15 4.7 36 鋼 砲 鋼 砲發射管 | " | " | " | |
| 超 勇 | " | 1881 | " | 1350 | 2887 | 16 | 2 4 4 8 4.7 鋼 砲 鋼 砲 | " | " | " | |
| 揚 威 | " | " | " | " | " | " | 1 2 8 1 26 15 4.7 36 鋼 砲 鋼 砲發射管 | (CM) 20.5 | 145 | 清 州 船 廠 | |
| 本 經 | 鐵 艦 | 1889 | " | 2100 | 2300 | 15 | 1 2 8 1 26 15 4.7 36 鋼 砲 鋼 砲發射管 | " | " | " | |
| 操 江 | " | 1896 | 木 | 950 | 350 | 9 | 2 1 1 8 4.7 鋼 砲 鋼 砲 | " | " | " | |
| 鎮 邊 | " | " | " | " | " | " | 1 2 1 28 7.5 鋼 砲 鋼 砲發射管 | " | " | " | |
| 鎮 中 | " | 1881 | 鋼 | 447 | 420 | 10 | " | " | " | " | |
| 鎮 東 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | |
| 鎮 西 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | |

清國に於ける近代式陸軍の發生は、太平天國亂當時に屬する。當時雇傭せられた外國人將校によつて訓練せられ、指揮せられた防勇の一部が意外に好成绩であつたので、地方大員中往々之に倣ひ、防勇を改編したものがあつた。兩江總督曾國藩麾下の湘勇、江蘇巡撫李鴻章麾下の淮勇が著名である。かくして編成せられた新式軍隊を練軍と稱した。

練軍は歐洲大陸軍國の形式に従ひ訓練せられ、其裝備の如きも Mauser, Mannlicher, Martin, Enfield 等の外國製小銃、Krupp, Armstrong 等の外國製野山砲を主として居た。中にも李鴻章が北洋大臣直隸總督に任せられるや、曩に改編した淮軍を引率して來任し、ドイツ人陸軍將校を招聘して教官となし、又天津に機器製造局を設け、モーゼル式小銃及び彈藥、クルップ式野山砲の彈藥を製造し、兵器の獨立をも圖つた。而して其指揮官は多年李鴻章に従ひ、内亂の鎮定に其名を知られた淮軍の將領である。北洋陸軍は練勇中の精銳として、漸次其名を知られるに至つた。

北洋陸軍の訓練裝備より軍紀に至るまで、支那陸軍としては出色のもので、同時代の日本陸軍にあへて劣らなかつたことは、明治十五年・明治十七年兩度の朝鮮事變、竝に日清戰役初頭に於ける成歎平壤の戰鬪によつても明かである。

直隸總督は北洋大臣としての職權により、直隸以外に山東・奉天兩省沿海要地を管し、其麾下北洋陸海軍を駐する。又東三省練兵大臣正白旗滿洲都統定安は別に東三省の練軍を管し、其奉軍の如きは精銳北洋陸軍に劣らずと稱せられた。以上は日本軍の攻撃に當り第一線に立つべき部隊である。

李鴻章は近代式陸軍を創設したけれども、大陸陸軍國の軍制を輸入しなかつた。之がため清國には動員と云ふものがない。従つて募兵より成る野戰軍の補充は、又新募兵を以てする外に手段がない。此新募兵より成る急造補充隊は、其素質に於て甚だしく劣低な事實を否定出來ない。

日本國陸軍參謀本部の推算によれば、開戰當時に於ける清國練勇は總計三四九、七〇〇に達し、開戦後新募の兵勇は五六、一六八であると云ふ。而して此兵員の大半は、地方警備に必要であるばかりでなく、各省練軍には素質劣悪なものが多く、其幾何を北清戰線に使用し得るか豫想が出來ない。現に山東の榮城・威海衛は日本軍に攻略せられたけれども、防戦に従事したのは守備北洋陸海軍のみで、山東巡撫李秉衡は事實上中立を守つて居た。又北洋陸軍が朝鮮及び奉天に連戦連敗し、直隸亦急を告げるや、清廷は全國に詔した勇兵を召募したが、山海關を超えて前進し、日本軍と戰鬪を交へたのは湖南巡撫吳大澂の率ゐた湘軍の一部に過ぎない。

以上の見地より判斷するに、日本海軍に對照するに北洋海軍を以てしたやうに、日本陸軍に對照するに北洋陸軍を主體とし、之に東三省練軍を加へるのを以て適當としよう。

明治二十七年七月當時、北洋陸軍の配備竝に其兵力は、光緒二十年六月二日（明治二十七年七月四日）北洋大臣李鴻章の奏によれば、下の如くである。乃ち山東威海衛には記名總兵張文宣の率ゆる護軍二營竝に毅軍八營、奉天大連には河北鎮總兵劉盛休の率ゆる銘軍一〇營、旅順には四川提督宋慶の率ゆる毅軍八營、記名提督黃仕林・總兵張光前の率ゆる親慶軍六營（甲申變亂當時の朝鮮駐屯部隊）、山東芝罘には崇武軍四營、直隸北塘口には直隸提督葉志超の率ゆる仁字軍二營、太沽砲臺には記名提督羅榮光の率ゆる砲兵六七〇名、以上計四〇營、計二一〇、〇〇〇を以て第一線の防禦に當る。第二線部隊としては、直隸小站に寧夏鎮總兵衛汝貴の率ゆる盛軍一六營、軍糧城には銘軍馬隊二營、蘆臺には太原鎮總兵聶士成の率ゆる武毅軍二營が駐屯する。此兵力歩隊一八營・馬隊二營、計一〇、〇〇〇に近い。以上北洋陸軍總計約三〇、〇〇〇に達し、李鴻章は北洋海軍の現存する限り、日本軍の侵入を防禦するに充分であるとした。而して現在の情勢より判断して、北洋陸軍が國境を越えて出征する必要があるが、其場合には一營の出征毎に一營を新募して補充し、合計二〇營乃至三〇營に及べば足るであらうと主張して居る。（註二）

以上は李鴻章の説明であるが、戦後日本國參謀本部が詳細に調査したところによれば、北洋陸軍の配備は左の如くであつたと云ふ。

| 軍名 | 駐屯地 | 歩隊 | 馬隊 | 砲隊 | 水雷營 |
|--------|-------|----|----|----|-----|
| 盛字軍 | 直隸小站 | 一三 | 二 | 二 | |
| 盛字飛騎馬隊 | 馬廠 | | 二五 | | |
| 通永練軍 | 直隸北塘 | 二 | 一 | | |
| 義勝營 | 同 | 一 | | | |
| 仁字營 | 同 | 二 | | | |
| 正定練軍 | 直隸山海關 | 四 | 一 | | |
| 慶毅軍 | 奉天旅順口 | 四 | 三 | | |
| 銘字軍 | 奉天金州 | 九 | 三 | | |
| 綏字軍 | 奉天威海衛 | 一〇 | 一 | | |
| 北洋軍 | 山東登州 | | | | |
| 嵩武軍 | 山東芝罘 | 九 | 一 | | |
| 廣武軍 | 山東登州 | 二 | | | |

以上合計歩隊六六營三哨・馬隊一七營、其兵力合計約三五、〇〇〇に達する。但し清國練軍歩隊一營の定員は五〇〇、馬隊は二六三であるが、日本國參謀本部の戦後調査によれば、清國軍には定員に

満たないものが多く、又非戦闘員が混合するが故に、一營の戦闘員は平均歩隊三五〇、馬隊は二五〇に過ぎないと云ふ。此計算に従へば北洋陸軍戦闘員は總計三〇、〇〇〇未滿となる。

北洋陸軍と共に第一線に立つものは東三省練軍である。當時清廷は東三省練軍中、其精銳北洋練軍に劣らぬ奉軍の出勤を計畫して居た。奉天省練軍は奉軍歩隊一營・馬隊五營、盛字練軍八營・馬隊二營で、其兵員は光緒二十年六月二十六日（明治二十七年七月二十八日）東三省練兵大臣定安の奏によれば、合計五、三〇〇である。以上の外、吉林・黒龍江兩省には八旗より改編した歩隊・馬隊があるが、元來此兩省の兵力は邊疆防禦の任に當るものであるから、之を朝鮮半島の作戰に使用することは、李鴻章の作戰計畫には考へられて居なかつた。（註三）

以上北洋陸軍及び東三省練軍を加へて、其兵力約三五、〇〇〇乃至四〇、〇〇〇は出征準備完成した軍隊で、李鴻章は日本陸軍の現在數を五〇、〇〇〇と推算して居たので、之を以て大陸に出征すべき日本軍を充分擊破するに充分であると考へて居た。

當時日本陸軍は七師團（近衛師團を含む）より成り、野戰一師團は一八、四九二の定員を有するが、其戦闘員は約一〇、〇〇〇なるが故に、野戰七師團は七〇、〇〇〇を超え、李鴻章の推算五〇、〇〇〇は過小に失する。いづれにしても七師團中若干は國內守備に控置せられるが故に、大陸に出征し得る

兵力は相當減少を見るとすれば、五〇、〇〇〇の數も或は實數と大差ないことを知るであらう。事實問題として、最初朝鮮に上陸した野戰第一軍は第三・第五兩師團より成り、平壤攻圍戰に参加した兵力は約一二、〇〇〇、鴨綠江渡河戰に参加した兵力は約一三、〇〇〇で、共に清兵より劣勢であつた。而して第二軍に屬する第一師團が遼東半島南岸に上陸したのは、開戦後二個月を経過した十月二十四日、第二・第六兩師團が大連灣に集合したのは、翌明治二十八年一月である。しかも日本陸軍が大同江以北の沿岸に敵前上陸を敢行し得たのは、北洋海軍が敗退し、黃海の制海權を喪失した後である。之等の事情を綜合すれば、李鴻章が北洋陸軍約三〇、〇〇〇・奉天練軍五、〇〇〇を以て五〇、〇〇〇の日本軍を完全に擊退し得ることを確信したのも、不當でないであらう。（註四）

（註一） 清史稿兵志六水師・七海軍、王信忠 福州船廠之沿革（清華學報第一〇卷第一期）。

（註二） 清史稿兵志七海軍、池仲祐 海軍大事記（中國近百年史資料續編下）。

（註三） 清史稿兵志七海軍、海軍大事記。

（註四） 清史稿列傳二四七鄧世昌・劉步蟾（林泰曾等）・二四九丁汝昌、中日兵事本末。

（註五） 海軍大事記、東方兵事記略卷四海軍編。

（註六） 水川清話（海舟全集卷一〇）三九四—三九六頁。

（註七） 中日交渉史料卷一五（一二〇八）光緒二十年六月二十一日御史鍾德祥奏船政廢弛請飭實力整頓摺。

(註八) 同卷一五(一一九三) 光緒二十年六月十九日慶鴻書奏海軍提督以治遊博戲爲事請飭北洋大臣嚴察片。

(註九) 清史稿兵志七海軍、海軍大事記。

(註一〇) 清史稿兵志七海軍、海軍大事記。

(註一一) 左表は廿七八年海戰史・日清戰史卷一附表と主とし、之に各種の史料を參考として作成したものである。

(註一二) 中日交渉史料卷一四(一〇七一) 光緒二十年六月二日李鴻章覆陳海陸兵數摺。

(註一三) 同卷一五(一二五一) 光緒二十年六月二十六日定安裕祿等會商派兵進駐朝鮮平壤一帶摺・(一二五一) 附件二定安奏請補足兵額片。

(註一四) 清史稿兵志三防軍陸軍、日清戰史卷一、東方兵事紀略卷二。

第三一章 日清開戰

第八七 豊島及び成歡の戰鬪

明治二十七年六月四日、北洋大臣直隸總督李鴻章より朝鮮に出動を命ぜられた北洋陸軍中、直隸提督葉志超の率ゆる部隊は、六月十二日朝鮮忠清道牙山に上陸を完了し、其兵力約二、五〇〇・砲八門である。又朝鮮派遣を命ぜられた混成第九旅團は六月五日動員下令、同二十八日仁川上陸を完了し、其兵力は歩兵六大隊・騎兵一中隊・砲兵二中隊・工兵一中隊で、其兵力約八、〇〇〇・砲一二門に達する。而して清兵は朝鮮國內亂鎮定の任を帯びたものであるが、日本兵は在韓公館居留民保護を表面の理由として居るけれども、事實は清兵との交戦を豫期して編成せられたものである。

葉軍の牙山到着當時、東學匪徒は自發的に解散して、餘匪猶蠢動するにもせよ、出兵の理由は消滅した。然るに大部隊の日本兵は陸續京仁の間に到着しつゝあり、之がため清兵は遠く忠清道に孤立して、開戦の際全軍覆滅せしめられる危険を生じた。但李鴻章は日清兩國軍隊の同時撤兵を主張し、ロシア・英兩國政府に調停を依頼して居るので、日本軍の輸送を傍觀しながら、大規模の軍事行動を遠

慮しなければならぬ破目に陥り、葉軍の危険を知りつゝも、六月二十五日補充隊に屬する歩隊馬隊約五〇〇を、海路天津より牙山に輸送した以外に、増援部隊を派遣することが出来なかつた。駐韓道員袁世凱は葉軍が優勢な日本軍に壓迫せられ、萬一の場合退路がないことを憂慮し、全軍を海路平壤若しくは鳴綠江岸地方に轉駐すべきことを上申したが、李鴻章は葉軍の牙山撤退を以て、宗主國の威信を毀損するものとして許可しない。(註一)

此間葉志超は依然牙山・公州の間に滯陣し、日本軍後續部隊が陸續仁川に上陸するのを見て、連に増援を請求し、或は日本軍に對抗するため、陣地を水原に移すことを上申したが、李督は外交上不利として之を許可しない。葉提督は荏苒日を消するに堪へず、七月九日上中兩策を具して指揮を仰いだ。

倭日益猖獗、韓急望救援、各國調處卒無成議、此時速派水陸大軍、由北來、超○葉率所部、由北來、超○葉率所部、前進擇要扼紮、託名護商、若至決裂、免致進兵無路、此上策也、否則請派商輪三四隻來牙、將我軍撤回、蓋我軍爲剿匪來、匪既受撫、隨即撤回、亦係正辦、後行文各國公使並倭廷、申前次同撤之約、如彼不依、秋初再圖大舉、是爲中策、若守此不動、徒見韓人受困於倭、絕望於我、且軍士既無戰爭、久役露處暑雨受病、殊爲可慮、請速賜電示遵行。(註二)

葉提督の上申に對して、李督は現に總理衙門が英國公使の仲介により、小村臨時代理公使と朝鮮撤兵を協議中なるが故に、上策の増兵を行ふ時期ではない。中策は袁道と同意見であるが、之は清國の威信を損するが故に實行不可能である、但葉軍が炎暑の候、徒に露處して疾病多く、無爲にして士氣衰へる實情は深く考慮を要するとし、七月十二日總理衙門に轉電して其意見を質した。(註三)

清廷に於ては、李鴻章の戦争回避論に多大の不滿を感じて居た折柄、總理衙門と小村臨時代理公使との交渉も圓滿進行の見込がないので、七月十六日軍機處より和議恃むに足らざるを以て、至急朝鮮に増兵すべきことを訓令した。

軍機大臣密寄北洋大臣李、光緒二十年六月十二日

○明治二十七年七月十四日

奉上諭、倭人以重兵脅制朝鮮、雖

與商議撤兵、久未就緒、和議恐不足恃、承應速籌戰備、以杜狡謀、前經疊諭李鴻章、先事預籌、毋致落人後著、現在事機緊迫、著李鴻章速爲籌備、先派一軍、由陸路前往邊境駐紮、以待進發、宋慶所部素稱得力、東三省練軍及左寶貴所帶兵勇、亦皆可用、應如何抽撥之處、著分別咨商、速籌調派水路、葉志超一軍、兵力尙單、須有繼進之軍、以資接應、沿海各口如旅順・大連灣・威海衛等處、皆關重要、如何布置、均應逐一妥籌、其軍火器械糧餉一切、均應剋日辦齊、先期給發、方不至倉猝誤事、該督奉到此次密諭、立即妥籌趕辦、水陸各口、現擬派何人前往、統帶營、駐

繁何處、及一切辦理情形、迅速即詳細覆奏、慎勿諉卸遷延、致干咎戾、將此由四百里密諭知之、欽此、遵旨寄信前來。(註四)

李鴻章自身七月十四日陸奧外相の第二次絶交書を提示せられて、平和的解決の見込甚だ渺いことを覺り、漸く葉軍の進退を考慮するに至つた。乃ち葉志超・袁世凱の上申に従ひ、海路平壤に移すことを計畫し、之が運送船備船・護衛艦隊派遣の準備に着手し、七月十五日葉提督に打電して撤退準備を命令した。(註五) 翌十六日には七月十四日付軍機處密寄に答へて、其第一次作戰計畫を報告した

密新、昨欽奉十二日○七月十四日密諭、速爲籌備等因、查漢城・仁川附近一帶、倭兵水分陸布嚴密、歷來中國進兵朝鮮、皆由平壤北路進發、現派總兵衛汝貴、統盛軍馬步六千餘人進平壤、宋慶所部提督馬玉崑、統毅軍二千進義州、均僱招商局輪船、由海道至大東溝登岸、節節前進、相機妥辦、所需軍火器械糧餉轉運各事、均剋辦齊、俾無缺誤、並電商盛京將軍、派左寶貴、統馬步八營進平壤、會合各軍、圍援漢城、至葉志超一軍、昨已電商該提督、移紮平壤、厚集兵勢、俟其覆准、即派丁汝昌、酌帶海軍能戰之船、往朝鮮海面、巡獲游弋、以資策應、此目前布置大略情形、至沿海各口旅順・大連灣・威海衛等處、早徑佈守已整、此次除抽撤旅順後路毅軍二千外、其餘各將、屢告奮勇赴韓、均因要防未能輕調、仍嚴飭各口、妥密籌備、盛軍本係津沽游擊之師、今移緩就急、

擬即選將添募墳紮、加緊訓練、以備前敵後路接應、請先代奏、仰紆聖厯、俟辦理一切就緒、再詳

細覆奏、鴻、願午○光緒二十年六月十四日午刻(註六)

李督の回奏到着するに先じて、七月十六日即日總理衙門は旨を奉じて、朝廷主戰の意を明かにし、李鴻章が外交軍事の重任に當り、畏懼することを許さず、七月十四日旨に従ひ、作戰計畫の大本を決し、急に覆奏すべきを傳達した。

奉旨、現在倭韓情事、已將決裂、如勢不可挽、朝廷一意主戰、李鴻章身膺重寄、熟諳兵事、斷不可意存畏葸、著懷遵前旨、將布置進兵一切事宜、迅速覆奏、若顧慮不前、徒事延宕、馴致貽誤事機、定惟該大臣是問、欽此、光緒二十年六月十四日。(註七)

此時に至り、李鴻章は猶英國外務大臣の有効な調停を斷念することが出来なかつたが、清廷の嚴命に接して、調停に有害な朝鮮に於ける兵力増加を實行せざるを得ない立場に置かれた。乃ち總兵衛汝貴の率ゆる盛軍一六營、提督馬玉崑の毅軍約二、〇〇〇、總兵左寶貴の率ゆる奉軍八營に、朝鮮出動を令した。中にも盛軍は直隸小站出發、海路大同江口に急航し、平壤に據つて南方葉軍部隊と呼應して、日本軍を牽制する計畫であつた。

李鴻章は既に葉軍の海路平壤移駐を命令したのであるが、葉提督は七月十八日に至つて、『船移甚

險、由陸要扼、相機移紮、較有把握、且使倭軍漢釜相通南路、但求添隊』と電申した。蓋し當時朝鮮に於ける形勢頗る切迫し、日本軍の運動活潑なのを見て、海上輸送を危険とし、寧ろ京城釜山間の要衝を扼し、日本軍の交通線を遮断することを以て得策としたが、兵力甚だ不充分なので、増援を請求したものである。

李督は葉志超の意見に同意し、現在京津の間に集中せる部隊より、約二、〇〇〇の兵を葉軍に増加して合計五、〇〇〇とし、在平壤の盛軍六、〇〇〇と策應すれば、京仁間八、〇〇〇の日本軍を牽制するに足るものと考慮した。(註八)

以上の計畫は日清關係の緊張に鑑み、急速に實施する必要があつたが、京津・金州地方より同時に大部隊の陸兵を輸送するため、運送船の不足を生じ、外國商船を借上げる必要もあり、(盛軍の上陸地を大東溝に変更したのも此理由であらう)、又盛軍の出動準備も整頓せず、七月二十日以前に出發不可能であつた。此一週間の遅延は日本軍に對抗準備を完成せしめ、清國海陸先遣部隊は、優勢な日本國陸海軍の反撃に會したのである。

日本國政府の立場より見れば、混成第九旅團は六月二十八日京仁間に集中を完了したので、一日も早く開戦した方が有利である。但現にロシア・英國政府が調停に従事して居る以上、即時開戦は不可

能であつた。七月上旬に至り、ロシア國政府は強壓を加へて日本に調停を強制する決心なく、英國政府の調停は當初より其方針が曖昧で、總理衙門は一旦英國公使の調停を拒否する態度を示した。

陸奥外相は此に於て第三國よりする一切の障害除去せられたりと信じ、七月十四日清國政府に最後通牒の内容を有する第二次絶交書を送り、又大島駐韓公使には、朝鮮國內政改革を促進すべきことを電訓したのである。

日本國政府の豫想に反して、オーコナー英國公使七月十六日總理衙門各大臣と會見し、小村臨時代理公使との間に調停の勞を取り、總理衙門・李鴻章共に開戦を回避する方針を取つたため、日清開戦は實現しなかつた。

七月十九日オーコナー公使はベエジェット駐日臨時代理公使を通じて、同公使獨自の見地より作成した調停案を提示した。此時ベエジェット代理公使はキムバリー外相よりの電報として、日本國政府が『七月二十日まで何とか處する所なくんば、清國政府は一二、〇〇〇の兵を仁川に派遣する由』を傳へた。

英國代理公使の言は李鴻章が盛軍・毅軍・奉軍の朝鮮出動命令を發したことを指すもので、當時此情報は未だ到達しなかつたものと思はれるが、李鴻章が在朝鮮陸海軍を増加する徴候は、駐清公使館

附武官神尾步兵少佐及び芝罘駐在領事伊集院彦吉の報告でも明かである。政府は清國の増兵を以て挑戦行爲と見做し、七月十九日外務大臣より英國代理公使に交付した回答覺書に其意味を強調した。

清國ノ陰險遅延手段ノ爲メ、朝鮮ノ形勢頗ル切迫ニ至リタルガ故ニ、清國政府ガ本日ヨリ五日間ヲ期シテ、其筋ヲ經、提議ヲ差出スニアラザレバ、帝國政府ハ之ヲ容レザルベシ、且ツ此際清國ヨリ増兵ヲ派遣スルニ於テハ、日本ハ之ヲ以テ威嚇ノ處置ト見做スベシ。(註九)

清國政府が日本國政府の提示した條件を承諾しない事は殆ど自明の理であるから、七月二十四日を以て國交は斷絶するものと見なければならぬ。大本營は政府と密接な連絡を取り、豫定の行動を開始した。乃ち七月十九日大本營は在京城大島混成旅團長に電訓して、清國が朝鮮に軍隊を増加する事があれば、獨斷を以て事を處することを許可し、翌二十日には更に清兵増加の状況があれば、一部隊を京城に残留して、公使館及び居留民保護の任に當らしめ、主力を以て最も接近せる敵部隊即ち葉軍を攻撃すべきことを命じた。(註一〇)之と同時に七月二十日大本營は、海軍軍令部長海軍中將子爵樺山資紀を、聯合艦隊の集合地點たる佐世保に派遣して、司令長官伊東海軍中將に出動命令を傳達せしめた。(註一一)京城に於ては恰も七月十九日、本野外務省參事官・福島陸軍歩兵中佐が東京より歸還して、政府の決意を大島公使に傳達するところがあり、大島公使は翌二十日統理衙門に照會を發して、

清韓宗屬關係の廢棄、中朝水陸商民章程の破棄を要求し、日清衝突の端を開いたのである。

混成旅團長大島陸軍少將は既に七月二十日行動開始の大本營命令を受領したが、清韓宗屬關係廢棄を前提とする朝鮮國政府改造には兵力を必要とするため、大島公使と協議の上、出發を延期した。之がため日清開戦の役割は海軍の手に歸したのである。

七月二十日東京を出發した樺山海軍軍令部長は二十二日佐世保に到着し、伊東聯合艦隊司令長官に大本營の出動命令を傳達した。伊東長官は七月二十三日日本隊・第一遊撃隊・第二遊撃隊の巡洋艦海防艦一三隻・砲艦二隻・水雷艇六隻・特務艦一隻を直率して佐世保を出港、朝鮮國全羅道群山沖に向つた。艦隊の目的地を群山とした理由は明かでないが、同地には電信が通ずるので、東京大本營及び在京城安原海軍少佐と連絡を取るためであらう。

伊東長官は七月二十四日夕黒山島に達するや、第一遊撃隊司令官海軍少將坪井航三に吉野(旗艦)・浪速・秋津洲の三巡洋艦を率ゐて、牙山灣附近の強行偵察を命じ、自ら本隊・第二遊撃隊・附屬艦艇を直率して、二十五日午後群山沖に到着した。(註一二)

坪井司令官は第一遊撃隊を率ゐて七月二十五日早朝牙山灣外豊島沖に達したが、豫ねて長官の命令によつて來會を豫期せられた仁川在泊軍艦八重山・武藏・大島を認めず、附近海面を搜索中、午前六

時三十分頃牙山灣方面より北上する二隻の船影を發見、接近するに及び、清國北洋海軍所屬巡洋艦濟遠・南洋水師所屬巡洋艦廣乙であることを確認した。

坪井司令官は清國軍艦の出現を見て、八重山等弱小の日本國軍艦が既に撃破せられたことを疑つたばかりでなく、司令長官より敵艦隊優勢ならば攻撃し、劣勢ならば戦闘を避けよとの命を受け、敵の優勢劣勢を問はず進んで攻撃すべきことを決心して居たので、即時戦闘開始に決し、先づ水路の狭小を避けて一旦回頭し、廣き海面に出で正面を變じ、戦闘旗を掲げ、午前七時五十二分濟遠との距離約三、〇〇〇メートルを測るに及び、發砲戦端を開いた。(註一三)

是より先、七月十九日李鴻章は葉軍増援のため、直隸蘆臺駐屯の仁字營二營・武毅軍の一部、通永練軍二營・義勝營一營、合計約二、三〇〇の兵に出動を命令した。此部隊は上海怡和洋行 (Jardine, Matheson & Co. Ltd.) より借上げた英國商船三隻によつて、海路牙山に輸送するに決し、其第一船愛仁號・第二船飛鯨號に仁字營・武毅軍約一、三〇〇の兵員を搭載し、北洋海軍中營副將方伯謙の率ゆる軍艦濟遠・廣乙の護送の下に、七月二十一日大沽を出發、二十三日牙山に到着、陸兵を揚陸した。第三船高陞號(總噸數二、一三四噸)は總兵銜補用副將駱佩德・補用副將吳占鰲等の率ゆる通永練軍、總兵銜補用副將吳炳文の率ゆる義勝營の兵一、〇〇〇・砲一二門を搭載して、七月二十三日午後大沽

出發、牙山に向つた。李鴻章の軍事顧問として有名なドイツ國陸軍砲兵少佐コンスタンティン・フン・ハンネッケン (Konstantin von Hannecken) も高陞號に便乗した。既に愛仁・飛鯨の護送を終つた方副將は更に高陞號を出迎へるべく、牙山より大沽に回航の途、二十五日早朝日本國艦隊に遭遇したのである。(註一四)

七月二十五日牙山灣豊島沖に遭遇した日清兩國艦隊のいづれが先づ發砲戦端を開始したか問題となつて居る。日本國海軍軍令部編纂二十七八年海戦史には「而して清艦は管に我將旗に對して禮砲を發せざるのみならず、戦闘準備を爲し居るを以て、坪井司令官は彼れ業已に戦端を啓き、仁川淀泊中の帝國軍艦八重山等を撃破し、更に我艦隊を邀撃せんがために出で來りしものならん、果して然らば彼の本隊も亦必ず近海に在るならんと推斷し、益々戒嚴する所あり(中略)、午前七時五十二分彼我殆ど三千米突の距離に達するや、清國軍艦濟遠先づ我に向て發砲す」(註一五)と記述して居るが、副將方伯謙の追録たる宛海紀聞によれば、同副將は全く戦闘を豫期せず、戦闘準備を命令しない間に、優勢な日本國軍艦より猛撃を加へられたと云ふ。(註一六)

彼我の主張相反するが、戦略上より見れば容易に其實相を判斷し得られる。即ち清國艦隊は軍隊運送船の護送を本務とし、現にその任務に従事なので、戦闘はなるべく避けなければならぬ。又清

國軍艦は日本國軍艦に比して甚だしく劣勢劣速なので、公海に於ける戦闘に於ては、優勢な日本國軍艦隊に何等損害を與へることなくして全滅せしめらるべき原則である。

戦闘は大體に於て以上の判断通りに進行した。濟遠管帶方伯謙が合戦準備を令しない間に、吉野より發射した一弾が艦橋に命中し、方副將と共に敵艦の行動を注視せる大副(副長)都司沈壽昌を斃し、次の一弾は前部二一センチ砲塔に命中、二副守備柯建章を殺害し、學生守備黃承勳に重傷を負はしめた。少時にして艦橋・大橋・海圖室・煙突は敵艦の發射する一五センチ・一二センチ榴弾のために破壊せられ、殊に前砲塔附近は伏屍壘壘として、砲の操作にすら困難を感じた。此初戦に於て濟遠は戦死一三名・重傷二七名を出し、殊に上甲板にあつて戦闘を指揮した將校の大半は死傷したと云ふ。速力一五節を超えない舊式巡洋艦濟遠が、二〇節以上を出し得る新鋭巡洋艦吉野の追撃を脱し得たのは、初度の海戦に慎重な行動を必要とした坪井司令官の用意によるものであらう。廣乙は秋津洲の砲撃を受けて戦死一〇名・負傷四〇名を生じ、艦體に大損害を蒙り、脱走の見込がなかつたので、管帶參將林國祥は命じて、忠清道泰安縣沿岸(忠清南道瑞山郡梨北面)に擱坐せしめ、乗員を上陸せしめ、後艦を爆破した。

此間吉野・浪速に追撃せられて逃走中の濟遠は、京畿德積鎮^{シヨバイウ}蔚島附近に於て、豫定の如く運送船

高陞號及び同航せる砲艦操江と會合した。濟遠は操江に『我已に開仗す、爾速かに回るべし』と信號したが、時に海上は煤煙砲煙相混じり、四邊朦朧として旗色を識別し難く、操江は信號を充分諒解しない間に、日本國艦隊に追及せられたものである。操江管帶參將王永發は到底敵しないために秋津洲に降服した。(註一七) 高陞號は英國商船旗を掲げて居たので、午前九時過、浪速艦長海軍大佐東郷平八郎は同船を臨檢の結果、清國軍隊輸送船であることを知り、船長トマス・ライダー・ゴールズヅジイ(Thomas Ryder Galsworthy)に隨航を命じた。船長は同意したが、清國管官駱佩德・吳占鰲・吳炳文等は強硬に反對し、船長を威嚇して逃走せしめようとしたので、船長は事情を浪速艦長に報告した。東郷浪速艦長は英國商船が清國軍隊によつて占據せられたものと認め砲撃沈し、船長・一等運轉士・操舵手の三名を救助收容した。時に午後一時四十六分である。高陞號乗員中一四七名蔚島に上陸したものを除き、一千餘名は溺死した。駱・吳等管官の乗船と運命を共にし、フォン・ハネッケン砲兵少佐は幸にして救助せられた。(註一八)

次に陸軍の行動の大要を述べよう。混成第九旅團長大島陸軍少將は大島公使と協力して、七月二十三日政變に参加し、大院君の新政權を樹立した後、七月二十五日京城を出發し、忠清道なる葉軍を攻撃するに決した。當時總兵衛汝貴の率ゆる盛軍は近く平壤に來着すべき情報に接したので、其南下に

備へる必要上、臨津鎮には歩兵約一大隊・騎兵一小隊・砲兵一中隊・工兵一小隊より成る獨立守備隊を置き、又京城仁川にも各守備兵を残留したため、旅團長直率下に南進し得べき兵力は、歩兵四大隊・騎兵一中隊・砲兵二中隊、工兵二小隊、其戦闘員約歩兵三、〇〇〇、山砲八門に過ぎなかつた。

混成旅團は七月二十五日京城出發、二十六日水原府に宿營し、二十七日振威に到着露營した。是日、旅團長は清軍主力が成歡驛附近の堅固なる陣地に據れる事實を確認した。(註一九)

是より先七月二十二日、在京城代理交渉通商事宜唐紹儀は在牙山葉提督に、『聞昨倭將派兵赴牙山尋峰、在仁小工千餘備、今夜赴水原、運軍械、速防範』(註二〇)と密報した。時に盛軍未だ平壤に到着せず、増援部隊を搭載した運送船愛仁號・飛鯨號もまた大沽出發を報せられたのみである。總兵聶士成は提督葉志超と協議の上、京城・公州間の大道を扼する成歡驛の高地を占領して、日本軍の南下を拒守するに決し、二十六日直率せる武毅軍二營・古北口練軍一營を率ゐて此地に陣地を構築した。かの愛仁・飛鯨二船に分載した正字營二營は、七月二十四日牙山に上陸を終つたが、高陞號に搭載した二營の兵は乗船と共に全滅したとの報道は、七月二十七日牙山に傳へられ、清兵に非常な衝動を與へたのである。(註二一)

七月二十七日日本軍は既に成歡の前面素砂場に現れたので、聶總兵は援を葉提督に請求した。葉提

督は新來の仁字營二營を成歡に急派し、翌二十八日には自ら成歡に赴いた。聶士成は説いて云ふ、『頃ろ海道已に梗がり、援軍飛渡し難し、牙山は絶地にして守るべからず、公州は山を背にし、江に面して天生の形勝なり、宜く速かに往きて之に據るべし、幸にして勝たば公之が後援をなすべく、勝たざれば猶道を繞りて出づべし、此間の戦事當に力を竭して防禦し、機を相して進止すべし』と。葉提督之に同意し、正定練軍四營を率ゐて公州に據つた。(註二二)

聶士成の言で明かな如く、遠く敵地に孤立し、援路既に絶えた清軍は優勢な日本軍と決戦を避け、軍の主力を以て成歡を防禦し、敗退に備へて、公州に有力な收容陣地を設け、日本軍を避けて迂回北上する作戦であつた。即ち成歡には聶士成所部の五營約二、〇〇〇・砲八門、公州には葉士超所部の四營約一、五〇〇の兵を配置したのである。

大島混成旅團長は七月二十八日午前素砂場に達して、敵陣地を偵察し、同日正子より攻撃を開始するに決した。聶士成は主力を以て成歡驛の東北月峰山一帯の高地を占領し、一部を以て西北牛歇里一帯に配置して居るので、旅團長は一部の兵力を以て牛歇里を陽攻し、敵主力を此方面に牽制し、自ら主力を率ゐて都監里より迂回して、成歡陣地を攻撃する作戦を立てた。(註二三)

日本軍は豫定の作戦計畫に従ひ、二十九日午前零時を以て行動を起した。牛歇里攻撃部隊は歩兵第

二十一聯隊長歩兵中佐武田秀山の率ゆる歩兵一大隊・工兵二小隊より成り、二十九日午前二時素砂場を發し、安城川を渡り佳龍里に至るや、部落内より突如激烈な射撃を受け、尠からぬ死傷を生じた。之は天津武備學堂學生于光圻・周憲章・李國華・辛得林の率ゆる一隊である。彼等は暗中急射撃によつて日本軍を混亂せしめ、一時前進を阻止したが、聶總兵は援隊を送らなかつたため、優勢な日本軍に包圍せられて四學生は戦死し、殘兵は成歡方面に敗退した。武田中佐は清兵を撃退して、午前五時過佳龍里を發し、牛歌里の陣地攻撃に前進した。聶士成は夜來の激烈な戦闘を見て、日本軍の攻撃目標は西北方面にありと判断し、自ら主力を率ゐて、牛歌里の防禦を指揮した。此間大島旅團長の率ゆる主力は、何等敵の攻撃を受けることなくして、二十九日午前五時過都監里を経て、月峰山東北麓の新井里に開進を終り、同高地一帯に激烈な攻撃を加へた。清兵は主力を牛歌里方面に移した事として、勇敢に抵抗したが衆寡敵せず、聶總兵の急遽増援も及ばず、午前七時過月峰山陣地は突破せられた。日本軍は進んで成歡驛を占領し、潰走する清兵を射撃した。牛歌里方面の清兵も成歡方面の敗戦を見て、大なる抵抗を試みずして退却し、武田中佐は午前八時過清兵の陣地を占領した。

大島旅團長は清兵が牙山方面に退却したと判断し、同地を偵察せしめたが、其實牙山には一兵もなく、天安・公州方面に退却したとの情報に接した。時に平壤方面の敵情が不安なので、清兵の追撃を

中止し、旅團を率ゐて八月一日より歸還の途に就き、同五日京城に到着した。此戦闘に於ける日本軍の死傷は八三名である。(註三)

聶士成は敗兵を率ゐて公州に退却し、葉志超と合同したが、日本軍の追撃を恐れて、忠清道清州牧に再び退却し、八月初此地を發し、遠く忠清道・江原道を迂回し、八月下旬平壤に到着した。成歡戦闘に於て蒙つた損害尠からず、更に平壤に北進中、多數の病兵逃亡兵を出し、著しく兵力を減少した。(註四)

豊島沖海戦・成歡陸戦は來るべき日清海陸軍主力の決戦に對する前哨戦と見るべく、兩軍の素質を判断するに貴重な資料を提供するものであらう。政治的意義はより重大で、既に七月二十三日政變に於て清韓宗屬關係廢棄を宣言したが、清國の勢威を畏怖して何事も爲し得ない大院君の新政權をして表面的ではあるとは云へ、日本の實力を認め、日韓攻守同盟協約締結を受諾せしめるに至つたものである。猶之に附帶して、英國商船高陞號撃沈より困難な日英交渉を惹起したことは注意を要する。

(註一) 中東戦紀本末續編卷亨東征電報上光緒二十年六月六日遼朝鮮成歡葉軍門。

(註二) 同光緒二十年六月十日寄譯署。

(註三) 同。

- (註四) 中日交渉史料卷一四(一一四七)光緒二十年六月十二日軍機處密寄北洋大臣李鴻章上諭。
- (註五) 東征電報上光緒二十年六月十三日復總署。
- (註六) 中日交渉史料卷一四(一一五四)光緒二十年六月十四日北洋大臣來電。
- (註七) 同卷一四(一一六四)光緒二十年六月十四日軍機處電寄李鴻章諭旨。
- (註八) 同卷一五(一一八七)光緒二十年六月十八日北洋大臣來電。「密新、篠兩電悉、前慮葉提督兵單處危地、高令用船移平壤旋接覆電、船移甚險、由陸扼要、相機移葉、較有把握、且梗倭軍漢釜相通南路、但求援隊云、現擬在津軍、抽調精銳二千餘、合葉原隊、共五千人、可當一面南路、韓民不服倭而信葉、當不至受困、將來若不成和議、北有平壤大隊、南有葉軍、合力前進、率制得勢」(下略)。

- (註九) 日清韓交涉事件記事英國之部。
- (註一〇) 日清戰史卷一 一一八—一九頁。
- (註一一) 廿七八年海戰史卷上七七—七八頁。
- (註一二) 同卷上七九—八四頁。
- (註一三) 同卷上八五—八八頁。
- (註一四) 中日交渉史料卷一五(一二四一)光緒二十年六月二十五日北洋大臣來電、姚錫光 東方兵事紀略卷四海軍編。
- (註一五) 廿七八年海戰史卷上八七—八八頁。
- (註一六) 中東戰紀本末卷四宛海紀開。
- (註一七) 廿七年海戰史卷上八八—九二・一〇六・一〇九—一一三頁、東方兵事紀略卷四海軍編、宛海紀開。
- (註一八) 廿七八年海戰史卷上九二—九四・九六—九八頁、大阪朝日新聞明治二十七年八月十六日・十七日・十八日高陞號沈

沒顯末(外務大臣宛末松法制局長官報告) Mr. Sill to Mr. Gresham, August 3, 1894. U. S. Foreign Relations, 1894,

Appendix I, pp. 44-47, No. 36 (Inclosure in No. 36) Mr. von Hannecken's statement.

- (註一九) 日清戰史卷一 一一八—一二〇・一二五—一三三頁。
 - (註二〇) 中日交渉史料卷一五(一二二〇)光緒二十年六月十一日北洋大臣來電。
 - (註二一) 東方兵事紀略卷一授朝篇。
 - (註二二) 同「六月二十六日農葉志超亦馳至、聶士成言於志超曰、頃海道已梗、授軍難飛渡、牙山絕地不可守、公州背山面江、天生形勝、宜速往據之、幸而勝公爲後援、不勝猶可繞道出、此間戰事、當竭力防禦、相機進止、是日倭兵已逼素沙場、去成歡十餘里、於是志超自率葉玉標一營往公州、而士成率五營駐成歡」。
 - (註二三) 日清戰史卷一 一三五—一三八頁。
 - (註二四) 同卷一 一三八—一五七頁、東方兵事紀略卷一授朝篇、大阪朝日新聞明治二十七年八月七日・九日・十日成歡戰開。
 - (註二五) 日清戰史卷二 二六七頁、東方兵事紀略卷一授朝篇。
- 【參考地圖】朝鮮總督府五〇、〇〇〇分一地圖 水原 南陽 利川 安城 烏山 天安 平澤 發安場 牙山
廣亭里 公州 水路部海圖三二六號(朝鮮西岸漢江近海)

第八八 國交斷絶と宣戦

豊島沖海戦は七月二十五日、成歡戦は七月二十九日に発生したが、通信機關の最も不備な朝鮮地方の事件として、其公報が釜山經由で東京大本營に到達したのは、前者が七月二十七日午後二時、後者が

八月二日午前九時である。清國側でも威海衛に歸着した濟遠管帶方伯謙の報告が、天津及び北京に到着したのは七月二十日であつた。

豊島沖海戦は宣戦前の事件である。國交斷絶の問題は先づ敗者より論議せられた。既に七月二十七日李鴻章は「查華倭現未宣戰、倭船大隊渡來、攻撲我巡護之船、彼先開戰、實違公法」と論じた。(註一) 總理衙門は此報告に接すると共に、國交斷絶を決意し、即日駐米公使楊儒に電命して、日本國居留清國臣民の保護を合衆國政府に依頼せしめ、(註二) 又李督に打電して、汪駐日公使の召還、各國公使に對する聲明書案等について意見を質した。

密有辰 ○光緒二十年六月二十五日(明) 電悉、倭先開蚌、並擊毀英船、事已決裂○中、汪使應否即撤、抑

俟布告各國之後、希電覆至、布告各國照會、必應及時辦理、本署 ○總理 衙門 現已擬稿、此事在我理直

氣壯、可以詳細聲敘、其應如何措詞、以臻周密、希將導見、詳電本署、公酌繕發、有酉。(註三)

李督は七月二十八日回電して、各國に對する聲明書の文案について意見を述べ、且駐日清國公使は即時撤退を命じ、駐清日本國公使・領事の自發的撤退を要望すべきこと、及び日本國商品の輸入禁止等々を注意した。

密、有酉 ○光緒二十年六月二十五日酉刻 電悉、倭先開戰、自應布告各國、俾衆皆知蚌非自我開、似宜將此案先後詳

細情節、據實聲敘、鈞署擬稿、必臻周妥、內屬國一節、朝鮮與各國立約時均聲明、在先各國雖未明認、實已默許、可否於文內輕筆帶敘、斯我先派兵非無名、後來各國調停議結、亦暗伏其根、汪使應撤回、倭駐京使及各口領事、應諷令自去、倭土貨多賴華銷、應檄行各關、暫停日本通商、是否均乞核辦、鴻、宥。(註四)

日本商品の輸入は交戰中、中立國商船によつて行はれ、其禁止は實行不可能な事實が判明したので、李督は其主張を自發的に撤回した。(註五)

翌七月二十九日軍機處は李鴻章を經由して、駐日清國公使汪鳳藻に撤退歸國を命じ、七月三十日には、總理衙門より駐清各國公使に照會を發して、事變發生以來、日本國の不法を論じ、開戰の責任一同國に存することを聲明した。(註六)

爲照會事、前因朝鮮全羅道有亂民滋事、該國王備文請援、經北洋大臣奏明、我朝廷因該國前兩次變亂、均經中國爲之戡定、故特派兵前往、不入漢城、直赴全城一帶進剿、該匪聞風潰敗、我軍撫卹難民、方謀凱撤、詎日本亦派兵赴韓、託名助剿、實則徑入漢城、分踞要隘、嗣又屢次添兵、至萬餘不止、竟迫脅朝鮮、不認中國藩服、開列多款、逼令該國王一一遵行、查朝鮮爲中國屬邦、歷有年所、天下皆知、即該國與各貴國立約時、均經聲明有案、日本強令不認、於中國體制有礙、已

失向東睦誼、至比隣之國、勸其整理政務、原屬美意、但能好言勸勉、豈有以重兵欺壓逼勒強行之理、此非但中國不忍坐視、即各國政府、亦皆不以為是、俄英政府、屢飭駐紮該國大臣、向其外務勸阻、竝經英國外部大臣、勸其將兵撤出漢城、與中國兵駐紮、兩處和平、商辦朝鮮事務、此議甚為公允、乃該國悍然不顧、反更添兵、朝鮮人民及中國在彼商民、日加驚擾、中國念各國共敦和好之意、斷不肯遽與開衅、致生靈塗炭、商務有傷、後雖添兵前往保護、亦距漢城尚遠、不至與日本兵相遇啓衅、何意該國忽逞陰謀、竟於本月二十三日、○明治二十七年七月二十五日在牙山海面、突遣兵輪多隻、先行開砲、傷我運船、竝擊沈挂英旗英國高陞輪船一隻、此則衅由彼啓、公論難容、中國雖篤念邦交、再難曲為遷就、不得不另籌決意辦法、想各國政府、聞此變異之意、亦莫不共相駭詫、以為責有專歸矣、今特將日本悖理違法首先開衅情事始末、備文照會、貴大臣轉達貴政府查照、須至照會者。(註七)

七月三十一日總理衙門は小村臨時代理公使に國交斷絶を通告した。

大清欽命總理各國事務王大臣

為照會事、所有朝鮮一事、中國與貴國意見不同、猶冀從長計議、無損邦交、乃貴國之兵艦忽於本月二十三日、在朝鮮牙山海口、傷我運船、先啓釁端、致兩國修好之約從此廢棄、此後本署與貴署

大臣、更無商辦之事、殊為可惜、須至照會者。

右照會大日本署理欽差大臣小村

光緒二十年六月二十九日。(註八)

是日駐日清國公使汪鳳藻は本國政府の訓令により、公使館撤退來八月三日公使館員を引率し、歸國の途に上るを以て、旅券の發給を請求した。

大清欽差出使日本國大臣汪

為照會事、本大臣接奉我政府電示、牙山之役、日本兵艦首先轟擊我船、以致失和開衅、已奉諭旨、令將使署撤回等因、准此、本大臣遵即束裝、定於七月初三日即陽曆八月三日、率同隨使諸員、由東京起程、前赴橫濱、候有開往上海之船、即附乘回國、隨帶行李箱籠共二百件、應請貴大臣、發給護身路照一紙、行李出口免單一紙、以利歸歸、所有使署、理署暨居留各口倣國商民、統由米國公使、領事、代為照料、辦理一切、至貴國居留在華之商、已電請我政府、通飭各口、一體妥為保護、合併聲明、相應備文照請貴大臣、查照飭發施行、須至照會者。

右照會大日本外務大臣陸奧

光緒二十年六月二十九日。(註九)

陸奥外相は汪公使の請求に従ひ、即日旅券を送附したが、同時に照會中に見える豊島沖海戦に於て、日本國軍艦先づ發砲したとの所説を反駁した。

以書簡致啓上候、陳者本日附貴簡ヲ以テ、貴大臣ニハ貴國政府ノ電命ヲ受ケラレ、公使館ヲ撤シテ御歸國相成候御申越相成、致閱悉候、就テハ御請求ニ從ヒ、通行券並通關免狀各一通、茲ニ及御送附候間御查收相成度候。

貴簡中ニハ牙山ニ於テ、帝國軍艦ヨリ先ヅ貴國ノ軍艦ニ向テ砲撃ヲ加ヘタル旨御申越ニ候得共、右ハ貴國軍艦ヨリ先トシテ先ヅ帝國軍艦ニ向テ、戦端ヲ開カレタルモノニシテ、事實御申越トハ全ク相反シ居候間、此段回答得貴意候、敬具。

明治二十七年七月三十一日

外務大臣 陸 奥 宗 光

大清特命全權公使 汪 鳳 藻 閣下(註一〇)

八月一日(光緒二十年七月朔日)清廷は宣戦の上諭を公布した。其内容は七月三十日總理衙門照會と同一である。

光緒二十年七月初一日、内閣奉上諭、朝鮮爲我大清藩屬二百餘年、歲修職貢、爲中外所共知、近

十數年來、該國時多内亂、朝廷字小爲懷、疊次派兵前往戡定、並派員駐紮該國都城、隨時保護、本年四月間、朝鮮又有土匪變亂、該國王請兵援剿、情詞迫切、當即諭令李鴻章、撥兵赴援、甫抵牙山、匪徒星散、乃倭人無故派兵、突入漢城、嗣又增兵萬餘、迫令朝鮮更改國政、種種要挾、難以理喻、我朝撫綏藩服、其國內政事、向令自理、日本與朝鮮立約、係屬與國、更無以重兵欺壓、令革政之理、各國公論、皆以日本師出無名、不合情理、勸令撤兵、和平商辦、乃竟悍然不顧、迄無成說、反更陸續添兵、朝鮮百姓及中國商民、日加驚擾、是以添兵前往保護、詎行至中途、突有倭船多隻、乘我不備、在牙山口外海面、開砲轟擊、傷我運船、變詐情形、殊非意料所及、該國不遵條約、不守公法、任意鴟張、專行詭計、釁開自彼、公論昭然、用特布告天下、俾曉然於朝廷辦理此事、實已仁至義盡、而倭人渝盟肇釁、無理已極、勢難再予姑容、著李鴻章、嚴飭派出各軍、迅速進剿、厚集雄師、陸續進發、以極韓民於塗炭、並著沿海各將軍、督撫及統兵大臣、整飭戎行、遇倭人輪船駛入各口、卽行迎頭痛擊、悉數殲除、毋得稍有退縮、致干罪戾、將此通諭知之、欽此。(註一一)

日本國に於ても八月一日宣戦詔勅が渙發せられた。此詔勅は内閣書記官長伊東已代治の起案に成り詔書式に一生涯を開いたものである。(註一二)

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス、朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス、朕ガ百僚有司ハ宜ク朕ガ意ヲ體シ、陸上ニ海面ニ、清國ニ對シテ交戦ノ事ニ從ヒ、以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ、苟モ國際法ニ戾ラザル限り、各々權能ニ應ジテ、一切ノ手段ヲ盡スニ於テ、必ズ遺漏ナカラムコトヲ期セヨ。

惟フニ朕ガ即位以來茲ニ二十有餘年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信ジ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ、幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ、何ゾ料ラム、清國ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ對シテ著著隣交ニ戾リ、信義ヲ失スルノ舉ニ出デムトハ。

朝鮮ハ帝國ガ其ノ始ニ啓誘シテ、列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ、而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ、陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ、其ノ内亂アルニ於テ、口ヲ屬邦ノ極難ニ藉キ、兵ヲ朝鮮ニ出シタリ、朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ、兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ、治安ヲ將來ニ保タシメ、以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ヅ清國ニ告グルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ、清國ハ種種ノ辭柄ヲ設ケ、之ヲ拒ミタリ、帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ、其ノ稅政ヲ釐革シ、内ハ治安ノ基ヲ堅クシ、外ハ獨立國

八官 報 明治二十七年八月二日號外

官 報

號 外

明治二十七年八月二日

本報日 內閣官報局

○詔勅

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ百僚有司ハ宜ク朕ガ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戦ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ苟モ國際法ニ戾ラザル限り各々權能ニ應ジテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ズ遺漏ナカラムコトヲ期セヨ
惟フニ朕ガ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信ジ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ゾ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著隣交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出デムトハ朝鮮ハ帝國ガ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其ノ内亂アルニ於テ口ヲ屬邦ニ藉キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ヅ清國ニ告グルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ種種ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ清國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ稅政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權ヲ全クシ以テシタルニ朝鮮ハ是ニ對シテ著著隣交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出デムトハ朕ハ是ニ對シテ著著隣交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出デムトハ朕ハ是ニ對シテ著著隣交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出デムトハ

備フ一且成ルル告タルヤ其ノ力ヲ以テ其ノ微望ヲ達セムトシ更ニ大兵ヲ發シ我儘ヲ執海ニ要戰ヲ殆ト亡朕ヲ極メテ則チ清國ノ計謀タル明ニ朝鮮國治安ノ貴ヲ列ニ任セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ變シ付シテ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク保テカラスムルニ存スルヤ朕フヘカラス熱心ノ爲メ所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ察スルニ實ニ始メヨリ平和ヲ維持シテ其ノ非望ヲ遠クメトスルモノト爾ハ爾ヘカラス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相持始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ラシト雖亦萬ニ戰ヲ宜セサルヲ得サルナリ汝有衆忠實勇武ニ對シテ遠ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

御名 御職

- 明治二十七年八月一日
- 內閣總理大臣 伯爵伊藤博文
 - 逓信大臣 伯爵西園寺公望
 - 海軍大臣 伯爵上野元巳
 - 陸軍大臣 伯爵大山久
 - 農商務大臣 子爵本武揚
 - 外務大臣 伯爵宗光
 - 大藏大臣 渡邊武
 - 文部大臣 井上馨
 - 司法大臣 芳川顯正

官報號外 明治二十七年八月二日

ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ、清國ハ絡始陰ニ居テ、百方其ノ目的ヲ妨碍シ、剩ヘ辭ヲ左右ニ託シ、時機ヲ緩ニシ、以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ、一旦成ルヲ告グルヤ、直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ、更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ、我艦ヲ韓海ニ要撃シ、殆ド亡狀ヲ極メタリ、則チ清國ノ計圖タル、明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラザラシメ、帝國ガ率先シテ之ヲ獨立國ノ列ニ伍セシメタル、朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ、之ヲ蒙晦ニ付シ、以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ、永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フベカラズ、熟々其ノ爲ス所ニ就テ、深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ、實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ、其ノ非望ヲ遂ゲムトスルモノト謂ハザルベカラズ、事既ニ茲ニ至ル、朕平和ト相終始シテ、以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖、亦公ニ戰ヲ宣セザルヲ得ザルナリ、汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス。

御名 御璽

明治二十七年八月一日

國務大臣 副署(註一三)

- (註一) 中日交渉史料卷一五(一二四一) 光緒二十年六月二十五日北洋大臣來電。
(註二) 同(一二四七) 光緒二十年六月二十五日發出使楊大臣電。
(註三) 同(一二四八) 光緒二十年六月二十五日發北洋大臣電。
(註四) 同(一二五二) 光緒二十年六月二十六日北洋大臣電。
(註五) 同(一二五三) 光緒二十年六月二十六日北洋大臣電。
(註六) 同(一二六〇) 光緒二十年六月二十七日軍機處發李鴻章轉汪鳳藻電。
(註七) 同(一二六二) 附件一光緒二十年六月二十八日總理衙門致各國公使照會片。
(註八) 日清韓交涉事件記事清國之部。
(註九) 同。
(註一〇) 同。
(註一一) 中日交渉史料卷一五(一二八九) 光緒二十年七月一日上諭。清德宗實錄卷三四四光緒二十年七月乙亥朔條に收められた上諭は戦後改修を経たのである。
(註一二) 伯爵伊東巳代治卷上 二二一—二二四頁。
(註一三) 官報明治二十七年八月二日號外。

別編 對州藩を中心としたる日韓關係

眼 議 漢 倭 通 商 中 心 と し て の 日 韓 通 商

別編第一 朝鮮國通信使易地行聘考

目 次

- 第一 緒言
- 第二 通信使來聘延期 易地行聘の起原
- 第三 對州地聘禮舉行の交渉
- 第四 戊午易地行聘約條の成立
- 第五 乙丑通信使節目講定 倭學譯官獄
- 第六 易地行聘約條の廢棄
- 第七 己巳通信使節目講定
- 第八 對州地聘禮の舉行
- 第九 易地行聘の再講定
- 第一〇 結言

朝鮮國通信使易地行聘考

第一 緒言

江戸時代より明治初期に亙り、對州藩主宗氏を中心とした日韓關係に於て、兩國の國交を危殆に陥らしめ、しかも其真相を把握するに多大の困難を感せしめる事件が三ある。寛永年間の柳川事件・文化以降の易地行聘・明治新政府の日韓外交接收が之である。寛永の柳川事件は、宗氏が自家の存立に急にして、其家臣を庇護する餘力を有しなかつたのと、壬辰役後日尙淺く、朝鮮國が日本側の感情を激發することを畏れ、宗氏の責任を不問に附したため、純然たる國內問題として取扱はれ、従つて其解決も困難ではなく、對州藩に於ても本件關係文書・記録は一切幕閣に提示し、其真相は當時に於てすら比較的明瞭であつたと信せられる。

第三の明治新政府の日韓外交接收は、慶應三年王政復古と共に、新政府は當時江戸幕府の管掌した外交權を接收したが、日韓外交に限り、對州藩主宗氏が其家役としての特權を主張したので、暫時その權利の繼續を承認した。けれども久しからずして、宗氏の舊式外交が新時代に適應しないことを曝露したために、新政府は之が接收に着手した。然るに當時朝鮮國に於ては、國王の生父大院君是應執政として排外政策を取つたが故に、茲に日本國との間に困難な外交問題を惹起し、前後九年を経て全

然新たな形式を以て修好條約を締結した事を云ふ。本件は明治初期の重大問題であるが故に、外務省に於て顛末を編纂し、また關係者の文書記録、専門學徒の研究も尠くないが、其多數は不完全なる史料に基き、或は歪曲せられた見地より論斷したもので、信憑するに足るものが誠に尠い。著者は日本國政府・對州藩廳・朝鮮國政府記録によつてその實體を闡明し、既に本書第二編に詳述した。

第二の易地行聘は、文化八年朝鮮國通信使の江戸來聘を停め、對州藩治府中原に於て聘禮を舉行した後犬坂を以て府中に代へ、更に又對州に復した——幕末多事の際、實行に至らなかつたけれども——事件で、即ち本篇の對象とするところのものである。易地行聘はもと輔佐兼執政松平定信の緊縮政策の一部をなすもので、天明六年將軍家齊襲職後間もなく立案せられた。當時朝鮮國に於ても財政困難を極め、殊に通信使派遣に關する莫大なる經費の支出に苦んで居たので、兩國關係が常軌を以て律せられる場合ならば、大なる困難なしに、圓滿に妥協點に達し得べき性質のものであつた。然るに之が交渉に二十餘年を要し、一大疑獄を惹起して、朝鮮國君臣をして兩國國交危機に瀕することを疑懼せしめたのは何故であらうか。

文化度易地行聘がかの如く長年月を要した理由は、幕閣に全く不明であつたと云つても差支がない。慶長以來の傳統政策によつて、對州藩は自己に不利な情報は一切之を傳達せず、幕閣も亦直接利

害に關係ない限り、對州藩の行爲に干渉しなかつたからである。寧ろ對州藩に於てすら易地行聘交渉の真相を理解したものは、極めて少數であつたことと解せられる。斯して日韓外交史上重大なる易地行聘は、何人によつても闡明せられなかつた。

嘉永年間幕閣が通航一覽の編纂を命ずるや、編纂者の最も苦んだところは文化易地行聘にあるらしい。蓋し編纂者は幕命を以て史料提出を對州藩に交渉し、同藩も問題が自藩の機密に關係しない限り、相當 *Frank* に朝鮮關係記録を提出した事實は認められるが、易地行聘の中心をなす寛政七年乙卯より文化元年甲子に至る間の記録は、全然缺如して居る。通航一覽卷三三朝鮮國部九、文化元年六月朝鮮國通信使來聘公布の條下に、『易地聘禮の事、是より先、(宗)義功よりかの國に掛合の始末等詳かにせず』と注記して居ることも注意しなければならない。

著者が近代朝鮮政治外交史を考察するに當り、易地行聘に著眼したのは、一には通航一覽の不備を補ふためであることを、此に申述べて置きたい。初め著者は對州藩が易地行聘關係記録を保存しながら、故意にその提出を拒絶したと解釋して居たが、對州藩文書・記録を詳閱するに及んで、必ずしもさうでない事實を悟つた。即ち嘉永の頃、對州藩には易地行聘關係史料は固より保存しては居たが、全く未整理のまゝであつた。先づ朝鮮國より對州藩に發した數百通の小差書契原本は、封皮共に鄭重

に保存せられてをるけれども、易地行聘に關係ある小差書契は唯一通も見られない。天明・寛政・享和・文化頃の朝鮮關係記録は、浩漭なる大冊數十卷を算するが、概ね奉行・目付・右筆若くはその下吏の執筆に成り、易也行聘の如き重大國策に觸れることが誠に尠い。従つて通航一覽の編纂者より易地聘關係史料提示を要請せられても、拒絶するより仕方がなかつたであらう。

かくの如き實狀にあつては、勿論對州藩廳文書記録に多く期待することが出来ない。但例外とも云ふべきものは宗氏實錄で、同書は後代儒臣の編纂に成るものであるが、其祕録なるが故に、機密に屬する事項も忌憚なく記載してゐる。本問題の研究に當り、宗氏實錄は有力なる史料を提供するものであるが、其取捨宜きを得ず、年月日の不正確なのは頗る遺憾である。

對州領内にあり、其經費は事實上同藩より支給せられ、しかも幕閣に直屬して日韓外交文書を管掌するのは以厩庵である。以厩庵は對州藩主宗氏の權限外にあるので、其輪番長老の手を經由した文書は、對州藩に不利を問はず、其記録に留められて居る。以厩庵記録中最も重要なものは、蓋し本邦朝鮮往復書であらう。國寶に値する此貴重な外交文書集原本一二六卷は、現に朝鮮總督府朝鮮史編修會の所藏に歸した。本書は易地行聘に關する日本側根本史料の唯一のものである。

對州藩を中心とする日本側史料は、本邦朝鮮往復書と宗氏實錄を除けば、その量に比して内容貧弱

の誹を免れ難いが、之を朝鮮國記録に求めれば頗る豊富である。現に奎章閣文庫の中に收められ、京城帝國大學附屬圖書館の管理に歸して居る此浩漭な記録は、日韓併合の前後散逸した部分も尠くないけれども、残存する分について見ても、尙其分量の豊富なこと、その史料として價値の大なることに比すべきものがない。今姑く王家の祕録である正祖・純祖・憲宗・哲宗各朝實錄、國王の日録たる日省錄・承政院日記、政府の記録たる備邊司謄錄を除き——實錄・日記・謄錄が、日韓外交特に易地行聘に對する根本史料となるのは勿論であるが——特に此にあぐべき第一が、同文彙考であり、第二が通信使謄錄である。同文彙考はもと仁祖以後の承文院（禮曹に屬し事大交隣文書を管す）謄錄を編纂印刷に附し、關係官廳の参考に供したもので、正續編を併せて九六卷、その唯一完本は前記奎章閣文庫中にある。日本（交隣）關係文書はその附編として分類せられ、國書・書契の類は全部收められて居る。本書は本邦朝鮮往復書に比すべき根本史料であるばかりでなく、承文院に於て起案せられた書契原案が、後に倭學譯官・倭館館守等により修正せられる以前の原形を存して居る點に於て、特に貴重なものである。通信使謄錄は司譯院譯官の編纂に成るもので、同文彙考と略、同時代仁祖の頃より純祖中期まで存し、通信使に關係ある國王の傳教、大臣卿宰の啓言、備邊司・禮曹・戶曹の狀啓・慶尙道觀察使・東萊府使・釜山僉使の狀報、倭學訓導・別差の手本が收められて居る。此點より見

れば、通信使謄錄は根本史料の第一に屬すべきものであるが、不幸にして脱漏多く、特に正祖末より純祖初期に至る部分は草謄で、誤寫も尠くはなく、且保存状態もよくないのは、惜しむべきであらう。本書は原本（寫本）唯一部を奎章閣文庫に留めるのみである。

最後に吾人をして痛惜措く能はざらしめるのは、東萊府啓錄の散佚である。本書は東萊府使より備邊司への狀報を全部収録したもので、朝鮮特有の大冊九十餘卷存したことは略々推せられるが、奎章閣文庫に現存するものは、憲宗・李太王朝の分殘闕數卷に過ぎない。本書にして尠くとも正祖・純祖の頃まで残存したならば、本問題の研究に裨補するところ尠くはなかつたであらう。

本篇を論述するに當つて著者は二重の目的を有する。その第一は朝鮮國竝に對州藩の實錄・日記・謄錄に據り、我天明の末松平定信等によつて立案せられた易地行聘が、如何なる形態を以て、幕府より對州藩へ、又對州藩より朝鮮國に傳へられたか、朝鮮國に於ては如何に之を解釋して、之が受諾を拒否したか、其結果對州藩は日韓外交管掌の職責から見ても、亦自藩の政治的經濟的狀態より見ても、非常なる難境に陥り、遂に非常手段に訴へた、此手段の不法であることは、朝鮮國君臣が充分認識しつつも、最後に之を承認するの已むなきに至つた、その經過を闡明して、以て困難なる近代朝鮮政治外交史の研究に寄與しようとするにある。第二に本問題に關する著者の論考はなほ完全とは云ひ難い

ので、更に近代日本史及び朝鮮史専攻の學徒に、再検討の機會を與へるため、著者の使用した史料をなるべく原形のまま提供するにある。上述の如く本篇に引用した史料は、李朝實錄を除けば、その原本を唯一部京城帝國大學附屬圖書館及び朝鮮總督府朝鮮史編修會に藏するのみで、閱覽の機會が稀である許りではなく、浩瀚尅大なる卷帙中より、難解なる吏文、朝鮮人特有の漢字・書風に惱まされつつ所要の文書・記事を發見するのは、何人にとつても容易な事業でないからである。

本編は以上の二目的を同時に成就しようとしたために、第一の目的に對しては、全體の構想冗漫に流れ、論旨徹底を缺き、第二の目的に對しては、第一の目的に掣肘せられて、頗る不十分な形式と内容を以てしなければならないやうになつたのは遺憾である。

第二 通信使來聘延期 易地行聘の起原

天明六年九月八日(朝鮮正祖丙午年八月八日)將軍家治薨じ、養嗣家齊一橋家より出でて其職を襲ふや、幕府は先例により對州藩主宗義功猪三郎 對馬守に命じ、將軍薨逝、新將軍承繼を朝鮮國に通告せしめた。對州藩は翌天明七(正祖丁未)年三月、告訃大差使關白身死告訃大差使・大計參判使正官俵郡左衛門(藤蕃卿)・都船主齋藤官右衛門(藤敬明)・封進押物小島宇左衛門(藤久通)を遣はし、禮曹參判・參議・東來府使・釜山

僉使宛書契・禮物を賣して、前將軍薨逝を通告せしめ、ついで同年七月には新將軍襲職通告のため、告慶大差使關白承襲告慶大差使・大慶參判使正官平田隼人(平暢常)・都船主河内染右衛門(橋信賢)・封進押物上川郡右衛門を派遣した。猶告慶大差使に先じて、裁判原宅右衛門(藤暢規)を遣はして、將軍薨逝弔慰、新將軍襲職致賀のため、渡海譯官の入送を朝鮮國に要請せしめた。(註一)

朝鮮國に於ては、東萊府使洪文泳の馳啓により、告慶・告訃大差使の來到を知り、京接慰官・差備譯官を東萊府に下送して、規定による宴享を設けし、對州藩主の書契禮物を收受して、禮曹・東萊・釜山の回答書契禮物を大差使に交付せしめた。之と同時に對州藩の要請に應じて、先規による弔慰兼致賀譯官を渡海せしめることに決し、司譯院の選により、堂上譯官李命和・堂下譯官丁一星を指名した。かくして渡海譯官は一行六六名、渡海譯官護迎裁判原宅右衛門に隨伴せられ、天明七年十二月二十五日對馬國府中殿原に到着、藩主宗義功に接見して、前將軍薨逝に對する弔慰、新將軍承襲に對する賀慶の意を表した。(註二)

關白(將軍)承襲告慶大差使の來到後、三年以内に通信使を差送するのは舊例である。既に昨丙午年十月(天明六年閏十月)日本國關白薨逝の報到達するや、朝鮮國は早くもその準備に着手した。即ち戶曹判書鄭一祥は、通信使行に必要な禮單參(通信使の禮物として携帯する山參)の準備を啓言し

國王も之に従ひ、禮單蔘二〇〇斤を明丁未（天明七）年秋に限り、平安道江界府に命じて準買せしめられたのである。（註三）

此時に當り日本國に於ては、先例による通信使來聘について未だ方針が決定しなかつた。即ち江戸幕府に於ては、田沼主殿頭^大失脚の後を受けて、輔佐兼老中筆頭松平越中守^{信定}は鋭意綱紀振肅財政整理に腐心しつゝあり、又對州藩に於ては、藩主宗義功は幼弱にして藩政の衝に當るに堪へず、重臣は政權を争ひ、財政は破綻に瀕し、更に之が原因となつて以酌庵と衝突し、爲に幕閣より戒飭を受けたる程である。乃ち幕府・對州藩共に現状のまゝでは、通信使來聘を請求するものも頗る困難であつたのは事實である。此に於て幕府内部に於ては、曩に正徳當時新井筑後守（白石）^{美君}の遺策に従ひ、通信使の江戸來聘を停め、對馬に於て聘禮を受けることを可とするものと、來聘を當分延期することを可とするものと意見が對立し、未だ何等の決定を見なかつた。此形勢を見て奮起したのは、對州藩首席家老（當時江戸詰）杉村直記^壽である。杉村の主張は通信使來聘を利用して、藩政の危機を濟ふにあつた。先づ對州藩主宗義功は幼少在國のまゝ、襲封したため、未だ將軍に初謁見を濟さず、従つて家格による官位敘任の恩典に預らない。杉村は藩主在國のまゝ官位敘任の特典を蒙り、且通信使護行の任務を以て參府し、之を初參覲に利用することを考慮した。かゝる前例は全くないが、今杉村が幕閣を説

伏するに成功すれば、初參覲に關する莫大なる經費は、自然幕府の負擔に歸する。次に對州藩の極端なる財政難は、曩に田沼主殿頭執政中、勘定奉行松本伊豆守^{持秀}の調査により、幕閣にも知悉せられて居るので、通信使來聘による經費は、幕府より全額補助を受ける見込は頗る確實性がある。杉村は此莫大なる補助金を巧に運用すれば、通信使來聘の全經費を支辨した上、全く行詰つた對州藩の財政を一時でも救済する可能性があることに着眼した。共に一石二鳥とも云ふべき名案である。而して此巧妙に仕組まれた二案を實行するには、通信使即時江戸來聘が絶対に必要である。杉村の活動は茲に始まつた。

曩に天明六年九月將軍薨逝するや、杉村直記は早くも老中水野出羽守^{忠女}等の官邸に出入し、其公用人に會見して、通信使の由來、日韓外交に對する對州藩の地位の重要なことを力説して、（一）先例による通信使の即時江戸來聘、（二）對州藩主の初參覲前に於ける官位敘位、（三）通信使來聘に要する經費の全額補助の三件の承認を示唆した。杉村は田沼主殿頭の眷顧を受けることが厚かつたので、田沼・水野兩閣老の勢威熾な時代であつたならば、その請願は恐らく容れられたであらう。併しながら今や時代は一變した。同年十一月に至り、水野閣老は杉村直記を召致して、宗義功の初參覲を終らない間は官位敘任を許さず、通信使來聘の事をも審議することが出来ぬと傳へた。久しからずし

て陸奥國白河藩主松平越中守が輔佐兼老中筆頭に任せられるや、前代以來田沼閣老の腹心に參した幕吏を多く譴責罷免し、幕府内部の空氣を一新したので、杉村は改めて松平越中守以下各閣老邸に入して、上述の三件につき極力諒解運動に努めつゝあつた。然るに松平越中守は、田沼主殿頭の信任を受けた杉村を忌避したばかりでなく、通信使問題についても、杉村は越中守公用人の諒解を得ることが出來ず、前途頗る悲觀すべきものがあつた。(註四)

天明八(正祖戊申)年三月七日に至り、遂に杉村直記は藩主の名を以て、正式に月番老中松平周防守福康に朝鮮國通信使來聘請求を上申し、且藩主幼少多病にして參觀に堪へないので、取りあへず來聘の時期を朝鮮に明示し、其渡來を待ち、護行を兼ねて參觀の途に上らんことを請願した。越えて三月二十日、幕閣は宗氏の同族柳澤信澤守里に出頭を命じ、老中松平周防守より「朝鮮人來朝之儀先格之通りたるべく、時期之儀は追て達すべき」旨命令して、宗義功に傳達せしめた。又別に對州藩江戸留守居を周防守官邸に召致し、宗義功參觀の時期は後日命令すべく、又通信使來聘の時期は追て達すべき旨前日令達せられたけれども、後日幕閣より内示あるを待ち、然る後更に時期を對州藩主より伺ひ出づべしと注意を與へた。(註五)

蓋し宗氏は對州藩主として日韓外交を管掌するが故に、將軍襲職慶賀のため正式に通信使來聘請求

を申請するのは當然其職務であり、幕閣は之を拒否することが出來ない。けれども幕閣は此時既に通信使即時來聘を實行する意志なく、宗氏の上申に接して、表面承認を與へつつ裏面に於て之を拘束したもので、杉村直記の運動全く失敗に歸したことを示すものである。當時松平越中守は、杉村が藩政の實權を掌握する間は、通信使制度に變革を加へることの困難なるを料り、同家老を却け、杉村に對抗するに足る對州藩家老を召致し、之に朝鮮關係事務を諮詢する考へであつたと云ふ。宗氏實錄に所謂「欲得草茅不慣朝令者、以威屈之」の意味である。乃ち天明八年正月五日宗義功に、在國の上席家老古川圖書往暢を參府せしむべき内命を傳へた。古川は三月三十日江戸に到着したので、越えて四月九日越中守は、古川を若年寄本多彈正少弼忠忠邸に召致し、朝鮮事情を詳細に下問するところがあり、其よく幕命を奉承するに堪へるのを認めたと云ふ。宗氏實錄の所謂「徐視其俯仰」の意味である。(註六)

對州藩家老古川圖書の召見によつて、松平越中守の自信は昂められた。四月十六日再び古川を召見して、幕閣に通信使來聘を當分延期する意嚮あることを傳へ、其意見を質した。事頗る重大なので、古川は即答を避け、歸邸して杉村直記と協議の上、對州藩より日本國の政情を朝鮮國當局に説明して、通信使來聘延期を交渉するやうに答申したが、越中守は天災疫癘はいつれの國にても免れず、毫も秘すべきことではない、新政に當り仁惠を施し、凶荒を賑恤せんがため、通信使來聘延期を希望す

る旨公然書契に記載して交渉すべしと命じたと云ふ。此際杉村直記の勢力尙古川圖書を掣肘するものあることを示したので、之を却けようとし、四月二十六日松平越中守は公用人に命じて、古川を官邸に召致し、從來諸藩吏の公務を以て閣老邸を訪問するものは、江戸留守居に限られて居るにも拘らず、杉村直記は家老の身として幕府高官邸に出入すること、竝に朝鮮關係事務を執行するに當り、藩主を無視して越權の行爲あることを指摘し、嚴に戒飭を加へしめた。杉村は已むを得ず江戸を去り、其知行所に退いて謹慎した。ついで、越中守の内命により、杉村直記に代へて古川藏人を江戸詰家老に命じた。(註七)

かくして松平越中守の準備工作は着々進行し、五月二日古川圖書を官邸に召見し、親く通信使來聘の當分延期を朝鮮國に請求すべき旨を命令した。

先達而來聘之儀先格之通、時節之儀者追而相伺可申旨被仰出候、通聘之儀、唯今迄格別延引等いたし候儀は無之候得共、卯年○安永八年巳卯以來凶事打續、下々困窮、宿驛致衰微、諸大名逆も不如意之輩多き事に候間、此節來聘等有之候者、彼是可爲難儀候、通聘之儀も不輕儀に候得共、下々難儀困窮に可及儀、尤以重き事に有之候間、追々下民舊時に復し候儀も遠かるまじき事候間、暫來聘延引之儀懸合候様に可致旨被仰出候、凶年打續候儀、外國へ相聞え候而も、曾而不苦事に候、

隣交誠信之儀に候得者、凶年等之儀不相顯、彼是取かさり候様に而者、誠信之道にも相背候、且又人々難儀に及候儀有之候而者、朝鮮においても、同様に可厭事に可有之候、此節專御救荒之事而已に而、御仁惠之餘り、通聘延引之儀仰出候而者、朝鮮においても同様に可存事に可有之候間、誠實を以懸合可被申候、就右例は、以和文以酌庵え遣し候、於彼所書翰取調候事に候得共、和文に而者、却而行違可申候に付、案文取調被遣候間、以酌庵え遣し候而、取調候様可被申談候、追而朝鮮え申遣候刻、彼是懸合之儀有之、譯官通辨之儀に付、萬一少々語談之違等有之候而者不容易事、殊に聊も疑心有之候様に而者、不熟之本にも候之間、此度者不殘筆談を以互に掛合、一々以酌庵等えも申遣候様可被致候、對州表において即答申遣しがたき旨も候はば、早々關東へ可被相伺候、尤惠林院出府いたし居候間、是又同様申聞候、早々以酌庵えも申遣候様に申渡候、是等之儀も相心得可被申候事。(註八)

此命令と同時に、朝鮮國に致すべき大差使書契案を下付せられた。古川圖書は命を領して退き、翌五月三日書契案の修正を稟申したが、越中守は文案等に關しては、以酌庵輪番と協議の上、適當なる處置を講ずべしと指令した。(註九)

古川圖書は幕閣の命により本國に赴き、更に在國老臣並びに以酌庵輪番常光院玄諦と協議の上、古

川自ら其任に當ることに決した、乃ち同年十月通信使請退大差使延聘參判使正官古川圖書（平暢往）・都船主大浦左衛門（平暢亨）・封進押物重田土肥之介（橋政一）一行は、書契禮物を齎持して、釜山草梁倭館に到着した。此時の大差書契は幕閣下付の原案に多少修正を加へたもので、其全文は左の如くである。

日本國對馬州太守平義功

奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、維時金運正殷、伏惟貴國協寧、虔祝無已、茲者我大君受位之初、乃貴國通聘之際、例當在近、但以本邦比年凶儉、穀物不稔、億兆離凋弊之患、大君新政、要在仁惠、庶官承行、一以撫恤爲務、庶幾歲月彌久、而膏澤之洽無遺也、乃於此時、貴國大使儼然來臻、則所在調發、民徭奔命、其勞苦之狀、猶卉木將萌中折也、大君深軫斯慮、命庶官胥議、崑欲通聘之事徐徐延期、因使不佞、委實申款、萬望丙諒以聞、就承允諾、特差正官平暢往。都船主平暢亨、容口陳致、左錄翰儀、聊旌馳悃、幸賜道納、更祈對時休膏、式副遐禱、肅此不備。

天明八年戊申八月 日

對馬州太守平義功

別幅

貼金中屏風二雙

大和眞朱二斤

彩畫枕头掛硯二箇

革裏大箆匣一備

彩畫一尺奩鏡一

面 赤銅累五盃盤一部

青金火爐二圓

計

天明八年戊申八月 日

對馬州太守平義功。(註一〇)

通信使請退大差使正官古川圖書・都船主大浦左衛門は倭館到着後、館守戸田頼母（源暢明）と協議の上、例により倭學訓導金德淵・別差崔國禎に就館を促し、館守より大差の來到を通告して、其使命の大意を説明し、書契謄本を提示して、先例による接待即ち京接慰官・差備譯官の下送、宴享設行を請求した。『蓋通信使請來大差使、今年事當出送、而弊邦適因年凶、且值失火、蕩盡無餘、接待之節、無以措辦、勢當姑爲退定、而關白以爲、勿論慶弔、送使告由、經送大差、請來信使、乃是前例、而不遵前例、已極歉愧、又不實狀相報、大有損於誠信之道、別定大差、詳報顛末、道理當然、送使船便、順付書契、未免疎率是如、差俺大差使、茲以出來是如乎、京接慰官及差備堂上堂下譯官各一員、即速下來、以爲接待之地亦爲去乙』と。

訓導金德淵・別差崔國禎は、通信使請退大差使が規外であることを理由として、書契謄本の受理進達を拒否した。之がため正官古川圖書・都船主大浦左衛門・館守戸田頼母は、連日に互り訓導・別差

に會見を求め、通信使請退大差使の意義及び通信使來聘延期の理由に就いて、互に論難するところがあつた。

訓導・別差の最も難色があるのは、通信使請退大差使が規外に屬すること、及び通信使延期の理由が稍明確を缺き、正官等の説明によれば、年凶失火にありと云ふけれども、書契謄本を検するに失火の事なく、又延期の年限を明記しないこと等の點にあつた。正官・都船主・館守は訓導・別差の非難を一々釋明して、通信差使請退大差使の規外たることは事實であるが、此差价の差送は已むを得ざる理由に基く事は諒とせられたい。元來先例によれば、今戊申年は正に通信使請來大差使を發すべき筈であるが、今に至るまで其擧なく、且今後もそのまゝ、數年を経過するのは、無信の責を免れ難い。寧ろ規外の嫌を蒙るとも無信の科を犯すに勝る。更に先例を調査するに、去る正徳三(肅宗癸巳)年新將軍家繼承襲の際、對州藩財政窮乏の故を以て、通信使來聘を同五年乙未にまで延期した事實がある。又來聘延期の件を年例送送に附せずして、特に大差使を發したのは、江戸政府より特命があつたためである。(當時大差は政府より直接命令がある場合に發し、小差は對州藩主の權限を以て發するのが先規として認められて居た)。失火の件は事細屑に互り一々論ずるに及ばない。年限を明記しないのは、姑く財政充實を待ち、然る後其の時期を協定する意嚮で、預め豫想し難いからである。(註二)

元來規外差倭と稱するものは、江戸時代年例送使が嚴重に制限を加へられた結果生じた合法的約條違犯とも見るべく、朝鮮國に於ては日韓國交の痛として、その對策に苦みつゝあるものである。故に朝鮮國に於ては大臣卿宰より東萊府使・倭學訓導に至るまで、規外差倭の至る毎に、其任務如何を問はず、まづ之を拒否する態度に出で、數次論難の後、初めて之が許接を承諾する例であることを先づ知らなければならぬ。今次の通信使請退大差使についても、訓導・別差は其差遣の理由は充分之を認め、許接の已むを得ないことを充分知悉しつゝ、『任官之職、專在於謹守條約而已、規外別使不可引接、規外書契不可捧上』と固執したが、最後に同年十一月に至り、正官・館守の主張を已むを得ないものと認め、書契謄本を東萊府使に進達することを承諾した。よつて正官は左の如き覺書を訓導・別差に附し、本件が江戸幕閣の直命に出ることを力説して東萊府使の注意を喚起した。

今番聘使緩期一款、東武朝議實出於交隣大體、推誠同仁之義、其諄諄丁寧之意、粲然于太守之書、不復贅敵价舌頭、此行也、即曩召俺於東都、命是事狀、使以報太守通告貴國、寔東武特意慮于鄰盟鞏固矣、任官之職、深體兩邦誠誼、切爲周旋、具陳東萊府、速承朝廷允諾、務歸順便之地矣。

戊申十一月 日

大 差 使。(註三)

東萊府使金履禧は訓導金德淵・別差崔國禎の手本を閲し、又東萊府謄録を調査の結果、大差使正官

館守等の先例と稱する正徳三年癸巳の通信使請退差使は、通信使請來を豫報する意味で、翌四年甲午には通信使請來大差使を差送すべき諒解の下に特に許接したものである。従つて朝廷綏遠の意に出で、絶対に先例となし得べき性質のものではない。今正官・館守等が前例ありと稱し、約條に違越して、肆然出來するのは不法も甚だしいとの見解を持し、訓導・別差に嚴飭して、正官等を嚴辭責諭、書契禮物を退却せしめた。

東萊府使の命令に従ひ、訓導金德淵・別差崔國禎は倭館に赴き、正官古川圖書・館守戸田頼母等に會見して、書契禮物退却の命令を傳達したが、正官は前言を繰返して之に従はないのみならず、更に附加して云ふ「俺之來留、今已經年、尙未復命、俺之抵罪姑捨、亦不有欠於交隣之厚誼乎、三去癸巳年分、亦有信使退定之事、以島主之命依裁判例送、使价是良置、特蒙許接、至被優待之恩是去等、況於今番乃是關白特送、則與島主之差送、輕重判異是遣、○中略而關白之差价、以大差出來者、專爲相報信義之意、則似無規外之嫌、惟願任官、以此事狀、善爲稟告于東萊府使」と。訓導・別差之を駁して、規外大差の差遣が交隣誠信の道でないことを指摘するに及び、正官等は「俺之情由、前後備陳、不必更煩、而親承關白命令出來、今已經年、終不得呈納書契、將以何辭、歸告關白乎、雖積月留連、書契呈納之前、萬無入去之道、俺之生死、都在於任官是如」と極言した。

もと訓導・別差は通信使請退大差使が、正當なる理由の下に差送せられたことを認めて居るのみならず、従前の經驗より推して、此種の規外差倭を嚴辭責諭するとも、之を退却することは事實上不可能で、結局差倭の倭館滞留時日を延長し、日供酒米の費を増加するに過ぎないことを知悉して居る。但訓導・別差の責任上、東萊府使の督責に對する申譯の上よりして、正官・館守と無益の討論に漫然日を消するに過ぎなかつた。訓導・別差の府使に對する態度は、同時に府使の中央政府に對する態度を示して居る。

東萊府使及び訓導・別差が規外差倭斥退を繰返しても、かくの如き實情の下に於ては、早晚差倭を許接するの已むなきに至るのを常とする。果して翌寛政元（正祖己酉）年二月一日に至り、東萊府使金履禱は訓導・別差の報告により、通信請退大差使斥退を不可能と認めて、其旨馳啓し、且大差使の賣來した書契謄本を進達した。

今此差倭、謂有關白命令、欲報信義而出來、似無規外之嫌、且與島主之差送有異是如、煩聒不已、希望許接是白乎矣、係是恒定入送使與告訃・告慶・漂民領來等名色之外、則固當嚴辭斥退之不暇、而倭情狡頑、終不歸順、尙不得入送、是臣不職之罪、不勝惶恐爲白乎於、更加多般責諭入送之意、嚴飭於訓別等處、緣由竝以馳啓事。（註一三）

東萊府使金履禧の狀啓達するや、正祖は之を備邊司に下して稟處せしめられた。備局に於ては東萊府使狀啓竝に大差書契を審査した後、曩に東萊府使及び訓導・別差によつて數次繰返された如く、約條を嚴守し、規外差倭を斥退するに決し、二月十五日其意味を啓言した。然るに國王は備邊司と見解を異にし『此與尋常違約約條有異、信使當送之限、以其事力之舉羸、有此退期之請、則在我交隣之道、豈可以送使之差違、元定一向防塞、以貽久淹客館之弊乎、特令許施、仍即差送接慰官、以爲接待之地可也』と下教せられた。(註一四)

既に國王が大局より見て、通信使請退大差使を理由ありと認め、許接を命せられたのは、同時に通信使來聘當分延期を受諾したことを示すものである。乃ち二月二十四日接慰官・差備堂上堂下譯官を命じ、又承文院に命じて回答書契を撰し、禮曹・戶曹に命じて別幅の禮物を措備せしめた。(註一五)

寛政元年三月七日東萊府使金履禧は接慰官と眼同して、通信使請退大差使正官古川圖書・都船主大浦左衛門等に接見して、宴享を舉行し、對馬島主より禮曹・東萊・釜山宛書契禮物を受領し、回答書契禮物を交付した。(註一六)禮曹參判回答書契に云ふ。

朝鮮國禮曹參判金魯淳

奉復日本國對馬州太守平公閣下、星槎遠屆、華札隨至、憑誦啓居珍毖、傾慰良深、仍聞貴大君克

紹前烈、不膺洪緒、宜循故常、承馳賀价、而貴大君新政仁惠、深軫荒年民弊、爲請緩期、有此委報、茲將盛意、卽已轉達朝廷、信使行期、當俟更示、別幅珍品、多謝厚誼、不腆土宜、用伸回敬、統希望照亮、不備、

己酉年三月 日

禮曹參判金魯淳。

別幅

- | | | | | | | |
|-------|------|---------|--------|-------|-------|-------|
| 人參二斤 | 虎皮一張 | 豹皮一張 | 白苧十四 | 白綿紬十四 | 黑麻布七匹 | 白木綿二十 |
| 匹 | 花席五張 | 四張付油苞三部 | 黃毛筆三十柄 | 眞墨三十笏 | 際、 | |
| 己酉年三月 | 日 | | | | | |

禮曹參判金魯淳。(註一七)

天明八年の通信使來聘延期の交渉は、當初幕府よりも多大の困難を豫想せられたが、通信使請退大差使正官古川圖書・都船主大浦左衛門・倭館館守戸田賴母等の折衝宜きを得たのに加へて、東萊府使金履禧・倭學訓導金德淵・別差崔國禎等の理解ある態度と相待ち、更に正祖の英斷により、僅か半歳にして成就した。規外大差として稀に見る成功と云はなければならぬ。對州藩では通信使請退大差

使歸島後、正官古川圖書疾病のため、六月二十九日都船主大浦左衛門を江戸に急行せしめた。大浦は閏六月二十九日松平越中守に謁見復命し、且禮曹回答書契を捧呈した。幕閣に於ても宗氏君臣の功を認め、七月十一日宗義功に褒詞を加へ、家老古川圖書・大浦左衛門に時服白銀を賞賜した。(註一八) 通信使來聘延期の成功は易地行聘の第一歩である。

(註一) 續徳川實紀文恭院實紀卷一(國史大系卷四八)、淨元院(宗義功)實錄卷上。

(註二) 本邦朝鮮往復書卷八五天明七年遣朝鮮國規外書、淨元院實錄卷上、通信使草摺錄正祖丙午年十月六日・十一月十一日・十二月日・丁未年三月二十五日・四月四日・七日・十一日・五月日・六月七日・六月十二日・十八日・二十五日・七月九日・十八日・十一月六日、同文彙考附編續告慶一・告計一、増正文簡志卷六間慰行。

(註三) 通信使草摺錄正祖丙午年十月十一日。

(註四) 淨元院實錄卷上、「先是(丙午九月)、俊明大君(家治)之薨也、杉村直記語執政家人等、以信行起本及我任職事之由、徵及在州拜官・出金充養等請、蓋正德之時、新井筑後守已行禮壇上之儀、慮遣番廷議頗有停止之舉故也、至十一月(丁未年)、水野出羽守、將謁見未竣、不宜議聘事、拜官之事未容議、須俟小愈參觀書示、及丁未之冬、直記復將前件關說老中等處、書出正德以來舊例、時田沼主殿頭已敗、廷臣頗有出入、松平越中守在上列、專建更張弊事之議、直記與彼家人等擬議不諧(下略)」。

(註五) 通航一覽(國書刊行會本卷一)卷三三朝鮮國部九、淨元院實錄卷上、「是月(天明七年三月)七日、上帖松平周防守宅、以爲曩昔譯使(渡海譯官)之來詢、以信聘之期、職當參觀以察之、而病後未能、無任屏營之至、因謂大禮遲引固有不安、請命以聘期、斯速通報彼國、待信使超溟、一同參觀、更願從善上達云々、越廿日、柳澤信濃守替到廷中、老中在班、松平周防守傳旨曰、信使之

事、一循前例、若夫聘期、追後取旨可也、又召留守於周防守宅、書示曰、觀期追後有旨、又曰、聘期之事、雖曰追後取旨、俟有內旨而後稟白、蓋此時已有緩期之議也」。

(註六) 淨元院實錄卷上。

(註七) 淨元院實錄卷上、川本達 對馬遺事(大正十五年刊)二——一三頁。

(註八) 通航一覽卷三三朝鮮國部九、淨元院實錄卷上。

(註九) 淨元院實錄卷上。

(註一〇) 本邦朝鮮往復書卷八六天明八年戊申遣朝鮮國規外書、同文彙考附編續通信一、通信使草摺錄正祖己酉三月七日。大差使を發する場合には、禮曹參議・釜山僉使にも同時に書契・禮物を送る。其文は左の如くである。(以下同一例によるものなので、禮曹參議・東萊・釜山宛書契は之を省略する。)

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、秋序平分、編祝雅度冲裕、寔感騰企、告者我大君有嗣位之慶、乃貴國爲通聘之期、料當製舊典、但以本邦欽敬荐臻、兆民不勝、殆將整隘、東武新政、尙在惠濟、於是之時、貴使惠然臨海、則所在調發、民給徭役、非徒不違養息、又恐加於調療、是以朝議欲姑緩來聘之事、因使不侵具由以告、即此差正官平暢往・都船主平暢亨、布此意、宓望體察、從善啓聞、就承肯諾幸甚、謹使使者稟達、另具菲瑣、略寓芹衷、鑑領爲榮、餘冀若序膺福、肅此不備、天明八年戊申八月 日對馬州太守平義功。 別幅 貼金小屏風二雙 彩畫掛硯一箇 粹鐵中茗壺二十箇 彩畫大層匣一備 彩畫無跌大圓盆十枚 赤銅茗爐一箇、計、天明八年戊申八月 日對馬州太守平義功。

日本國對馬州太守平義功、啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下、即辰遜想、愈履休禔、爲慰寔深、陳者我國之有大慶、貴國通聘、乃爲申由之典、計使施不久當東、但以本邦連歲凶歉、民弊難支、朝議欲姑俟來聘之期、今遣正官平暢往・都船主平暢亨、齎書以告南宮

請即轉達、餘容使者口述、徵儀副械、幸笑存之、不備、天明八年戊申八月 日 對馬州太守平義功。 別幅(東萊) 彩畫有跌飯盤十枚 赤漆無跌大圓盆三十枚 紋紙四百斤 朱竿煙器二十握 赤銅茗鐘一圍 赤銅大藥罐六箇、計、天明八年戊申八月 日對馬州太守義功。 別幅(釜山) 水晶笠緒一結 彩畫五寸奩鏡二面 黑漆中層匣一備 赤銅大藥罐三箇 紋紙五百斤、計天明八年戊申八月 日 對馬州太守平義功。

(註一一) 通信使草曆錄正祖戊申年十一月六日。

(註一二) 通信使草曆錄正祖戊申年十一月六日、通航一覽卷三三朝鮮國部九。

(註一三) 通信使草曆錄正祖己酉年二月十五日。

(註一四) 正祖實錄卷二七正祖十三年二月辛丑、日省錄正祖卷二九〇己酉年二月十四日、通信使草曆錄正祖己酉年二月十五日。

(註一五) 通信使草曆錄正祖己酉年二月二十四日。

(註一六) 通信使草曆錄正祖己酉年三月七日。

(註一七) 本邦朝鮮往復書卷八六天明八年遣朝鮮國規外書、同文彙考附編續通信一、通信使草曆錄正祖己酉年三月七日。猶禮曹參議東萊釜山回答書契、別幅は左の如くである。(以下同一例によるものなので、禮議以下の書契は今後之を省略する。)

朝鮮國禮曹參議金履正、奉復日本國對馬州太守平公閣下、從便遠至、獲承委翰、憑審與居沖地、慰沃良多、仍聞貴大君傳序嗣服、增葦舊緒、其在隣好、宜馳賀賀、而貴國深軫荒年民弊、委報緩期、業已轉聞朝廷、信使前頭行期、當俟後日更示、珍賜益見厚誼、薄儀聊表鄙忱、統希崇亮、不備、己酉年二月 日 禮曹參議金履正。 別幅 人蔘二斤 虎皮一張 豹皮一張 白苧布七匹 白綿紬七匹 黑麻布五匹 白木綿二十四 花蓆五張 四張付油范二部 黃毛筆三十柄 眞墨三十笏、際、己酉年二月 日 禮曹參議金履正。

朝鮮國東萊府使金履禧、奉復日本國對馬州太守平公閣下、茲承惠帖、憑諸動止沖地、良用慰浣、仍聞貴大君嗣服增輝、曷勝欣賀、信使行期緩退、謹已轉報南宮、珍賜多感、重品回敬、統希崇亮、不備、己酉年二月 日 東萊府使金履禧。 別幅 白綿紬五匹 白苧布五匹 黑麻布三四 白木綿十四 花蓆三張 四張付油范一部 黃毛筆二十柄 眞墨二十笏、際、己酉年二月 日 東萊府使金履禧。

朝鮮國釜山僉使趙宅鎮、奉復日本國對馬州太守平公閣下、便屆獲承委翰、憑諸動止珍地、披慰無量、仍聞貴大君新承丕基、欣悅曷已、信使行期緩退、詳在南宮覆帖、盛忭謹頌、薄儀回敬、統希崇亮、不備。 己酉年二月 日 釜山僉使趙宅鎮(別幅物目與東萊府使同)。

(註一八) 淨元院實錄卷上、通航一覽卷三三朝鮮國部九。

第三 對州地聘禮舉行の交渉

通信使來聘延期は對州藩家老古川圖書等の努力により、寛政元(正祖己酉)三月に至り朝鮮國の同意を得た。然るに松平越中守は更に一步進めて、通信使の江戸來聘を止め、對州に於て聘禮を舉行すること——所謂易地行聘——を研究中であつた。之は通信使制度の一大變革であるばかりでなく、對州藩の利害に關係するところ甚大なので、單に幕府の立場のみを考慮して、強制し難い事情がある。幸にして對州藩情も此頃に至り、幕閣の方針に好都合なるやうに變化しつつあつた。

當時對州藩重役に大森繁右衛門功といふものがあつた。もと應匠の出であるが、其優れた政治的手腕によつて不時に登庸せられ、遂に勝手方兼郡支配佐役に榮進し、寛政二年六月十三日藩主宗義功襲封後初謁見に際して、平田隼人・古川左衛門（藏人）と共に、家老の資格を以て將軍に謁見を許され太刀馬代を獻ずる光榮に浴した。大森は夙に杉村直記に代つて、藩政の實權を掌握する野心を有し、杉村が田沼主殿頭と結託して成功したのに倣ひ、松平越中守の勢力に倚賴して、目的を達しようとした。恰も越中守が通信使制度改革の意見を有するのを見るや、大森は自ら進んで之に接近し、種々進言するところがあつた。杉村直記が通信使即時江戸來聘を主張したのは、對州藩の利益より打算したのであるが、大森繁右衛門が通信使聘禮を對州に於て舉行すべきことを主張したのも、齊しく對州藩の利益中心より出でたものである。蓋し大森繁右衛門は幕閣の方針を奉承して、易地行聘を實行すると共に、其補償として莫大な補助金を得——寧ろ加増を希望した——之によつて對州藩政の根本的改革を行ふにあつた。杉村・大森兩家老終局の目的は、等しく對州藩の救済にあつたけれども、其立場は相反するのみならず、一は世襲の名族、一は微賤より成上者と云ふ感情上の衝突も加はり、此後對州藩は杉・森二派に分裂して、永く藩内黨争の禍根を残した。(註一)

かくして松平越中守は對州藩を完全に自己の支配に置いた後、愈々易地行聘問題を表面化した。即ち寛政三（正祖辛亥）年五月三日、對州藩家老平田又左衛門寬暢・大森繁右衛門を其官邸に召見して、正式に通信使聘禮を對州地に於て舉行するやう、朝鮮國に交渉を開始すべき旨命令した。其大要に云ふ『往年朝鮮國と通信使延期を約したれども、歲月推遷し、將に其期に達せんとす、然るに比來天災連に至り、上下困乏し、偶々豐歲に際すと雖も、未だ饒益に足らず、來聘一件を思ふに、固より是一大事、關係輕きにあらず、仍りて政府に令して來聘の儀を更議せしむ、對馬守に於てもよく斯意を體し、彼我兩國間に斡旋宜しきを得て、我誠意のある所を彼國に理會せしめらるべし』と。(註二)

松平越中守は平田・大森兩家老に易地行聘に關する交渉開始を命ずるに當り、今回の交渉が通信使延期の如く、容易に朝鮮國に受諾せられることを豫想せず、易地行聘の理由の正當なことを、竝に之が幕府の特命に出で、對州藩の獨斷によるものでないことを、朝鮮國當局に諒解せしめるために、尠からず苦慮したものの如くである。之がために、大差使書契案の外に、大差使口上覺漢譯（使者口占）、宗對馬守に對する命令（令對馬守書草）及び「議朝鮮聘使邀請對馬竣禮事狀」と題する一大漢文論策を下付した。此論策は松平越中守を初め、鳥居丹波守忠・松平伊豆守信・松平和泉守乘・戸田采女正氏・本多彈正大弼忠の六閣老の連名を以て、通信使易地行聘が、單に財政上の理由のみによるものではなく、理論上正當な事由あることを論證したものである。之等がいづれも漢文を用ひてあるのを見

ても、大差使より朝鮮國關係官に提示せしめる用意が窺はれる。(註三)

前者既承緩聘期之諾、爾後政府奉旨更議、以爲通聘一事、本非容易、彼此煩劇費用之甚、豈待言哉、加之或至復有凶年、重告緩期、則恐失兩國結好之本意也、要之經久之策、莫如簡易、由是自今每貴使至、輒將就本州迎待、以竣聘事、其意無他、庶幾通交之際、務以簡易、及時行禮、而相約永爲定制、隣交彌久彌固也、特命不佞、以誠實委報、茲差正官某・都船主某、替達此意、宓望體察、從善啓聞、速蒙允諾、幸莫大焉。

右參判

使者 口 占

一 今般之事、隨例奉使、以簡稟白、却慮變革一事、恐或不能無訝、以故寡君特請政府、議狀寫以併呈、請諒是意、速達之貴朝、委實商議領諾幸甚。

一 今般之事、率然聞之、或涉疑訝、仔細尋覓、固非苟且、蓋當今明良之際、凡百政術、一以貞固爲幹、斥誇張而尚淳朴、固使上下綏寧、以圖長久、則今此所議、亦莫不出于茲、幸望貴國亦體認斯心、以保永世不渝之隣盟、是所專冀也。

一 弊邑實司兩國之交際、務在誠信、其或扞強而意難通、或姑息而事苟成、皆失本懷、今般之事、

切望彼此協和、共成永圖。

一 今般既改修大禮、則其中儀式、亦有當品節隨宜者、待一同議定之後、尋須彼此認詢、一々約定、不失兩便之意已。(註四)

大森繁右衛門は幕閣の命令を齎し、七月二十一日歸國したので、對州藩に於ては大森を中心として更に協議を重ねた。當時藩内に於ては易地行聘は容易ならざる一大事件である。之がため突然大差を差遣し、朝鮮國が約條違反を理由として、斷然拒否したならば、對州藩としては進退兩難に陥る惧がある、宜しく先づ幹事裁判を派遣して豫備交渉を試み、其結果によつて善處すべきであるとの論が多數を占めたが、大森等は今回の幕命は最も嚴厲で、徒に遲疑して事若し成らなければ、不測の罪を蒙るの必定であるとし、其主張に反するものを盡く罷免し、幕命の如く直接大差差遣に確定したと云ふ。(註五)

寛政三年七月平田隼人(平暢常)を通信使議定大差使議聘參判使正官、重田土肥之介(橋政一、後福島作兵衛平正良と交代す)を都船主、阿比留惣四郎(後早川恕介と交代す)を封進押物に命じ、書契禮物を齎して差遣した。書契の内容は幕閣より下付せられた案文をそのまゝで、單に時令を加へたものに過ぎなかつた。但し「議朝鮮聘使邀諸對馬竣禮事狀」、竝に使者口占は、必ずしも對州藩の利害と

は一致しないので、之は交付を見合したものの如くである。(註六)

通信使議定大差使一行は寛政三年十二月釜山到着、直に倭館館守小川縫殿助(橘徳久)と協議の上、倭學訓導金徳淵・別差崔國禎の就館を求め、書契謄本を提示して其任務を説明し、先例による接待を請求した。『信使請來、當在於戊申^{天明}八年、而弊邦適因年凶、且值失火、蕩盡無餘、接待之節、無以措辦、故退定之意、前已備告、既承緩聘之處分、謹當待年豐請聘之不暇是乎矣、請聘一事、本非容易、且多煩費、而不幸連遭歲歉、猝難經紀、再告緩期、則禮意久曠、恐失隣好、爲今之計、莫如無從簡便、自今以往、信使不入江戶、到本州^馬對傳命、則通聘之際、不但省費節用、庶可及時行禮、以此意別送大差使、委報貴國、約爲定制事、又自江戶分付敵島敵守、故修書契、差俺出來是如乎』。(註七)

朝鮮國政府に於ては、通信使の問題は既に寛政元年三月の延期を以て一旦解決を告げ、此上は日本國年豊を待ち、其請求により通信使を差送すべきことを豫想して居たのであるから、今次通信使請來大差使ならざる議定大差使來到の報を得て之を不可解とし、大差使の到著前一箇月、寛政三年十一月十三日大差先問使(先文持來頭倭)の來著と共に、館守小川縫殿助を難詰したが、館守は單に議定大差使差送の口達を得たのみで、その使命を知らずと稱し、毫も要を得なかつた。此に於て東萊府使柳炯は、『所謂議聘大差倭先文頭倭既已出來、則其所議之事、館守倭必無不知之理、而終不指的發告者、

究厥情態、極爲汚黷、戊申年以彼國失火年凶、別差差倭、請退信使者、係是規外、而朝家特以柔遠盛意、已爲許施、則早晚間、信使請求等節目、當如例舉行、別無送价議定之端、而今又以議聘巧作名色、敢送規外差倭之計者、揆以事體、尤萬萬不當、故以先文頭倭即速還送、大差倭切勿出送之意、嚴飭訓別^調差、使之各別責諭於館守倭處』と狀啓し、議政府左議政蔡濟恭も同一意見で、國王に啓言して通信使議定大差使斥退の裁可を得たものである。(註八)

東萊府使が如何に強硬意見を有するにもせよ、使命の内容判明しない通信使議定大差使を、單に先問使の通告を得たのみで、その來着を阻止する事は事實上不可能であるが、朝鮮國政府並に其地方官憲が、既に通信使に關しては、若干年の延期以外すべての交渉を拒否する態度を保持して居た事は、預め注意を要するところであらう。

東萊府使柳炯がかゝる意見を懷抱せる事は豫想せずして、通信使議定大差使正官平田隼人・都船主重田土肥之介等は到着し、訓導・別差に接待を要求したのであるから、訓導・別差が當初より難色があつたのも當然である。訓導・別差は正官・都船主・館守等の説明を聴取して、曩に天明八年戊申通信使請退大差使の到るや、その規外なるにも拘らず、朝廷特に之を接待し、通信使入送延期を受諾した。然るに對馬島又新に名色を作り、規外大差を頻送するのは、朝廷の寛大に乗じて接待の料を貪る

意にあらざるなきかを難じ、更に「信使之到江戸傳命、兩國間何等重大之事、而且是不易之禮、則謂以省費節用、勿請到馬島傳命者、此何道理、此何禮制、其在尊事體之道、決不敢以此等乖禮之說上煩朝廷」と主張して、書契謄本の進達を拒否し、且大差使員役の倭館退去を要求した。正官等は易地行聘は決して約條を無視し、通信使の體制を蔑視するものではなく、唯日本國近年凋殘甚だしく、先例による迎接を舉行する力なく、萬已むを得ずして務めて簡易に従ふ意味であることを釋明し、速かに書契禮物を捧納せられたいと懇請した。

訓導・別差の報告に接した東萊府使柳炯は、曩に先問使出來時に述べた如く、通信使議定大差使そのものが規外にして、斥退すべきものであるのみならず、其使命の内容より見ても、通信使の國書を奉じて江戸に入往し、親しく之を關白に傳へるのは約條に明記するところで、單に經費節減・年凶の理由を以て、之を變革するのは、事體を尊び、約條を嚴にする道でないとの意見を持したが、大差使は江戸政府の命により來したものであるから、自己の權限を以て決し難く、禮曹宛書契謄本を進達し、大差使斥退の意見を狀啓した。

東萊府使の狀啓は十二月二十一日到達したので、國王は直ちに備邊司に下して稟處せしめられた。備邊司に於ては、天明八年通信使請退大差使すら規外として退却の意見であつたので、今次の通信使

議定大差使の如きは殆ど問題視せず、十二月二十五日左議政蔡濟恭は「議聘二字、實前所未有之事、倭情之狡猾、萬萬痛惡」との理由を以て、東萊府使の狀啓に従ひ、訓導・別差を督責して、議定大差を速かに従ひ還送せしめんことを啓言し、國王の裁可を得、備邊司關文を以て東萊府使に命令した。(註九)

通信使易地行聘はかくして朝鮮國によつて無條件で拒否せられ、爲に對州藩は朝鮮國・幕府の間に介在して、一時進退兩難に陥つた。通信使議定大差使正官平田隼人・都船主重田土肥之介等は、館守小川縫殿助等と協議の上、東萊府使の退去要求に従はず、依然倭館に滞在して、訓導・別差の諒解を求め、何等か妥協點を發見するに努めつゝあつた。

通信使易地行聘交渉が延期交渉の如く圓滑に進行することは、對州藩に於ても豫想して居ないので通信使議定大差使の報告に接して、さまで前途を悲觀せず、平田隼人等の妥協工作に囑望して居たものの如く、幕閣に對して非公式に易地行聘については、朝鮮國に於ても原則的に同意であるが、同國政府部内に賛否兩論があつて、急に確定しない事情があると報告して居た。幕閣に於ても之を諒とし、當初易地行聘交渉を命令して一箇年を経た寛政四年八月十三日、松平越中守は對州藩江戸詰家老平田又左衛門を官邸に召致し、藩主宛奉書を付して、易地行聘の遲速は敢て争ふところではなく、朝

鮮國をして、我誠意の存するところを充分諒解せしめ、兩國國交永遠に確立するに至らしめることを肝要とする旨命令した。(註一〇)

易地行聘は對州藩の樂觀に反して、大差使渡海後既に一箇年に達しても、交渉停頓舊のまゝなので、對州藩首脳部も漸く周章の色があり、其責任者たる大森繁右衛門は局面打開に腐心しつゝあつた。是より先對州藩に於ては公私貿易停頓し、特に朝鮮國より入送すべき公木・公作米を初め物貨の滯甚だしく——對州藩は其理由を、易地行聘交渉により朝鮮國の感情を害したことに附會した——加ふるに領内の風水害等のため、士民の飯米にすら支障を來すに至つたので、寛政五年正月十二日大森繁右衛門は參府して松平越中守に謁し、藩内の窮狀を詳述して救済を請願した。越中守も對州藩の困難の主因が易地行聘にありと聞き、之を默視するを得ず、二月一日に至り稟米一萬石貸付の件を指令した。(註一一)

大森繁右衛門の東上の任務が、藩民救済請願に止まらなかつたのは勿論で、通信使議定大差使渡海以來、交渉の經過を詳細に報告し、其前途毫も悲觀を要せず、且易地行聘は國家財政上萬難を排しても成立せしめなければならぬことを力説した。越中守之を首肯し、大森自身渡海し、平田隼人を助けて、局面の展開を圖るべきことを命じた。

既に平田隼人が通信使議定大差使正官として、倭館に滞在する以上、之を召還して大森に代へることは出来ないが、恰もよし、寛政四年七月將軍世子竹千代生誕のため、先例による告慶大差使慶長參判使

關白生子告慶大差を發するに會したので、大森繁右衛門(橋功久)自ら告慶大差使正官に任じ、都船主福島作兵衛(平正良)と共に、寛政五(正祖癸丑)年七月渡鮮し、東萊府使尹弼秉と接見、その宴享を受け書契禮物の授受を終つた。告慶大差は先例によるものであるから、その接待は支障なく行はれたが、大森は其任務終了後も引續き倭館に滞在し、平田隼人・館守戸田頼母明暢と共に屢々訓導金德淳・別差崔昌謙に會見し、易地行聘について、何等かの妥協點を發見するに腐心した。大森は易地行聘が朝鮮國にとつても多大の經費節減となること、對州に於て聘禮を舉行するとも、江戸入送時に比して、通信使の禮制を毫も省略することなく、將軍名代として閣老親ら對州出張すること等を詳細に説明したものの如くである。(註一二)

訓導金德淳・別差崔昌謙は大森繁右衛門の勸説に接しても依然前説を固執し、大森の主張も果して東萊府使に貫徹したか疑ふべきものがあるので、大森は已むなく府使尹弼秉と密かに訓導の任所誠信堂に於て會見しようとしたが、病によつて果さなかつたと云ふ。此事は大森自ら稱するところで、後に文化四年九月、對州藩留守居小島宇左衛門通久が朝鮮御用掛寺社奉行脇坂中務大輔安に提出した報告

には、次の如く見えて居る。

扱又最前議聘使罷渡居候内、孝恭院様千代竹御慶誕之儀、彼國え相告候參判使え、御差圖に依、大森繁右衛門召仕、議聘使之儀に付而も繁右衛門段掛合見候處、其節之東萊府使嗣尹内密に坂之下

○誠信堂ノ俗稱と申所におゐて直對仕度趣、彼方より起り申聞、日取迄も極候所に而、繁右衛門九死一

生之大病相發、無是非對面不得仕候而歸國仕候。○上ノ略

元來東萊府使と差使或は館守との接見は、東萊府衙に於ける肅拜及び倭館に於ける宴享の如き儀式に限り、公幹は一切訓導別差に委し、府使自身其衝に當る例は絶對にない。上記の記事の注にも『但東萊府使、坂之下などに而、對馬守役人と直談と申儀は、御通交以來無之儀と相聞申候』とある如く、對州藩吏すら大森の言を眞實と聞かなかつた事が知られる。大森繁右衛門が告慶大差使の任務終了後も歸國せず、平田隼人・戸田頼母と共に奔走に努めたことは通信使賸録にも見え、疑ひの餘地なきところであるが、其使命も遂に失敗に終り、幕閣・對州藩廳の期待に背くこと大であつたので、窮策のあまり府使命見的一幕を案出し、其最後の不成功を疾病に假託したものと解せられる。(註二三)

大森繁右衛門の敏腕を以てするとも、朝鮮國政府の既定方針を動かすことが出来ないことが判明した以上、易地行聘の交渉も此に斷念せざるを得なかつた。通信使請退大差使正官平田隼人は大森繁右衛門・館守戸田頼母等と慎重協議の上、本藩に訓令を仰いだ後、愈々最後の手段を取ることとした。即ち易地行聘の拒否は已むを得ずとするも、其賣來した禮曹參判・參議、東萊・釜山書契のみは受理して適當なる回答を與へられるやう(對州の要求拒否せられる場合には、通例書契に限り收受せられるが、禮物は拒否せられる)請求するに決し、寛政五(正祖癸丑)年十二月書付を訓導金德淳・別差崔昌謙に交付し、東萊府使に進達を懇請した。

議聘書契不即呈納、不受回答而歸、則不啻俺等得罪、實州主被責於東武、未知至於何境、惟願書契呈納、而事依朝廷公議處分、受回答斯速入歸之地爲望、而至於使者不願許接、只得回答書契則

幸甚、此別幅呈否、書契呈納節次、亦依公議奉承伏計。(註一四)

是より先東萊府使尹弼秉着任後、通信使議定大差が『從速還送』を命令せられつつも藩館久しきに亙り、遂に府使の責任問題を惹起するのを恐れ、訓導金德淳・別差崔昌謙を督勵して、正官平田隼人・館守戸田頼母等を嚴辭責論して大差使の歸國を要求しつゝあつたが、今や大差使がその目的を斷念し、單に書契を受理し、接待を舉行し、大差使の面目を保つて歸國せしめられるやう懇請に及んでも、猶無條件歸國を要求して已まない。正官・館守は再三寛政三年渡鮮以來交渉の經過を説明し、更に附加して云ふ『而身爲使价、奉令以來、所幹雖不得呈納、則此价何以歸報於島主、島

主何以復命於江戸乎、呈書契未受答之前、決不可還歸、任官○調尋亦知事勢之不得不然、而不善告達、傳令責諭、每如是嚴勸、有死之外更無他言、伏願以此情狀、詳告于東萊府、轉達南宮○禮、呈書契受回答、以爲俺等生還之地亦爲乎」と。

通信使議定大差使は今や讓歩の最大限度を示し、訓導・別差は固より、東萊府使も此以上大差使に強要することは事實上不可能なることを知悉しつゝ、尙格外一點張りで書契入送を拒絶し、即速歸國を要求するのみであつた。此に於て大差使は最後の手段として、對州藩主の責任問題を提出した。『今聞弊島通報、則日前江戸嚴命出來、以爲專价奉議、無論事之可否、應有回答而書、而今至四年、杳無一字回報者、此必是島主初不見信於交隣之誼、雖有君命、淹滯其罪不可容貸是如、辭意極其嚴截、故島主方在待勘罔措之中、而被罪迫在朝夕、俺等情地、到此極矣、前後所幹姑居之、乃至於此、而任官視若尋常、小無相恤之心、此豈和好之誼哉、且島主世受厚恩、承襲數百年、恪勤盡誠、不敢有一毫怠忽之意、而今因此事、將陷於不測之科、此豈一視之澤、而終始之恩哉、朝家若俯矜俺等窮蹙、迫可矜可憫之狀、則必有救活弊島上下之厄、伏望任官以此實狀、急速告達、俾蒙生盛之澤』と。(註一五)東萊府使尹弼乘は訓導・別差の報告により、規外差倭懲戒の目的を充分に達し、今や彼が哀請を容認するも不可なしと認め、寛政六(正祖甲寅)年七月三日備邊司に狀報して、大差の懇請を認め、そ

の資來した禮曹及び東萊・釜山宛書契の捧納を許施するとも、通例の大差使許接の例によらず、禮物は之を退却し、單に回答書契のみを交付すべきことを上申した。

○上 彼人乞憐之書、觀之則其所懇懇不在遣官許接、只願受答歸報而已、則揆以事情、容或無恠、且以本事不可許施之意、裁答以送、不害爲通彼此之情、示約條之嚴、其書契上送該曹○禮、以爲答送地、而既依其願不爲許接、則呈書契之節、當用順付之例、雖有別幅、亦不可一體捧之、須悉此意、恪守誠信、無失約條。

東萊府使狀報及び通信使議定大差使の資來した書契謄本は七月十七日に到着した。正祖は備邊司に關係書類を下して、稟處せしめられた。備邊司も本件は既に去寛政三(正祖辛亥)年一旦決定した問題であるが、交渉の内容稍、前と異にするものがあるので、再議に附した結果、東萊府使の狀啓に従ひ、同府使に命じて書契捧納に限り之を認め、禮物は之を受けず、又京接慰官の差下も之を許さないことに確定し、八月二十二日備邊司より啓言裁可を得、同月二十七日には禮曹に移牒して、易地行聘拒否の回答書契を撰出せしめた。(註一六)

易地聘拒否の方針は、かくして朝鮮國に於ては確定したのであるが、此交渉は長期に亘り、大差使をして使命を達せずして空しく歸國せしめ、對馬島主亦江戸政府より嚴謹を蒙るに至つたと云ふ情報

に接し、對馬人心の動搖を憂懼したものの如く、八月三十日に至り領議政洪樂性は、易地行聘は約條に反するを以て之に従ふことを得ず、通信使議定大差使は規外であるから之を斥退し、其書契に限り捧納するのは當然であるが、禮物を賣還せしめるのは相款の道でないとし、八月二十二日備邊司啓言を緩和して、特に書契と共に別幅をも捧納せしめ、又大差使員役に滯館中の日供酒米を支給し、唯京接慰官・差備譯官の下送に限り中止すべき旨啓言した。正祖は領相の言を可とし、九月四日備邊司に命じて、東萊府使に行關せしめられた。(註一七)

東萊府使尹弼秉は廟堂の命令により、訓導金德淵・別差崔昌謙に命じて、禮曹回答書契を傳達せしめようとしたが、正官平田隼人・館守戸田頼母は先づその謄本を受領し、之を對州に急送し、本藩の指令を仰いだ。尙此回答書契は通信使謄録・同文彙考に収載せられる原文と、以耐庵記録・對州藩記録に收められたものと尠からぬ相違がある。後者は倭學譯官と在釜山對州藩吏と協議の上修正したものと認められるが故に、此二種の書契を併せて左に引用する。

(承文院原文)

(改作文)

朝鮮國禮曹參判徐邁修

朝鮮國禮曹參判徐邁修

奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、書來就審

奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、書來就審

體履安迪、欣慰良深、聘使之就貴州竣事、固知盛意實在軫彼此除勞費、而第念交隣之誼、惟誠信是勉、不係通聘之遲速、隨其事力、緩其年期、是亦無間之美事、愈見情志之相通、豈可拘小節、而規新例哉、期雖屢緩、在禮無傷、事或苟完於義不可、幸加恕諒、勿以緩期爲嫌、惟以紓力爲心、實區區之望、佳祝領謝、薄儀聊伸、不備。

甲寅年九月 日

禮曹參判徐邁修

體履安迪、欣慰良深、聘禮易地之議、卽轉聞朝廷、固知盛意實在軫彼此徐勞費、而第念交隣之誼、惟誠信是勉、不係通聘之遲速、隨其事力、緩其年期、是亦無間之美事、愈見情志之相通、豈可拘緩期、而規新例、期雖屢緩、在禮無傷、事或苟完、於義有欠、幸加恕諒、勿以緩期爲嫌、惟以紓力爲心、實區區之望、佳祝領謝、薄儀聊伸、不備。

甲寅年九月 日

禮曹參判徐邁修

朝鮮國禮曹參議徐榮輔

朝鮮國禮曹參議徐榮輔

奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、貴价鼎來、辱翰隨至、憑悉興居珍迪、欣慰倍品、聘好

奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、貴价鼎來、辱翰隨至、憑悉興居珍迪、欣慰倍品、議聘

交誼自有舊章、兩國之誠信相孚、一价之遲速何
 論、惟願約條之謹守、毋嫌聘期之屢緩、珍貺多
 謝盛眷、非品聊表遠忱、不備。

甲寅年九月 日

甲寅年九月 日

禮曹參議徐榮輔

禮曹參議徐榮輔(註一八)

是より先寛政五年七月二十三日松平越中守信定は輔佐兼老中筆頭を免じて溜詰となり、松平伊豆守明代つて老中筆頭に任じ、朝鮮國通信使來聘事務を管掌した。もと易地行聘に最も熱心であつた松平越中守が、幕閣の首班たる地位を去つたことは、對州藩の責任を著く輕からしめたが、對州藩情竝に通信使來聘事務に精通した越中守の背景を失つたことは、同時に對州藩に一大打撃を與へたことは否定出来ない。

松平伊豆守を首班とする幕閣は、易地行聘については、前任者の方針を踏襲して、急に對州藩の措置に干渉するところもなかつたが、易地行聘に關する禮曹回答書契謄本の到着後、間もなく内命を宗義功に傳へて、家老大森繁右衛門の參府を促した。對州藩は大森が倭館滞在中疾病に罹り、未だ歸國しないと稱し、家老多田左膳功に代つて參府を命じた。

對州藩家老多田左膳は寛政六年十一月六日江戸到着、松平伊豆守に對して、通信使議定大差使の使命失敗に歸し、易地行聘は遂に朝鮮國によつて拒絕せられた事を報告した。松平伊豆守は之を已むを得ざるものと認め、禮曹回答書契を受理することを許可したので、多田左膳より之を本藩に報告し、藩廳より通信使議定大差使正官に訓令するところがあつた。(註一九)

此時未だ滯館中の大差使正官平田隼人は、左の短簡を東萊府使に致して、易地行聘拒否の回答書契を受理する理由を明かにした。

辱承翰教、莊誦反覆、深感懇款、伏惟兩國交際、要在誠信二字而已、向者本邦所致致、端欲簡事省費、使永世易行而毋渝也、固出於誠信、而貴國所酬對、一在約盟是守、遵故無革也、亦豈外於誠信哉、但誼雖弗違、事有相左、俺也奉使信來此、久阻容受、乃今及獲回簡、復涉依違、不完桃投瑤報之美、是使者之所以難於進退、幸付度之、雖然爲使者職既通信矣、既獲報矣、豈可不過歸反命耶、其達州守、聞之政府、而後命之有無、非所敢知也、萬冀丙諒、不備。

甲寅十二月 日

議 聘 使。

翌寛政七(正祖乙卯)年早々、大差使正官平田隼人は禮曹參判、參議回答書契及び別幅を受理、同二月對州に歸還して、三月書契正本を幕閣に進達した。(註二〇)

幕閣に於ては易地交聘拒絶の已むを得ないことは、既に前年十一月多田左膳の釋明で略々認め居たが、今朝鮮國禮曹回答書契の到着するに及び、易地行聘交渉の趣旨が、全く日本朝鮮兩國のために無益の經費を節減するにあつたが、朝鮮國の拒否に會した以上、前に還つて通信使來聘當分延期の方針を取ることを、同國に公式に通告する必要を認め、寛政七年五月二十二日松平伊豆守は、對州藩家老平田又左衛門を其官邸に召致し、左の如き漢文命令を交付して、朝鮮國政府に傳達せしめた。

向者議聘事狀、揣在慮彼此省勞費、循易簡之理、保永久之圖、乃審朝鮮所報、以爲講和之舊章固宜率由、易地之新例且難肯可、至如隨其事力屢緩年期、則始無妨害、敢不承順委推來意、事雖差左、情自款至、亦可允容、苟執吾所欲、強他所不欲、頗違隣好之誼、亦非公平處事之理、因更議定從彼所欲、以延聘相約、竣天時豐國民瞻、以全利賓之儀、豈非兩可乎、尙在曠日持久而已、其奉斯意、傳致諸彼、故令。(註二)

對州藩主宗義功は、幕閣の命令に従ひ、寛政七年六月幹事裁判河内徳左衛門(橋政養)を釜山に差送し、東萊府使宛短簡を附して「下對馬州令騰文」を傳達した。幕閣がかくの如き公正なる態度を取つたのは、朝鮮國當局の意外とするところであらう。同年八月東萊府使尹長烈は對州藩主に回翰を致して、易地行聘の希望に従ふことが出来ないのを遺憾とし、且「至若隨其事力、屢緩年期、則事無相

妨」と述べ、幕府の要求を承認した。(註三)

(註一) 淨元院實錄卷上、對馬遺事一七一—一八頁。

(註二) 淨元院實錄卷上。

(註三) 淨元院實錄卷上。

(註四) 淨元院實錄卷上、古事類苑外交部九兩足院朝鮮記録議聘三。

(註五) 淨元院實錄卷上、「是時會議以爲、此事實非容易、大差卒然渡海、彼脫有據理、固拒則恐無善後之地矣、宜先差幹事裁判、微視彼内俯仰、而後徐圖進退之宜、時以朝旨至殿、或事不成、必有不測之罪、不肯聽納、斥爲異議駟之」。

(註六) 淨元院實錄卷上。禮曹參判宛書契は左の如くである。(參議以下宛書契並に別稿は之を略す)。

日本國對馬州太守拾遺平義功、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、仲冬嚴寒、共惟勸止多福、不勝傾仰、前者既承緩聘期之諾、爾後政府奉旨更議、以爲通聘一事、本非容易、彼此煩劇、費用之甚、豈待言哉、加之或至復有凶年再告緩期、則恐負兩國結好之本意也、要之經久之策、莫如簡易、由是自今每費使至、輒欲就本州迎待、以竣聘事、其意無他、庶幾通好之際、務以簡易、及時行禮、彼此相約、永爲定制焉、隣好彌久彌固也、特命不佞、以誠實委報、茲差正官平暢常、都船主橋政一、梓造此意、定望體察、從善啓聞、即蒙允諾、何幸如之、聊具薄禮、庸申微忱、惟冀榮收、肅此不備、寛政三年辛亥十一月 日 對馬州太守拾遺平義功。(本邦朝鮮往復書卷八七寛政三年遣朝鮮國規外書、同文彙考附編續通信一)。

(註七) 通信使草摺錄正祖辛亥年十二月二十一日。

(註八) 正祖實錄卷三三正祖十五年十一月乙未。

(註九) 日省錄正祖辛亥年十二月二十五日、通信使草謄錄正祖辛亥年十二月二十一日・二十五日。

(註一〇) 淨元院實錄卷上「十三日(寬政四年八月)松平越中守召平田又左衛門、老中連署奉書於公、以爲議聘一款、彼國論議、似未即決、而或緩或急、非所論也、此事乃是二國通信長久之策、須要使彼人洞曉朝家誠信之意爲妙云々、九月十八日奉書到州」。

(註一一) 淨元院實錄卷上。

(註一二) 本邦朝鮮往復書卷八八寬政五年遣朝鮮國規外書、同文彙考附編續一告慶、淨元院實錄卷上。

(註一三) 文化二年至四年文化信使記錄(江戸書留)卷天、通信使草謄錄正祖甲寅年七月十七日。

(註一四) 通信使草謄錄正祖甲寅年七月十七日。

(註一五) 通信使草謄錄正祖甲寅年七月十七日。

(註一六) 正祖實錄卷四〇正祖十八年八月辛巳、日省錄正祖甲寅年八月二十七日、通信使草謄錄正祖甲寅年八月二十二日。

(註一七) 正祖實錄卷四〇正祖十八年八月甲申、日省錄正祖甲寅年八月三十日・九月四日・通信使草謄錄甲寅年九月四日。

(註一八) 本邦朝鮮往復書卷八八寬政七年朝鮮國規外回翰、同文彙考附編續通信一、通信使草謄錄正祖甲寅年八月二十二日。

(註一九) 淨元院實錄卷上。

(註二〇) 淨元院實錄卷上。

(註二一) 本邦朝鮮往復書卷八九寬政七年遣朝鮮國規外書、淨元院實錄卷上。

(註二二) 本邦朝鮮往復書卷八九寬政七年朝鮮國規外回翰。東萊府回翰の全文は左の如くである。

向者承議聘之示、固示軫兩邦之通信省勞費、圖永久之誠意、而易地之新例、在我難允容之狀、至若隨其勢力、屢緩年期、則事無相妨、是以有延聘緩期之報、亦出於不得已之勢、而不副貴朝之廷盛意者、雖我朝廷亦有不安者、今貴朝廷克諒我情、益承誠款之諭、感佩曷已、至其愈敦隣誼、則在我朝廷豈不解念、幸照亮之、不備、乙卯年八月 日 東萊府使尹長烈、對馬州太守拾遺平公。

第四 戊午易地行聘約條の成立

通信使易地行聘に關する交渉は、通信使議定大差使正官平田隼人等の歸國及び幕閣の交渉中止命令を以て、幕閣竝に朝鮮國共に完全に交渉打切となつたものと認めた。然るに對州藩に於ては更に複雑なる經緯があつた。易地行聘は元來幕閣の命令に出でたものであるが、今に至つては對州藩の利害に深く交錯し、其成否は直ちに藩内に影響を及ぼすものであつた。もと易地行聘に反對であつた元家老杉村直記は幕命によつて致仕するの已むなきに至つたが、其勢威猶隱然として存し、直に起つて大森繁右衛門・平田隼人等と争ふに充分であつた。乃ち大森・平田一派は萬難を排しても、易地行聘を實行しなければ、自家の政治的運命は終焉を告げる危険に直面して居た。此に於て交渉打切後も、藩内及び江戸に於ては大森繁右衛門、出先に於ては倭館館守戸田頼母が中心となり、如何なる形式にもせよ、通信使江戸來聘に代へるに對州地聘禮舉行を以てするに腐心しつゝあつた。而して戸田頼母先づ倭學訓導朴俊漢と意志を疏通するに成功した。

一日訓導朴俊漢は通事を通じて、館守戸田頼母に、兩國省弊を條件として、易地行聘の前途有望なことを示唆した。曰く『議聘之舉、所以不允容者、以其止省貴國之弊、而於我國略無有益也、若欲易

地行聘、則先使我國、減使員及一行人員、旁及別幅贈給物件、大循減省、斯可以議定焉、今欲此事順成、貴國先使修聘、請循故常、則我國亦必有凶歟緩期之答、及是之時、兩國各以簡易從宜之意相議、則事之濟在不難焉」と。戸田頼母は此言を聞き、更に訓導に事の實否を質したところが、寛政七（正祖乙卯）年十月に至り東萊府使尹長烈の短簡を提示して、其政府の内命に出でたことを證したと云ふ。

時維孟冬、旅候増衛、慰僚交摯、上船宴病未得設行、竟失奉別、悵懷何極、任官之有所仰陳、想已聞、悉彼此省弊、誠信問美事、歸州之日、另加周旋、即賜順成、則幸甚、不備。

乙卯十月 日

東萊府使 尹 長 烈

戸田頼母は倭館館守として任期満了し、近く歸國の豫定であつたので、東萊府使に別離の書を送つたところが、府使は更に答書を送り、戸田の歸國後易地行聘の成功を囑望したと云ふ。

奉謝舊館司公、今者書示之意備悉、而公歸州之時、任官口伸中事情、想必諒察、今不可更贅也、大抵以聘禮事、年前議聘使出來時、我朝廷不允其所請者、爲念交隣事體之重大故也、竊惟通信大禮、係是應行之事、則修聘使依例出來後、彼此省弊之道、十分商確、有所酌定、則貴州舉行、自有順成之望、須勿深慮、喜爲周旋、千萬幸甚。

東萊府使 尹 長 烈

戸田頼母は歸國後此事實を報告したので、大森繁右衛門等大いに喜び、寛政八（正祖丙辰）年二月六日、在府家老多田左膳に急報して、老中松平伊豆守に上申せしめた。伊豆守は四月二十日多田を召見して、朝鮮事情を詳細に聴取した結果、今東萊府使の主張するが如き通信使請來大差使（修聘大差）を日本側より派遣するのは、國家の體面上穩當でない。易地行聘の理由は、曩に寛政三年五月三日對州藩に下付した「議朝鮮聘使使邀諸對馬竣禮事狀」に詳かである。朝鮮國にして先づ易地行聘に同意しなければ、其他省弊等の件を商議することは出来ない、此旨朝鮮に通告せられたしと傳へ、對州藩主に傳達せしめた。（註二）

幕閣の方針は對州藩の意想外に出でたが、上命如何ともなし難く、倭館館守樋口左近（平致孝）に命を傳へ、訓導朴俊漢を経由して、東萊府使に傳達せしめた。かくして易地行聘交渉は再び成らんとして、又一頓挫を來したのである。

是より先將軍世子竹千代は寛政五年六月二十四日逝去したので、同年九月十五日將軍家齊は庶子敏次郎家慶（寛政五年五月十三日生誕）を以て世子に定めた。對州藩は此慶弔のため、寛政六（正祖甲寅）年二月告訃差使關白嗣子身 死告訃差使正官原熊之丞（藤昌房）・封進押物倉田半藏を、翌寛政七（正祖乙卯）年五月には立儲告慶大差使健備參判使・關白立儲告慶大差正官樋口美濃（平暢明）・都船主平田主典（平尙祺）・封進押物中

川要助に書契禮物を附して差送した。尙是より先、對州藩主宗義功は寛政三年辛亥四月就封し、翌五月には島主還島告知差使正官龍田六左衛門（藤則定）を既に差送して居る。此に於て對州藩は世子逝去による弔慰、立儲による致賀、島主還島による問慰の三件を兼ねる渡海譯官の入送を朝鮮國に請求するに決し、寛政七年十月護迎裁判黒木勝見（源調直）を派遣した。（註二）

朝鮮國に於ては、寛政八（正祖丙寅）年二月對州藩の請求に従ひ、堂上譯官朴俊漢^{正士}・崔昌謙、堂下譯官林瑞茂を、致賀兼問慰弔慰渡海譯官に指名した。三譯官一行は渡海譯官護迎裁判黒木勝見と同行、八月二十九日對馬國府中着、九月六日藩主宗義功に接見して茶禮舉行、禮曹參議朴宗甲の書契禮物を傳達し、同月二十二日先例による萬松院宴席、十月九日には同じく以酹庵宴席、同二十八日には回答書契別幅受領、十一月一日上船宴舉行、同九日護迎裁判黒木勝見と同行府中出帆、十二月十三日釜山に歸着した。（註三）

堂上譯官朴俊漢の對馬滞在二箇月、其間易地行聘を論議するに充分な時間を與へた。即ち對州藩家老大森繁右衛門・多田左膳は人目を避けて海岸寺に朴俊漢を招き、此問題について協議を重ねた。朴俊漢は省弊を條件とするのでなければ、易地行聘は朝鮮國廟堂の同意を得ることが不可能である。省弊も僅少では見込なく、相當多大の犠牲を拂ふ決心が必要である。對州藩にして省弊について幕閣の

同意を得るやう努力するならば、朴俊漢に於ても歸朝復命後百方奔走して、必ず廟堂をして易地行聘は同意せしめる用意がある。乃ち明年四、五月までに東萊府に來着し、倭館館守を経由して、事の成否を對州藩に傳へようと約し、且省弊の條件を提示した。（註四）

- 一 江戸禮單人蔘、都下過貳拾五斤爲定事、各別周旋幸甚。
- 一 太守前公私禮單人蔘斤數、及以酹庵所贈人蔘、合七八斤作定事。
- 一 使者一員、則人蔘壹斤、二員貳斤爲定事。
- 一 對馬州前後使者禮單人蔘、追後議定事。（註五）

大森・多田兩家老は、幕閣の方針が朝鮮國にして先づ易地行聘に同意しなければ、省弊條件を審議しないと云ふのにあるのと、譯官提示の省弊條件が對州藩に犠牲を強ふること過酷であるとの二理由によつて、頗る難色があつたが、易地行聘を成立せしめるのが焦眉の急であるので、遂に之に同意したのみならず、此事若し豫定通り進行すれば、銅鐵二、〇〇〇斤その他多額の物貨を贈與すべき手標を交付した。朴俊漢之を受け、其歸國後本件について内交渉の必要があれば、館守より倭學訓導朴致儉に書を送り、轉達せしめられたいと依頼したと云ふ。（註六）

堂上譯官朴俊漢は約の如く、寛政九年戊午春講定譯官の任を帯びて東萊府に下來、倭館館守戸田頼

母（樋口左近病死により寛政八年正月再任）と前年提示した條件に基き、易地行聘に關する交渉を開始した。其結果同年九月に至り、下の如き省弊を條件として、通信使江戸入送を停め、對州に於て聘禮を舉行するに協定成立した。（一）通信正使・副使・從事官（書狀官）の三員中、副使・從事官のいづれか一員を減ずること。（二）通信使禮單の人蔘約三分一を減額すること。（三）通信使入送を今年より少くとも七、八年間延期すること。

倭館館守戸田頼母は此協定の承認を東萊府使に請求し、府使の書契文案をも提示したが、講定譯官は之を受諾し、同年九月付東萊府使鄭尙愚の名義を以て、書契及び別陳を館守に交付した。（朝鮮國當局に於て、奸譯の偽造書契と主張するもの、第一である。）

朝鮮國東萊府使鄭尙愚

奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、辰下宓惟、雅候清瑟、慰浣良深、通信之事、日者有議聘之告、當時我國有胥議之幹、乃具其由以陳回報、幸善允諒、實足解念、爾後更經朝議、因往者所示爲軫彼此民弊、至貴州行禮、都依省弊議定事、今茲展布之、此一款在今無敦斯舉、則幸體諒事勢、啓諸東武是希、不備。

丁巳年九月 日

東萊府使鄭尙愚

別 陳

今番呈書所告聘禮一款、因所陳、承其允諾之日、如書中所布告、一以省弊爲主、則我國差送使臣今番以兩使竣禮事。

一 聘止貴州之議、完定之日、使臣所賫人蔘、率由舊章云爾、則進退惟谷、我國人蔘逐年耗匱、多數調採、不可一切著力、故人蔘所賣都數以三十三斤爲限事、是望焉、此一款在我爲省弊第一項、則幸須不過其限數矣、特深懇事。

一 今番所陳東武允許之後、信使現行之期、從今以往竣七八年事是懇焉、否則我國有現期難越之狀此件深加丙諒、從善裁處是希矣。

丁巳年九月 日 東萊府使鄭尙愚 （註七）

東萊府使の書契・別陳到達するや、對州藩は家老大森繁右衛門に命を授けて參府せしめた。大森は同年十二月十三日松平伊豆守に書契・別陳を進達した。ついで同二十三日又松平閣老に召見せられるや、今次の交渉が寛政八年四月二十日の内命に矛盾するところなきを釋明し、且省弊條件についても詳細に説明して、其諒解を得るに努めた。（註八）

元來易地行聘は松平越中守の首唱で、其成立は後任たる松平伊豆守の希望するところである。今直接責任者たる大森繁右衛門の説明を聴取し、幕閣は寛政八年四月二十日内命を緩和して、朝鮮國が率先して易地行聘を提議するならば、省弊を條件として此交渉に應ずるとも不可なきを認め、翌寛政十（正祖戊午）年五月十七日、松平伊豆守は官邸に大森繁右衛門を召致し、宗義功宛奉書を付して、丁巳年九月東萊府使別陳に示された三條件を基礎として、易地行聘の交渉を再開すべきことを、正式に命令し、東萊府使に對する回答書契案及び同府使別陳に對する對案とも云ふべき副啓案、竝に希望條件とも見るべき別陳案を交付した。之について注意を要するのは、幕閣が易地行聘約條成立の上は、七、八年を待たず、なるべく速かに來聘を希望して居た事である。（註九）

日本國對馬州太守拾遺平義功

啓復朝鮮國東萊府使令公閣下、辰下宓惟、文候享嘉、良爲慰沃、茲承議聘之事、再經貴朝商議、用行禮幣州、以圖省費之狀、見諭敢置意外、乃啓諸東武、令下如斯○東武教令略之固兩國忻事也、尙須互相裁酌、以致準備幸甚、不備。

寛政十年戊午七月 日

對馬州太守拾遺平義功

副 啓

來諭一一備悉、既以省費爲主、則以三使爲兩、一任處分。

一 人蔘所賣、總計三拾三斤爲限云、貴國所產逐年耗匱、則亦事狀之所不能已者、吾那督求以論勾用、都在簡裁而已。

一 易地之議、業已相合、則大君在位亦既久矣、必當及時修聘、豈徒七八年是期耶、如其差第以推年時、亦所不論也。

寛政十年戊午七月 日 對馬州太守拾遺平義功

別 陳

一 聘止對州、誠是新例、因爲千萬世不易之式、宜互相酌量、無所遺漏、要且舍侈大而尙節儉、去華費而事朴實、本乎禮義、順乎人情、庶使兩國之民、永謳歌于隣好之誼。

一 承諭三使爲二使、料當止正之與副、其人品階、亦如前軌否、然則總計人數船數爲何如耶、幸且諭示。

一 人蔘限三十三斤、則其餘儀物、亦應准減、庶聞大略、至其纖細、追而詳之、它或所欲、或所厭亦不蓄念、一一見諭幸甚。

寛政十年戊午七月 日 對馬州太守拾遺平義功 (註一〇)

大森繁右衛門の報告によつて、對馬藩は愈々正式に易地行聘交渉を再開するに決し、寛政十年七月館守戸田頼母にその旨訓令し、且東萊府使に對する回答書契・副啓・別陳等を送致した。

寛政十年八月倭館館守戸田頼母は、講定譯官朴俊漢に如上の公文書を提示して、交渉を開始したが、元來今次幕閣の命令による省弊條件は、昨寛政九年九月東萊府使別陳に明示せられた三條件を承認し、唯一部の修正を希望したもので、交渉は通信使入送年限を除き、大なる問題なく、講定譯官の同意するところとなつた。館守は此協定成立するや、禮曹の承認と東萊府使の名を以てする約定書を要請し、且其文案を提示した。時に講定譯官朴俊漢既に死し、十二月十九日に至り、訓導朴致儉和景は禮曹參議書契及び東萊府使書契・別陳を館守に交付した。(朝鮮國當局に於て奸譯偽造書契と主張するものの第二である)。

朝鮮國禮曹參議尹行元

奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、時維仲冬、啓居冲迪、今番因聘禮易地之事、付萊府令申款之、貴州實善體諒、啓諸東武、幸允我所陳、下教於貴州、因委報萊府、即轉達朝廷、則以爲講兩國交際和平之議、實是隣德相依、通交永久之深慮、足荷東武寬洪之盛意、而偏靠貴州周旋之力、

感佩曷已、觀履次次、從萊府當展布之、庶使酌量歸於大禮完定之地幸甚、不備。

戊午年十一月 日

禮曹參議尹行元

朝鮮國東萊府使金達淳

奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟至寒、動止清裕、瞻違無已、今番聘禮易地、都依省弊事、乃奉朝意申款、左右特意周旋、轉啓東武、幸舉許我所款、下教於貴州、縷縷報示、感佩無已、竊即達朝廷、蓋當時不苟可至今有之請、竊意東武指意以爲何如今也、承此委報、寔善隣之交際、寬宏之德意、特用解念、具在南宮書陳、且令所諭之件、另裁復、總希照察、不備。

戊午年十一月 日

東萊府使金達淳

別 陳

- 一 聘止對州、互相酌量、來頭無背約示、是誠信中尙節儉之大本、鄰誼之至善也。
- 一 以三使臣爲二使、則當以正副、品階亦如前軌也、總計人數船數等節、講定前難伸其數、然而兩

三年内、計之可告其實狀。

一 蔘貨限三十三斤、幸得容納、感謝不已、其餘儀物准減之事、亦是兩三年内、計可爲相議、而欲厭間不蓄念之論、兩國和好之誼、尤極感謝事、事蒙順成則幸甚。

戊午年十一月 日 東萊府使金達淳 (註二)

猶此に注意すべきは通信使入送の年限である。幕閣は將軍襲職後時日も経過して居ることとて、易地行聘約條成立の上は、速かに聘禮舉行の希望を有し、對州藩に下付した書契案にも之を明記して居るが、之は對州藩の希望するところではなかつたものの如くである。よつて對州藩は別に延期命令を倭館館守戸田頼母に傳へ、講定譯官朴俊漢に交渉せしめた。朝鮮國に於ては延期の長きを希望するところと、尠くとも七、八年間——對州藩と異なるところがないので、省弊條件と別に、寛政十年八月通信使入送を、同年より來丁卯(文化四)年に至る一〇年間延期することに確定し、幕閣の承認を得た。東萊府使別陳中、年限に言及しないのは之がためである。(註二)

易地行聘協定此に成立するや、館守戸田頼母は直ちに之を本藩に報告した。藩廳は在府家老大森繁右衛門に命じて、翌寛政十一年二月五日幕閣に報告し、關係文書を進達せしめた。(註三)

寛政八年堂上譯官朴俊漢の渡海より、同十年易地行聘の成立に至る三箇年間の交渉について、對州

藩記録・以厠庵記録の示すところは上述の如くであるが、之を朝鮮國記録の示す事實に比較研究するに、その重大な點に於て或種の相違が見られる。此相違點が他日日韓國交を一時危險に瀕瀕しめた伏線をなすものである。左にその相違點を擧げて之が説明を加へよう。

その第一は寛政戊午協定の發案者である。對州藩側の主張によれば、上述の如く朝鮮國が自發的に省弊を條件として、易地行聘を提議したものであるが、朝鮮國側の記録は明白に之を否定し、倭學譯官朴俊漢が對州藩の厚賂に誘惑せられ、獨斷を以て交渉を進めたもので、朝鮮國政府は固より、倭學譯官の監督官たる禮曹堂上・東萊府使すら全然干與して居ない。易地行聘に關する寛政丙辰より同戊午に至る禮曹參議・東萊府使の書契・圖書は全部偽造であり、従つて戊午易地行聘約定は全部無効であると主張して居る。事實上受賂譯官二名・書契偽造罪人・圖書偽造罪人二名が東萊府に於て逮捕處刑せられた(第五參照)のより見ても、書契偽造は疑を容れないが、朴俊漢が自發的に獨斷を以て易地行聘を提議したか、或は對州藩が朴俊漢を買収したか、否かは輕々に論斷することを許さない。之を判斷するについて、重要な史料を提供するのは、日省錄正祖丁巳年二月十日の記事である。即ち堂上譯官朴俊漢渡海復命後、正祖が右議政尹著東を始め備邊司堂上を召見して、通信使問題を協議せられた記事で、正に此錯綜せる事件の解釋に一道の光明を與へるものである。

右議政尹著東曰、通信使非久當出、而蔘政一事誠可悶然矣、予○正曰、信蔘價來歴、皆已抄出乎
 戶曹判書李時秀曰、姑未盡抄、而本曹○戶則年條間間落漏、故知悉該道○平、使之抄出以送矣、
 予曰、通信使來請、是傳聞之說乎、著東曰、通信使來請之規、對馬島主往來江戶、然後始爲送請
 而送請之時、必有大差倭○通信使、請來大差、大差倭出來後、差出信使、而所入人蔘、必須一百六十餘斤、
 然後除去尾蔘、方可造出一百二十餘斤矣、予曰、年前曾有豫備蔘、尙今見存乎、時秀曰、已爲用
 下、信蔘價錢亦已大縮、而用處未詳、問于本道○平矣、予曰、戶曹豈不知其用處乎、時秀曰、自
 廟堂句管、故戶曹不得詳知矣、臣意則通信使行之限以馬島入來云者、必是島主狡詐之言矣、予曰
 信使之必入江戶、卽是約條、約條之外、何可許之乎、著東曰、聞渡海譯官○朴之言、則信使往來、自
 馬島至江戶、其所接待動費一國之力、故其言如此、可以知倭人之凋弊矣、予曰、信使止於馬島、則
 單蔘所用、亦當比例多減矣、著東曰、非但人蔘、他物亦多減除云矣、予曰、苟如是也、彼此無妨、
 而大體以違約條爲言、姑爲防塞之、遷延好矣、著東曰、聞島主知信行之許否、然後始可入江戶云
 矣、予曰、昔在先朝時○英祖、甲申、崔姓倭譯○倭學訓、導崔鶴齡、自京下往萊府、防塞信使之請、自上特施拔例之
 賞典、問於渠輩則必當知之矣、今之譯官、雖不如古之譯官、數年之退期、亦何難乎、著東曰、島
 主之往來於江戶、我國之起送信使、自有節次、數年之退、似無慮矣、予曰、非徒數年、四五年退

期則尤好矣、著東曰、倭人事情、則馬島所屬、皆願信使之入江戶、而島主與各州太守、皆以止於
 馬島爲願云、蓋信使之行、島主及各州太守、擔當送迎而然矣、時秀曰、譯舌輩之言、難以準信、
 其能誠心國事偵探、彼情亦何可知乎、著東曰、退期則不難、而差倭之頻頻出來、亦是靡財之端矣、
 予曰、差倭亦不出來則好矣、著東曰、此則非譯舌輩所可防塞者、而譯輩則信使之止於馬島爲便好
 云矣、予曰、畢竟則雖許之、姑使之遷延退期可矣、著東曰、倭人以信使迎送物種之被火、請退十
 年、我國許之矣、渠既得十年之退期、我國豈不得四五年之遲延耶、信使之止於馬島、係是約條之
 外、故不得許之爲言而防塞、則可謂有辭矣。○上(註一四) 下略

以上正祖と右議政尹著東・戶曹判書李時秀の問答により、朝鮮國廟堂に於て、通信使の携帶して日
 本國將軍・世子・三家・老中・京都所司代等より對州藩主・以酌庵・萬松院に至るまで、禮物として
 贈與すべき人蔘(山蔘)所謂「禮單蔘」或は「信蔘」の産額減少に惱み、之が對策は殆ど發見するに由
 なく、爲に日本國より即時通信使來聘を請求せられても、應じ得ない苦境にあつたことが知られる。
 此に於てか、曩に對州藩より提議せられた通信使易地行聘を考慮に入れ、信蔘減額を條件として、之
 に應ずる意嚮があつたことは充分看取せられよう。正祖の言に「信使馬島に止まらば、單蔘(禮單蔘
 の略)所用亦當に比例して多く減ずべし」とあるのは特に注意すべきところである。右相尹著東・戶

判李時秀共に其意見に多少相違があるが、理論上國王と同一見解を有したと見られる。既に國王・廟堂共に易地行聘に傾きつゝあつた點を考慮すれば、此に倭學譯官朴俊漢の所説に一路の通ずるものがあることを看取し得られる。

然れども易地行聘は通信使制度の根本的變革を意味するもので、祖宗の家法を墨守する朝鮮國君臣の之を見ること、幕閣・對州藩重役の豫想よりも遙に重い。如何なる形式によつても、朝鮮國使臣より自發的に之を提議したことは想像し得られない。平田隼人・大森繁右衛門・多田左膳等對州藩重役が、權謀に長ずる倭館館守戸田頼母に密命して、訓導朴俊漢・朴致儉等を巧妙に誘つたと見る方が穩當であらう。兩朴等は廟堂の空氣を充分に承知して居るので、對州藩の提示せる條件を以てすれば、廟堂の同意を得ること確實と信じ、獨斷を以て此交渉を進めた。然るに未だ直接監督官たる東萊府使尹長烈の同意を得ない間に、館守戸田頼母の歸國となり、府使の保證を請求せられて、萬已むなく府使書契を偽作し、同族朴潤漢をして書寫せしめ、又圖書「東萊府使之章」は東萊府商賈金漢謨をして模刻せしめ、かくして乙卯十月書契を作成して館守に與へたと想像せられる。而して館守も此書契が偽造であることを知悉して居た形跡がある。(註一五) 既にして渡海譯官の差送となるや、朴俊漢は幸に首譯(首席譯官)の選に入り、對州に赴き、大森・多田兩家老と協議の上、具體的の成案を得、歸朝

復命の際、極力易地行聘の實現に努力したものであらう。上述の日省録の記事に右相尹著東の言として「譯輩則ち信使の馬島に止まるを便好となすと云ふ」とあるもの之を證する。

倭學譯官朴俊漢の努力は、廟堂をして易地行聘が朝鮮國にも頗る有利なことを覺知せしめたが、猶豫期の成績を收めることを得なかつた。其理由は(一)易地行聘が江戸政府の直命によるか、對州藩の獨斷に出でるか、猶疑問の餘地があつたこと。戸曹判書李時秀の言に「臣が意通信使行の限るに馬島入來を以てするもの、必ず是れ島主狡詐の言なり」と見えるもの之を意味する。慶長・元和國交回復以來、對州藩の對韓方針が徹頭徹尾權謀術數を以て終始し、誠信の實毫も存しなかつた事實を思へば、李時秀の危惧は誠に當然で、決して朝鮮官僚の猜疑心と斷すべきものではない。(二)朝鮮官僚の保守思想よりして、事の是否善惡を問はず、新例を窺ふことは躊躇すること。正祖の如く宋學に於て優に一家をなす國君には、此傾向が一層強いことを考へなければならぬ。以上の二理由によつて朝鮮國君臣の得た結論は、正祖の言に見える「畢竟則ち之を許すと雖も、姑く之をして遷延退期せしむべし」の意味である。更に右相尹著東の言を敷衍すれば、易地行聘は同時に禮物省弊の條件を伴ひ、日韓兩國に頗る有利であるから、早晚之に同意することにならう。但し之は約條にも反し、又江戸政府の意嚮も不明なところがあるので、朝鮮國としては當分具體的意志を表示せず、ただ約條違反

を名として、防塞遷延を圖るべきであらう。尤も通信使入送は朝鮮の現状より推して、今後十四五年間延期せしめるやう交渉すべきであると。

廟堂の議はかくの如く決定し、單に通信使入送十四五年間延期のため、講定譯官を命せられた朴俊漢の失望は多大であつた。彼は再び館守として來任した戸田頼母と協議を重ねた結果、戸田の懇懇もあつたのであらう、戊午年十一月禮曹參議尹行元書契、東萊府使金達淳書契・別陳を偽造するに至つた。書契の偽造は極めて冒險的ではあるが、對州藩が充分情を知つて居る以上、易地行聘さへ成立すれば之を糊塗するのさまで困難でないことは、從來の經驗によつて知られて居たであらう。

第二に論すべきは、倭學譯官朴俊漢・朴致儉の「受賂賣國」の罪に、對州藩が共謀であつたか否かと云ふ問題である。對州藩が幕閣竝に朝鮮國に對して、譯官より交付せられた禮曹參議・東萊府使書契の眞實性を曾て疑つた事實なきを強調し(第五・第六參照)共謀の嫌疑に對する無罪を強く主張し、遂に之に成功して居る。事實問題としても、偽造書契竝に之に關する文書記録は、對州藩の手で慎重に處置せられ、倭學譯官二名は事の發覺前に死亡し、一切の證憑とすべき物件は破棄せられたのであるから、對州藩の有罪を證すべき何物も残つて居ない。けれども對州藩は過去二〇〇年間國書を初め、書契偽造變造の常習犯である。本件に限り書契偽造に無關係であると辯明しても、何人も信じな

いであらう。更に對州藩秘録を精査すれば、此に若干疑問の端が開かれる。

淨元院宗義功實錄寛政九年十月、東萊府使鄭尙愚書契(丁巳九月付)を記述した條下に「按是書詞、

依朴僉知○僉知中樞府事朴俊漢之言、使我書示、彼因而作書、事秘無傳、又寛政十年五月、禮曹參議尹行元・

東萊府使金達淳書契別陳を記載した條下に「按是書、亦我人所草示、彼因而爲之者也」と注記せられて居る。即ち問題の偽造書契は、全部對州藩の提示した文案に基いて作成せられたもので、且その間の詳細は秘して傳はらなかつたと稱して居る。又寛政十二年五月連判役(家老の次席)村岡左京に使命を授けて江戸に派遣する條に「十八日面諭、聘禮易地之議、彼人實不允納、專欲行聘如舊例」と見える。(註一六)既に寛政十一年對州藩主と朝鮮國禮曹參議・東萊府使間に易地行聘に關する公文書を往復し、幕閣に協定の成立を正式に報告した後、更めて藩主より重臣を特に遣はして、幕閣に易地行聘は朝鮮國の同意しないところで、同國に於ては舊例に従ひ、江戸入送を希望して居る旨陳情するが如きは、殆ど其理由を解するに苦むのである。

是等の事情を綜合するに、對州藩が偽造書契に共犯たることは略々疑を容れない、乃ち家老大森繁右衛門一派は、易地行聘の成立を希望する餘り、館守戸田頼母に旨を授けて、倭學譯官朴俊漢・朴致儉と結託し、偽造書契を以て、幕閣に對して表面を糊塗しつつあつた。之がため藩情沸騰し、之が眞

相を曝露しようとする一派の存する事實が看取せられる。

易地行聘問題は遂に對州藩内に重大なる危機を將來した。初め杉村直記が幕命により隠退してより、大森繁右衛門一派は幕閣を背景として勢力を得、大森は在府、其女婿平田隼人常暢は在國家老として權を握り、多田左膳功・樋口美濃朝暢・吉賀主膳孝功等諸重臣と結託し、藩主宗義功の幼弱なるに乘じ、專恣の舉動があつた。然るに大森等の唱道する易地行聘が屢々蹉跌した事實は隠蔽するに由なく、藩内有力者にして、寛政八年以後行はれた易地行聘協定は、館守戸田頼母と朝鮮國倭學譯官の結託に出でたものとし、寛政十年協定の眞實性を疑ふものすらあり、之がため流言多く行はれ、藩内の物情は穩かでなかつた。藩主亦之を憂ひ、屢々内諭を下して藩士の動搖を戒飭し、又老臣を諸社に遣はして易地行聘の成就を祈らしめた程である。當時元家老杉村直記は隠退中であるが、藩情の動搖を見るに忍びずと稱し、大森・平田の專横に懼らざる一派と密議するところがあつた。

寛政十二年閏四月二十日村岡左京功等藩士百餘名は、平田直右衛門・原宅右衛門暢宅に集合して相談し、連署して平田隼人・吉賀主膳の失政を上陳彈劾した。杉村乃ち命を待たずして登應、藩主に謁して藩政刷新を建言した。藩主之に従ひ、平田・吉賀一派を罷免して其知行を削減し、村岡左京・幾度格左衛門功等を連判役に任用し、又杉村直記の長子主税加を家老に命じた。同年五月七日藩主は

特に村岡左京に參府を命じ、幕閣に易地行聘交渉の眞相を報告し、朝鮮國に於ては易地行聘に同意せず、依然舊例を固執し、通信使江戸入送を主張する旨を上申せしめた。

杉村直記の潜勢力はよく平田・吉賀等を政局外に驅逐し得たけれども、其中心たる大森繁右衛門には及び難かつた。村岡左京の祖左京喬は宗對馬守義方の男、出でて家臣村岡氏を相續したものの、藩内の名族であるだけ、江戸に特派して易地行聘交渉の眞相を幕閣に曝露し、大森の失脚を圖つたのであらうが、其結果は全く豫想に反した。元來易地行聘は松平越中守執政以來儼たる國策で、理論上より見て、對州藩は如何なる犠牲を拂つても、其實現に努力すべき義務を有する。故に今、村岡左京の諒解運動は、藩主の暗弱に乗じて、家中黨を樹てて相争ひ、累を通信使問題に及ぼすものと解せられた。更に村岡が其親族たる松平右近將監厚武（上野國館林藩主）家老松倉主水に密書を送り、易地行聘の非を論じ、之が主謀者たる大森繁右衛門免職を主張した事が、幕閣に知られるに及んで、事態は悪化した。享和元年正月二十一日松平伊豆守は特に大森繁右衛門を官邸に召致して、杉村直記が村岡左京等を使噓して家中黨を樹て、特に通信使問題に妨害を加へることを嚴に戒飭した。

かくして杉村一派の革新運動は全然失敗した。村岡左京は歸國の途伏見に於て自刃し、杉村主税以下革新運動に關係した藩士は藩廳より一掃せられた。杉村直記は其知行所に隠退したが、後に至り幕

命によつて江戸に召喚せられて不幸なる最後を遂げ、幾度格左衛門も大森一派のために暗殺せられた。即ち易地行聘は日韓兩國の困難なる外交交渉を惹起したばかりでなく、對州藩にとつても今後半世紀間、不幸なる内訌の原因をなしたのである。(註一七)

(註一) 淨元院實錄卷上。

(註二) 本邦朝鮮往復書卷八八寛政六年遣朝鮮國規外書・朝鮮國規外回輪・卷八九寛政七年遣朝鮮國規外書・朝鮮國規外回輪、同文集考附編續一告慶・告計・告還、淨元院實錄卷上。

(註三) 本邦朝鮮往復書卷八九寛政七年朝鮮國規外回輪、同文集考附編續一告慶一、淨元院實錄卷上。

(註四) 淨元院實錄卷上『及朴僉知(僉知中樞府事朴俊漢)渡海、呈書於多田左膳・大森繁右衛門曰、今日相議之事、專在省弊易地、面省弊之道、亦有多少、多則幸矣、減數略小、則事無益、諒處如何、一今番竣事上去後、信行一節、詳細陳達於廟堂、省弊易地接待之意、快承下諾分付、來年四五月内、即爲來到東萊、通及于館司、以爲轉報于貴州、計料省弊易地事、亦自貴州各別周旋、毋至緯繹之地、千萬幸甚、一信行大禮、今番止去、力陳詳達於朝廷、快承許施之分付、即爲公體往復、爲計至於省弊事、亦爲善達於貴朝廷、必成減數之多、千萬切望(上下略)』

(註五) 淨元院實錄卷上。

(註六) 淨元院實錄卷上、邊例集要卷一四雜犯。

(註七) 本邦朝鮮往復書卷九〇寛政十年朝鮮國規外回輪、淨元院實錄卷上。

(註八) 淨元院實錄卷上。

(註九) 淨元院實錄卷上、對州藩主宛閣老連署奉書漢譯文は左の如くである。

向者議聘之事、委實難斷 彼曾不苟可、一率由齋章爲理、亦出於隣誼之不得已、則我允容之罷議、而就延既已收事矣、乃今繼然以易地爲請、頗涉疑、然所要在省費、亦與我所謂易簡之善相同也、三件之論、亦可允容、爾其體斯意、宜互相裁酌、以致準備、故令、寛政十年戊午五月 日、(本邦朝鮮往復書卷九〇寛政十年遣朝鮮國規外書)。

(註一〇) 本邦朝鮮往復書卷九〇寛政十年遣朝鮮國規外書。

(註一一) 淨元院實錄卷上。

(註一二) 増正交隣志卷五通信使行。猶通信使十年延期に關する倭館館守短簡は左の如くである。

今者本州奉行入去江戸、通信使限十年退期事、僅爲稟定於東武、而信行交隣之誼、不可不應行之例、臨時請來則更勿緩期、預爲約定以待事、戊年八月 日。

(註一三) 淨元院實錄卷上。

(註一四) 日省錄正祖丁巳年二月十日。

(註一五) 邊例集要卷一四雜犯。

(註一六) 淨元院實錄卷上。

(註一七) 淨元院實錄卷上・下、猶通航一覽卷三三・三四朝鮮國部九・一〇所載文化四・五年對州在勤勘定久保田吉次郎・徒目付野中新三郎報告は、當時に於る對州藩情の一般を説明するものとして、特に重要な史料である。

第五 乙丑通信使行節目講定 倭學譯官獄

寛政十年戊午對州藩主・朝鮮國東萊府使往復文書によつて、通信使の江戸來聘を止め、對州に於い

て聘禮舉行のことは確定した——此の文書の效力について、重大なる疑問は残されて居るが。然れども所謂易地行聘は通信使制度に根本的改革を加へるものなので、細目については猶商議を要するところ甚だ多く、戊午年十一月東萊府使金達淳書契別陳にも、通信使員役の數、乗船の隻數、竝に信蔘以外の禮物の減額については、兩三年内に隔意なく商議を遂ぐべきことを明記して居る。通例通信使入送兩三年前、朝鮮國より堂上譯官を對州に入送し、同藩家老と通信使に關する細目を協定し（信行節目講定）、其翌年對州より通信使請來大差使を差遣し、正式に通信使入送を請求する順序であるが、此の場合は渡海譯官を待つに違なく、先づ通信使節目講定裁判を急派し、朝鮮國譯官との間に協定を行ふ必要に迫られて居たのである。

寛政十年より二年を経て、寛政十二年庚申六月、正祖薨逝し、幼主純祖即位、貞純大王大妃金氏英祖繼妃垂簾攝政に定められた。此に於て、寛政十年戊午協定に若干の不安を感じたのであらう、享和元年八月、對州藩在府家老大森繁右衛門は、通信使行節目について交渉を開始することを申請した。幕閣は朝鮮國が國喪中、かゝる不急の交渉を拒否することなきやを質した後、十二月十一日付奉書を以て之を許可し、同時に藩主宗義功參親延期の申請を許可した。（註一）

通信使行節目講定は非常な重任で、特に其人選は慎重にする必要があつた。而して最後に倭館館守

戸田頼母（源暢明）其選に入つた。よつて享和二年七月戸田を進めて與頭とし、講定裁判に轉じ、館守後任として大浦兵左衛門（平功勝）を指名した。（註二）此時裁判に附した禮曹參議及び東萊釜山宛書契に、左の如き重大な相違點がある。

（以訖庵原文）

日本國對馬州太守拾遺平義功

奉書朝鮮國禮曹大人閣下、緬惟冬抄、文候多福、瞻系殊切、陳者聘禮易地、一如初言、以故貴國講定官既到萊府、在弊州亦當立其使、乃命源暢明供之職、今此大禮無例可襲、彼此著意、講定節目、要須臨事無所艱澁、請諒察焉、不腆土宜略表遠忱、幸望晒留、肅此不備。

享和二年壬戌十二月 日

對馬州太守拾遺平義功

（承文院謄錄所收文）

日本國對馬州太守拾遺平義功

奉書朝鮮國禮曹大人閣下、時維殘暑、宓惟貴國清泰、本邦和輯、共堪騰懽、我大君嗣踐寶位、已十六歲、盛使來聘、闕焉于今、廢絕恒規、欠缺隣誼、寧有極於此乎、嚮年勞象官求退期、深念事勢、歡奉無違、茲者星槎掛飄、其時漸近、接應儀節預要講議、仍差舊館守源暢明、專委此事、祇望寵許、更祈若序崇衛、肅此不備。

享和二年壬戌六月 日

對馬州太守拾遺平義功

日本國對馬州太守拾遺平義功

日本國對馬州太守拾遺平義功

啓書朝鮮國東萊・釜山兩令公閣下、玆辰各况佳勝、嚮注良深告者、聘禮易地一款、彼此如約、以故貴國既命講定官、弊州亦使源暢明當其職事、想今般大禮、一係親行、其始末節目、精切胥議、要須及時事無滯、耑陳斯意、致書南宮、請速轉達、總在价舌、此不贅、非品附函、笑存乃感、不備。

啓書朝鮮國東萊・釜山兩令公閣下、老熱、遙想僉雅起居珍勝、企慕倍切、盛使來聘、其時不遐、仍差舊館守源暢明、要議節目、書于禮曹、以告此事、速請轉達、草此不備。

享和二年壬戌十二月 日

享和二年壬戌六月 日

對馬州太守拾遺平義功^(註三)

對馬州太守拾遺平義功

以上兩種の書契を比較するに、以前庵原文は享和二年十二月付、承文院謄録所收文は同年六月付で、時令もまた従つて相違がある。もと講定裁判の指名が享和二年七月である點より考へれば、書契の日付は尠くともその以前でなければならぬ。思ふに以前庵原案は享和二年六月付であつたらうが、今佚して傳はらず、十二月付の修正書契より得られないので、對照としては稍穩當を缺くが、猶内容に

重大相違點があることは之でも知り得られよう。兩者を比較するに、前者は大差書契の例を踏襲し、後者は裁判替代書契(小差)の例によつたもので、形式上より見れば、後者の方が妥當である。次に内容の差は更に重大で、前者によれば易地行聘の約條は既に成立したけれども、前例なき大典であるから、豫め細目を講定せんがため、舊館守を差遣したと見えて居る。又後者によれば、單に前年朝鮮國より譯官を差送して、通信使の來聘延期を要求せられたが、深く事勢を察して之に同意を與へた、今漸く其期に近づいたので、舊館守を差遣して、信行節目を講定せしめると云ふにある。而して眼目たる易地行聘には全然觸れて居ない。以前庵原案には當初より『聘禮易地一款』云々の字句があつたであらうが、かくしては到底朝鮮國に受理せられる見込がないので、對州藩家老・講定裁判・講定譯官等協議の上、之を修改したか、場合によつては、別に承文院謄録所收書契の如き書契を作成して、講定譯官に交付したものであらう。

前倭館館守戸田頼母は通信使講定裁判の資格に於て、享和二(純祖壬戌)年七月倭學訓導崔焜(崔綱)・別差閣鼎運と會見し、寛政十二年講定譯官朴俊漢との交渉の顛末より、通信使來聘一〇年延期に至つた事實を一々説明し、今回信行節目講定のため、裁判の命を奉ずるに至つた——戸田頼母は幕閣の命と稱した——旨を傳へ、對馬島主書契の進達及び講定譯官の任命下來を請求した。易地行聘に

一言も及んで居ないことは、注意を要するところである。

年前戊午^{○寛政十年}、貴國首譯^{○堂上譯官朴俊漢}、謂、以蔘政之絶貴、請退信行十年、故馬州太守、以此意轉達江戶、則關白以爲、兩國通和之後、信使來往、已踰十巡、而未聞以人蔘不足、退定行期、果若蔘政歟、則姑退五六年、其在隣誼、有何乖禮耶回諭、故以此意、言通於首譯、則首譯以爲、若退十年、則日本所備金樓船及備陳供饋之節、從略除減云是如乎、太守聞此除弊之說、欲爲自家績、與俺往復相議、許退十年、而使奉行具由、往告於關白、則關白以其擅許十年、重責太守與俺以爲、馬島附近、於朝鮮仰賴者甚多、故每事一從朝鮮指教、而不念其命之在於江戶是如、更無一言處斷乙仍于、奉行聞此悚懼、仍爲待罪於江戶、于今五年是遣、再昨年太守入朝江戶也、關白亦無一言舉論於信行等事、太守尤爲悚懼而歸是遣、俺亦至今逗留館中矣、不意去月自江戶傳令來到、而辭意以爲、信行入送、既已十年退期、則戊午於丁卯、當爲十年、兩國應行之事、自當如例次第爲之、而臨時講定舉行、每不無窘迫之弊、今若預爲講定節目、則彼此凡百、津々辦備、定爲兩便、至於出送大差使與請來到海官事言之、兩國所費、亦爲不貲、舊館^{○舊館守}即當當初來議退期者、而既在館中、而仍任此事、使之講定節目後、斯速回報亦爲白臥乎所、太守積年惶悶之中、見此傳令、不勝踊躍曰、前船私書委報於俺、而書契呈納爲有如乎、任官等以此事狀告達於本府令監^{○東萊府使}前、同書契轉啓

朝廷、首譯中善話者一人急速下來、講定節目亦爲有等以。^(註四)

訓導崔焄・別差閔鼎運は裁判戸田頼母の主張を駁して、信行節目講定と稱するものは、通例通信使入送の一、二年前に渡海譯官對州に赴いてこれを行ひ、對州よりは差使を發して更に細目を講定する例である。今次の如く通信使入送期たる丁卯年に先ずること五年、しかも舊館守之を行ふ例がないと主張した。裁判は今次の節目講定は戊午約條の結果であるが、約條そのものが前例のないことであるのを注意し、今次の節目講定は江戶政府の命に出で、其命を奉行することを得なければ、太守・裁判共に首領を保ち難い。渡海譯官を請求せず、通信使節目講定大差使を差送しないのは、彼我兩國の經費節減のために外ならない。訓導別差にして、裁判の懇請を可かず、速かに書契謄本を進達しなければ、裁判自身東萊府使に會見、其受理を要請するの已むなきに至るであらうと述べた。

訓導・別差は裁判の言を開き、其主張に従ふ外なきを認め、東萊府使徐有鍊に上申した。府使は訓導・別差手本を閲し、又東萊府謄録を参照した結果、節目講定が通信使入送に先ずること五年なること、竝に舊館守を直に通信使節目講定裁判に充てることを最も不當と認めしたが、其の江戶政府の命令に出でたと云ふ點に重きを置き、享和二年七月備邊司に牒呈し、且書契謄本を進達した。

東萊府使牒報を受理した備邊司に於ては、通信使延期と云ふ問題は畢竟除弊の趣旨より出で、我よ

りの要求ではなく、日本國からの希望に基くもので、我としては修好の誠意より之を受諾したものである。今裁判書契に『勞象官求退期』と云ふのは、事實に反すること甚だしい、思ふに『戊午渡海官之差遣、蓋因彼人之來議聘事、頗異舊例、而屢年相持、具有傷事體、故不得不委送約定、而未知伊時渡海官、到彼商論、如何爲說、而渠敢以朝廷不知之事、擅自觀縷、果如今日所論、則厥罪安得逭懸首館門○倭、而今已其身已故、雖無可論、一言以蔽之曰、自初退期在彼、不在此也、節目講定、雖涉太早、遂此歸期、兩相除弊、意在便好、何必防塞』、但し書契中の字句が、事實と相違するならば、兩國誠信を傷るものであるから、決して受理することが出来ない、訓導・別差に命じて至急當該語句を修正提出せしめ、其上にて通信使節目講定に同意するに決し、八月十日領議政沈煥之より啓言し、攝政貞純大王大妃の裁可を得て、東萊府使に回訓した。(註五)

東萊府使徐有鍊は備邊司の關文に接し、直ちに訓導・別差に命じ、講定裁判戸田頼母・館守大浦兵左衛門に對して、書契中事實相違の語句の修正を交渉せしめた。裁判・館守共に之を釋明して、朝鮮方家老が今春命により參府したがため、前後の事情不明で、遂に此失態を致したものであらう——かかる事實は認められない——と述べ、至急本藩に上申すべきことを約した。

對州藩の改修書契謄本は、九月末日を以て裁判より訓導・別差に提示せられたが、之を閱するに

『嚮年勞象官求退期、深念事勢、歡奉無違』の語句が『茲者星槎超海之期匪遠』と修正せられ、其他の字句も妥當を缺くと認められたものは、全部訂正してあつた。十月一日訓導・別差は之を東萊府使に報告したが、府使は同年十二月に至り、書契改修の顛末を廟堂に報告し、書契を呈納した。(註六)

既に故堂上譯官朴俊漢が、前年講定時越權の行爲があつたことは、今次の裁判書契によつて曝露せられたが、領議政沈煥之を初め備邊司堂上、東萊府使徐有鍊によつて特に問題視せられず、單に書契改修の條件を以て、異例とも云ふべき舊館守の通信使行節目講定が、容易に許接せられるに至つたのは、倭學譯官崔瑠・崔國禎の努力に待つものが極めて多いことと信せられる。崔瑠・崔國禎は戸田頼母に對して、戊午約條中易地行聘が未だ朝廷の承認を得て居ないことを傳へ、而して必ず朝廷の裁可を得るやう保證して其報酬を請求した。戸田頼母も事態已むを得ずと認め、本藩の承認を得て、寛政十二(正祖庚申)庚申年條公木中より、二九一同三七尺(價格二萬三千餘兩)を支給したと云ふ。(註七)此莫大なる報酬が、崔瑠以下倭學譯官の間のみ分配せられたか、或は更に上層にまで及んで居たか此に疑惑の餘地があらう。

備邊司に於ては東萊府使牒報及び裁判書契を審査した結果『今此書契之請、令舊館守倭替行者、蓋出於除弊之意、別無掣碍之端、年限之稍遲數年、亦不足靳持』となし、對馬島主の要求に應じて、信

行節目講定を舉行するに決し、攝政貞純大妃の裁可を得て、東萊府使に回訓すると共に、司譯院に命じて講定譯官を擇送せしめた。(附八)

享和三(純祖癸亥)年正月、司譯院堂上譯官朴致儉は講定譯官に差下せられ、同二月(純祖癸亥年間二月)東萊府に下着して、裁判書契に對する禮曹參議尹光顔回答書契を裁判に傳達した。朴俊漢の生前既に其代理者に指名した朴致儉が、講定譯官に差送せられた事については、裏面に崔瑀・崔國禎等の手が動いて居たことと想像される。

講定譯官朴致儉は東萊府到着後、直に講定裁判戸田頼母・館守濱田源左衛門と會見し、信行節目の講定を開始した。朴致儉が朴俊漢の遺策を踏襲し、易地行聘を基礎として交渉を進めたことは、説明を待たないところであらう。而して講定節目の内容は嚴秘に附せられ、東萊府使にすら報告せられて居ないが、易地行聘の根本理由たる省弊を主とし、その大要左の如きものであつた。

一 公禮單の減省

將軍に對する禮物

- 人蔘 三三斤 大糯子 五疋 大綴子 五疋 白苧布 一五疋
- 生苧布 一五疋 白綿紬 二五疋 黑麻布 一五疋 虎皮 七張

- 豹皮 一〇張 青黎皮 一五張 魚皮 五〇張 色紙 一五卷
- 彩花席 一〇張 各色筆 三〇柄 眞墨 三〇丁 黄蜜 五〇斤
- 清蜜 五器 鷹子 一〇居 駿馬具鞍 一疋

世子に對する禮物

- 大糯子 五疋 無紋綾子 一〇疋 白苧布 一五疋 黑麻布 一〇疋
- 虎皮 五張 豹皮 七張 青黎皮 一〇張 魚皮 五〇張
- 色紙 一五卷 各色筆 三〇柄 眞墨 三〇丁 花硯 三面
- 鷹子 五居 駿馬具鞍 一疋

二 私禮單の減省

將軍に對する禮物(世子に對する禮物も同じ)

- 豹皮 二張 虎皮 二張 白苧布 五疋

三 回禮單の減省

將軍よりの回禮物

- 屏風 一〇雙 鞍 皆具 一〇口 料紙硯箱 三通 色羽二重五〇疋

茶 苧 一〇〇端

世子よりの回禮物

大 卓 一脚

紗綾染物一〇〇端

越前綿 三〇〇把

- 四 通信正副使私禮單に對する回賜物、竝に堂上譯官以下に對する賜物はすべて先格による。
- 五 老中・京都所司代に對する禮曹參判書契別幅は、すべて之を廢すること。
- 六 對州に派遣せらるべき上副使及び接伴員に對する私禮單は之を行はないこと。
- 七 三家・三卿（當時清水・田安兩卿のみ）・溜詰諸侯に對する私禮單は之を廢止すること。
- 八 馬上才帶率を廢すること。

以上の外、講定譯官差下以前、既に訓導崔瑀より提示し、講定裁判戸田頼母も略々同意を與へたと信せられるのは、左の二箇條である。

- 一 上使は老中にあらずとするも、先例通り四位の人を差出すべきこと。（幕閣より對州藩には、高十萬石の譜代諸侯中より人選すべきことを約した）。
- 二 朝鮮國書・日本國回答國書授受の際には、兩國使臣、各自國國書に對して四拜の後、授受を行ふべきこと。（註九）

講定譯官朴致儉は信行節目の講定を終了せずして、文化元年甲子十二月東萊府に於いて死亡した。

よつて朝鮮國政府は翌文化二年乙丑正月、堂上譯官崔國禎彦華を講定譯官に差下した。崔國禎もまた故堂上譯官朴俊漢・朴致儉の一派に屬するのは勿論である。（註一〇）

講定譯官崔國禎は東萊府下來後、講定裁判戸田頼母と會見、信行節目を商議したが、節目中省弊に關する重要案件は、既に前任講定譯官朴致儉の力により大半解決を告げて居るので、今や殘存する分は、國書の形式、日本國將軍の稱號、別幅に關する先例と注意を要する事項、堂上譯官・製述官の人撰等に關する問題多く、此等はいづれも先例あることとして、講定裁判の提出した原案は無修正にて承認せらるべき性質のものであつた。但特に注意を要するのは、講定譯官が對州宗氏居館に於ける聘禮は江戸城に於ける聘禮と自ら相違するので、通信使員役の禮服を簡略にする希望を有したが、講定裁判は之に同意せず、遂に確定に至らなかつたことである。（註一一）

享和三年二月（純祖癸亥年閏二月）より文化二年五月に至る二箇年間に、易地行聘を基準とする信行節目は殆ど講定を終了したが、此交渉に當り、講定譯官朴致儉・崔國禎は倭學訓導玄斌を關與せしめず、監督官たる東萊府使鄭晚錫（享和二年二月除授）にすら報告するところがなかつた。

文化二（純祖乙亥）年五月に至り、廟堂は通信使講定裁判が滯館既に三年に亙り、其間講定の結果

が報告せられないのを不審としたが、當時の講定譯官朴致儉は既に死亡したので之を措き、現講定譯官崔國禎を咸鏡道明川府に定配し、東萊府使鄭晚錫もまた監督不行届として、重きに從ひ推考を加へた。同年六月堂上譯官玄義洵を通信使節目講定譯官に差下した。(註二)

新任講定譯官玄義洵は倭學訓導玄斌と等しく、朴俊漢・朴致儉・崔珮・崔國禎等の黨與に屬せず、従つて戊午約條の存在は知悉しても、之に關與しない一人であつた。今彼が通信使行節目講定の任を帯びて東萊府に下來し、裁判戸田頼母・館守濱田源左衛門(藤功英)と會見して、前任兩講定譯官との交渉の經過を聴取するや、次の如き事實を耳にした。

丙辰^{○寛政八年}年朴俊漢渡海時、以馬島迎聘事懇請、則俊漢答云、歸陳朝廷、期於必成云、而銅鐵二千斤及物貨各種、成文書受去、今後凡事通於朴致儉事、言託俺等是遣、其後崔珮・崔國禎曰、議聘之節下無用費云、故庚申條公木二百九十一同三十七尺零、依其請出給、而馬州通聘快承、朝廷許施之說、兩朴・兩崔之口伸手書一辭同然、前後文書、逐歲成軸、明白可徵是如。

講定譯官玄義洵は之を東萊府使鄭晚錫に報告したので、府使は事態を重大なりとし、朴俊漢・朴致儉・崔珮・崔國禎四譯官の審理を廟堂に上申した。(註三)

廟堂に於ては、かねてより講定譯官、裁判・館守間に何等かの秘密の伏在することを疑懼つゝあつ

たが、今東萊府使の上申に接して、事態の容易ならぬのを知り、文化二年八月六日(純祖乙丑年七月六日)承政院同副承旨尹命烈を東萊府按察使に差送、査問の任に當らしめた。(註四)

東萊府按察使尹命烈は文化二年閏八月(純祖乙丑年八月)東萊府に下來し、先づ刑曹に移關して、明川府定配罪人崔國禎及び癡に吏通を以て全羅道長興府に竄配せられた前倭學訓導崔珮を、東萊府に押送せしめ、東萊府使鄭晚錫立會の上、審理を開始した。其結果寛政丙辰以降、故講定譯官朴俊漢・朴致儉が獨斷を以て通信使易地行聘を受諾し、其報酬として、對州より銅鐵二、〇〇〇斤、其他多額の物貨の贈與を受けたこと、竝に之には故倭學譯官金亨禹も關係があるが、既に長年月を経過し、關係者多く死亡して詳細なる事實は判明しないこと。又倭學訓導崔珮・講定譯官崔國禎は兩朴の凶謀を傳襲し、寛政十二年庚申條公木中二九一同三七尺の贈與を受け、其代價二萬三千餘兩中、崔珮は一萬六千餘兩、崔國禎は七千兩を費消した。又朴俊漢・朴致儉の密囑を受け、禮曹參議・東萊府使の書契を偽造した犯人を取調べた結果、偽造書契書寫は東萊府居生朴潤漢、圖書(圖書はもと私印の義であるが、朝鮮にては官印をも併稱する)偽造は、東萊府商賈金漢謨であること判明し、猶使喚通事(陪小通事)金武彦は奸譯と裁判・館守間にあつて、贈賄の仲介をなしたことも明かとなつた。(註五)

東萊府按察使尹命烈は關係罪人の罪狀及び其罪案を密啓して、國王の裁可を仰ぎ、其命により、九

月六日東萊府使鄭晚錫立會の上、釜山草梁前路に於て、受賂賣國罪人崔瑀・崔國禎・朴潤漢・金漢謨を梟首し、罪人金武彦は情狀酌量の上、全羅道康津縣古今島に減死定配した。又兩崔等の收受した公木は、東萊府に命じて兩漢の支屬より刻期徵捧し、其代價を京司に上納せしめた。既に死亡した罪人朴俊漢・朴致儉は罪狀最も重いが、追律を行はず、單に其諸子散配の典を施すに止めた。(註一六)

朝鮮國に於ては倭學譯官崔瑀・崔國禎等を受賂賣國の罪を以て死刑に處したが、同時に贈賂罪人も處分する必要を認めた。然れども朝鮮國當局の見解によれば、日本國封建諸侯の一人たる對州藩主宗義功が、其重臣に命じて倭學譯官を買収せしめたものである。對州藩主處分の權限は朝鮮國王も之を有しないので、單に東萊府按察使より慶尙道觀察使を経由して、東萊府使に命じ、適當なる處置を取らしめたに過ぎなかつた。(註一七)

講定裁判戸田賴母は、初め講定譯官崔國禎竄配、新講定譯官玄義洵差送については、文化二年七月、崔國禎は疾病のため罷免せられたと報告したに過ぎなかつた。然れども三譯官處刑に先ずること一日なる同年九月五日、講定譯官玄義洵・訓導玄斌が、東萊府使の命を奉じて就館、崔國禎・崔瑀等處刑を正式に通告するや、最早事實を隱蔽し得なかつた。但し九月十三日付本藩に密報したところによるに、兩崔罪狀を『伯玉・華彦共に重き御用中、先般公木拜借仕候事相顯、處公而官私與申所之憤

り強、第一對州之儀者朝廷よりも厚く會釋候譯に候儀、其公木を優數右之通拜借、對州に迷惑を掛け、公儀を蔑にする不而已、其上訓導勳中、人參一件其外にて不埒之取計杯も漸く相顯候故、敏配所より被呼寄、華彦は此度都表より被差下候而、於東萊同然糺明之上、右之通裁許に至候』と説明し、奸譯の處刑が易地行聘と無關係であると述べて居るのは注意を要する。(註一八)

講定譯官朴俊漢に交付した銅二千斤、同崔瑀・崔國禎に交付した公木二百九十一同餘については、對州藩は單に取引上一時の融通に過ぎないと主張し、朝鮮國は之を以て賄賂の意味を有する贈與と認めて居る。恰も現代に於ける瀆職事件に類するものがあるが、朴俊漢等の死亡者を除き、兩崔等はいづれも收賄の事實を自白して居るので、對州藩の主張は根據なきものと云はなければならぬ。然れども朝鮮國が對州藩主及び關係藩吏を逮捕審問する權限なきを幸として、飽くまで贈賄の事實を否定し、遂に表面上對州藩に何等不正の行爲なく、講定譯官が同藩を欺いて、多額の物貨を騙取し、其代償として、偽造書契を交付したと云ふ架空の事實を成立せしめるのに成功した。此事は次章以下に於て説明する如くである。

(註一) 淨元院實錄卷下。

(註二) 淨元院實錄卷下、「(享和二年十二月) 先是、景和朴主簿(朴俊漢字景和)者、稱講定官出來、出東萊府使文字、以講究省弊易地節目爲名、賴母仍在朝鮮陞位諸執事上、以爲講定使(下略)」。

(註三) 本邦朝鮮往復書卷九二享和二年遣朝鮮國規外書、通信使草摺錄正祖壬戌年七月二十九日。

(註四) 通信使草摺錄正祖壬戌年七月二十九日。

(註五) 日省錄純祖壬戌年八月四日・十日、通信使草摺錄純祖壬戌年十二月。

(註六) 通信使草摺錄純祖壬戌年十二月。

猶通信使摺錄所收修正書契は左の如くである。

日本國對馬州太守拾遺平義功、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、時維霜冷、宓惟貴國清泰、本邦和輯、共堪慶懷、我大君、嗣踐寶位、已十六歲、感使聘信、于今未行、由此爲欠於隣好之誼、茲者星樓越海之期匪遠、接應儀節、預要講議、仍差舊館守源暢明、專委此事、祇望寵許、若序崇衛、肅此不備、享和二年壬戌九月 日 對馬州太守拾遺平義功。

(註七) 邊例集卷要一四雜犯。

(註八) 日省錄純祖癸亥年正月六日、通信使草摺錄純祖壬戌年十二月二十七日・癸亥年正月六日・十八日。此時の禮曹回答書契は左の如くである。

朝鮮國禮曹參議尹光類、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、接便忽屆、華翰隨至、仰認啓居清迪、慰沃良深、頃差譯舌、預讓節目、而貴國之以舊館守仍命其使、亦見懸簡、省弊一款、從便講定、何慮疑誤、珍祝承領、略伸回禮、統布崇亮、肅此不備、癸亥年閏二月 日 禮曹參議尹光類。(本邦朝鮮往復書卷九三享和三年朝鮮國規外回翰)。

宗氏實錄の編纂者は、此書契の條下に、「按此書辭、似實出彼國製、無可疑者、而彼後以爲查譯所爲、可疑焉、然此書中無一語及易地者何歟、姑俟考於他日」(淨元院實錄卷下)と注して居るが、これは大なる誤である。此書契は上述の講定裁判戸田賴母差送に

關する享和二年六月小差書契に對する回答書契で、固より偽造書契ではない。朝鮮國で偽造と主張するのは、第四に引用した丁巳年九月東萊府使鄭尙愚名義の書契及び別陳、戊午年十一月禮曹參議尹行元名義の回答書契、同月東萊府使金道淳名義の回答書契及び別陳を指すもので、今次の回答書契ではない。又回答書契中、易地に言及しないのが當然で、當初以前原案には明記したものを、對州藩家老・講定裁判・講定譯官等によつて削除せられたものである。畢竟此注記は易地交聘交渉が對州藩に於ては嚴秘に附せられ、關係者以外は全く真相を知らなかつた一證となし得られる。

(註九) 文化二年至同三年修聘使御用錄、淨元院實錄、文化信使記錄卷二文化二年正月。

(註一〇) 通信使草摺錄純祖乙丑年正月十一日、文化信使記錄卷二文化二年正月。

(註一一) 文化修聘使御用錄、文化信使記錄卷二文化二年三月・四月・五月、文化信使記錄(江戸書留)卷八文化五年十月。尙此時講定せられた信行節目中、主要なものは左の如くである。

一 國書之格式、前々之通大號被稱大君、撰又文體・式樣・御諱・御實を被安、外面之書樣何れも前々通可在之事。

奉書 日本國大君殿 朝鮮國王御姓御諱 謹封

右之通御認御實を可被用候。

東武之御返書・文體・式樣何れも前々に可被準候事。

一 禮曹より弊州(對州)に被遣候書翰に者、貴大君と御書載在之候儀勿論候事。

一 別幅之儀、兩國誠敬之第一候間、品々別而被入御念度候、竝兩使(通信正副使)獻上之品共に隨分被入御念、粗末無之樣存候事。

一 兩使之人柄相極候は、官位姓名書付、早速講定使(講定裁判)方迄可被差出候事。

一 別幅鷹之儀、夫々御用意可在之候、預候患も在之事故、優數に可差越候事。

第五 乙丑通信使行節目講定倭學譯官獄

一 駿馬之儀、御牽せ候馬形之圖遣之候、尤貴國御記録之内にも可在之候間、吟味之上、鞍置御牽可被成候事。
 一 理馬之儀、先例之通、駿馬に相添可被差越候、扱又鷹喰療治等に相心得候人一兩名、一行人數之内に相加、兩使渡海之節、被召連候様在之度事。

一 學士・能書・能畫等御吟味之上、可被召連候事。
 一 上々官(堂上譯官)之儀者、行中緊要之當職に候間、我國之風俗事躰、第一言語熟諳之人被差渡候事。
 一 來輪上使御受取被成候節、聘使え上意在之、且御髮應被成下候儀有之候は、其御挨拶として上々官可被遣事。
 一 聘使え上意、且御髮應被成下物等有之候は、其節に東武え之御禮都度々々、聘使より此方様え格立被申度事。
 一 此度より對州に而之御禮式に付、前々江戶表御禮式之通に者難相整次第に付、聘使被罷渡候上、若江戶表之先例杯を被引出、申聞無之鹽梅者、先般御通達に相成居候得者、猶又聘使に可被仰達候事。
 一 此度者於對州初御禮式被相整事に候得者、萬端穩順に被相心得、聘禮無滞相濟候様、一行末々に至、少も猥成心得等無之様、能々被申付候様に可在之事。

一 殿下(朝鮮國王)之書翰・別幅、其外總而之書簡等に至、前廣に寫を可被差越事。

一 兩使え御返輪被渡候儀、貴國之書簡東武之入御覽候上、御返輪・被遣物等對州に被差越、兩使え御渡に可相成事。

(註一二) 日省錄純祖乙丑年五月二十八日、通信使草啓錄純祖乙丑年六月三日。

(註一三) 邊例集要卷一四雜犯。文中、公木は公貿易所用の木綿、一同は一束とも稱し五〇匹、一匹は三五尺(布帛尺)である。

(註一四) 純祖實錄卷七純祖五年七月丙辰、日省錄純祖乙丑年七月六日。

(註一五) 純祖實錄卷七純祖五年八月戊辰、日省錄純祖乙丑年八月二十一日・二十八日、邊例集要卷一四雜犯。倭學譯官等の罪狀は極秘に附せられ、東萊府按察使尹命烈の報告は密啓を以て送致せられたが故に、承政院を経由せず、直接國王に捧呈せられた。之

がため史官之を披見することを許されず、承政院日記・日省錄にも記載せられて居ない、唯司譯院の先規集たる邊例集要に其大體を記してあるのみなので、左に之を引用する。

八月(純祖乙丑) 按察使尹命烈下來、全羅道長興定配譯官崔國禎及成鏡道明川定配譯官崔國禎等、自刑曹發羅杖押來、究覈前後所犯情節、則庚申條公木代錢二萬三千餘兩、通聘使事用情周旋、次兩譯同爲手標、貸出其中七千兩、國禎取用、一萬六百餘兩、崔國禎取用的實是白遣、朴俊漢・朴致儉・崔國禎・金亨禹等五譯、自乙卯至乙丑十一年之間、馬島通聘事、書給手標、禮曹・東萊・釜山書契偽造書給情節一一綻露自服、同偽造書契書給本府(東萊)居朴潤漢、偽造圖書刻給商賈金漢謨・使喚通事金武彦等罪狀、亦爲查覈、竝與前後文蹟磨書、別單馳啓。

同下内、奸譯輩交通彼人受賂賣國之罪人、及前後文蹟、許多情節綻露無餘、此實振古所無之極惡大惡、先倡首惡之朴俊漢・朴致儉、聯名同參之亨禹、邦憲未加、鬼詖先及、誠萬萬憤愧、而追律有禁、無以舉論、俊・儉兩漢諸子、施以散配之典、傳襲凶謀偽造書契之崔國禎、寫書契之朴潤漢・刻圖書之金漢謨、令按察使與東萊府使大張軍威、彼人所見處、梟首於館門外、手傳贈物之金武彦、嚴刑滅死定配、通信使之入抵江戶、儀物之一遵舊例等事、亦令萊伯通于館守處、使之斯速講定、按察使則罪人用律後復命事。

(註一六) 純祖實錄卷七純祖五年九月戊申、日省錄純祖乙丑年八月二十八日・乙丑年九月十日。

(註一七) 日省錄純祖乙丑年九月二十二日。

(註一八) 文化信使記錄卷二文化二年七月、淨元院實錄卷下。

第六 易地行聘協定の廢棄

寛政十年戊午の協定により、朝鮮國通信使は丁卯即ち文化四年春來朝、對馬國府中に於て聘禮を舉

行するに確定し、裁判戸田頼母は信行節目講定の任を帯びて、現に倭館滞在中である。然るに當時對州藩内に於ては、大森繁右衛門一派の易地行聘論者と杉村直記一派の江戸來聘論者が相對立し、藩主宗義功は幕命を奉承して、易地行聘を實行する誠意を有して居たやうであるが、動もすれば杉村一派の勢力に掣肘せられ、之がため藩情の動搖常に絶えなかつた。加之、當時對州藩は、朝鮮貿易不振のため破産に瀕しつつも、幕閣より鉅額の補助あるを恃んで、藩主以下驕奢を極め、財政の如何に多く注意を拂はない。かくの如き状態に於ては、同藩が豫定の時期に聘禮を舉行し得るや否や懸念なきを得なかつた。(註一)

此時に當り、老中筆頭松平伊豆守信は、享和三年十二月二十二日其職を罷め、戸田采女正氏之に代り老中筆頭を命せられた。大森繁右衛門は文化元年五月二十六日戸田閣老に面接して、藩情を詳細に説明し、藩内一致して通信使問題に全力を傾倒すべく、之がため通信使來聘を更に延期して、己巳春即ち文化六年舉行のことを請願した。

幕閣に於ても、協議の上對州藩の請願を許可し、文化元年六月一日を以て、來る己巳年通信使聘禮を對州に於て舉行すべき旨公表した。易地行聘は既に寛政十年決定したけれども、其の發表を六年間延期したものである。ついで翌六月二日には老中筆頭戸田采女正を朝鮮人來聘御用掛に命じ、同年九

月以降、寺社奉行脇坂中務大輔(後に老中脇坂淡路守)安・若年寄京極備中守高・大目付井上美濃守利・儒者林大學頭(述齋)衡・勘定奉行柳生主膳正通久・中川飛騨守忠等をも御用掛に加へ、此に愈々通信使來聘準備に着手した。同年十一月二十八日には來聘御用を以て、對州藩主宗義功に文化二年六月までに參觀すべきことを命令した。(註二)

對州藩主宗義功は文化二年五月三日江戸藩邸に到着したので、幕閣は五月十九日義功に登營を命じ、老中土井大炊頭利より朝鮮通信使來聘は來る文化六年己巳春に確定したるを以て、朝鮮國政府に通告すべき旨命令した。六月二日には朝鮮人來聘御用掛諸員一同、寺社奉行脇坂中務大輔(播磨國龍野藩主)邸に參集し、對州藩家老大森繁右衛門を召致して、通信使聘禮舉行については、對州藩治府中(嚴原)に於ける上使以下接件委員の旅館、通信使員役の旅館、其他饗宴の準備、府中の船艙構築竝に對州藩に於ける掛員について詳細に質問し、後日之を文書として提出すべきことを命じた。之より毎月二日・十九日御用掛一同、主任官たる龍野侯藩邸に集合し、大森繁右衛門を加へて、會議を開くことに定められた。越えて七月十六日、幕閣は對州藩主宗義功に對して、通信使來聘の經費として、金一〇、〇〇〇兩下付の恩命を傳へた。

是より先、對州藩に於て、通信使來聘の命下るや、藩主に隨行して江戸滞在中の家老古川圖書(平

功載、圖書暢往の子)を通信使請來大差使修參聘判使正官、勘定奉行加納郷左衛門(藤格)を都船主、八木久左衛門を封進押物に命じ、禮曹參判・參議、東萊釜山宛書契別幅を附した。其内容は通例の通信使請來大差使書契と何等異るところを見ない。(註三)

日本國對馬州太守拾遺平義功

奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、三秋向抄、伏惟貴國穆靖、本邦安寧、茲因我大君殿下襲立、遵例信使超溟、須在己巳之春間、自後邀諸弊州、克襄禮事、若嚮所告、仍差正官平功載・都船主藤格、專報知焉、聊具翰儀、用致鄙衷、更祈順序珍膏、肅此不備。

文化二年乙丑九月 日

對馬州太守拾遺平義功(註四)

通信使請來大差使は、文化二年九月二十三日府中より乗船出發の豫定であつたが、恰も此際講定裁判戸田頼母より、崔瑀・崔國禎兩譯官鼻首に關する機密報告が到着した。其詳細は猶不明な點が尠くはないが、此處刑が易地行聘に關係あることは最早疑の餘地がなく、此際通信使請來大差使を特派することは頗る問題でなければならぬ。正官古川圖書等の出發は必然的に延期せられたが、元來大差使の差送は幕閣の命令によるもので、對州藩自己の權限を以て中止出來ない事情がある。通信使請來

大差使の使命達成に多大の懸念を懷いたには相違ないが、遂に出發せしめるに決し、一行は十月十三日府中出港、順風を待つて時を費し、漸く十一月二十一日草梁倭館に到着した。(註五)

講定譯官處刑に不安を懷いた對州藩をして更に驚愕せしむべき警報が、十月二十五日到着した。即ち十月十日幕閣は「對州見分」のため、明丙寅年春を以て日付土屋帶刀・勘定吟味役松山惣右衛門を派遣すると云ふのである。芙蓉間詰の高級幕吏が對州に下向することは固より先例なく、何等か特別の使命を有することを推測せしめる。藩情動搖極りないので、藩主は特に告諭を發し、易地行聘は嚴たる國策で、其進行に何等故障なきことを説明し、流言に動かされないやうに戒飭を加へた。(註六)

倭館に到着した通信使請來大差使正官古川圖書・都船主加納郷左衛門は、直に講定裁判戸田頼母・館守濱田源左衛門等と協議の上、講定譯官玄義洵・訓導玄斌・別差丁樂升に就館を求め、その使命を説明し、書契謄本を交付して、大差使渡來の例による接待を請求した。訓導・別差は此請求の理由あることを認めしたが、但大差使の齎した書契が先規の通信使請來大差使のそれと大いに反するものがある。曩に寛政三年辛亥通信使議定大差使出來して、通信使易地行聘を希望したが、朝鮮國に於ては嚴辭峻拒した。従つて當然先例の如く、江戸入送を請求すべき筈であるにも拘らず、前言を固執して、『己巳の春諸を弊州に邀ふ』とあるのは甚だ不當である、かゝる規外大差に關する件は、廟堂に報告

することを得ず、書契も進達し難いと述べた。正官等は之を反駁して、曩に通信使議定大差使の歸國後、朝鮮國より自發的に易地行聘省弊等を提議し、通信使聘禮を對州に於て舉行すること、竝に年限を己巳に定めること等は、兩國間に確定した事項であり、關係文書も現に存する、今に至つて反對意見を耳にするのは實に諒解し難いと主張した。訓導・別差は更に詰責して云ふ。『議聘差价、既已嚴斥、則易地省弊等說、豈有自我國更發之理耶、爾所謂文字者、卽是四譯^{○朴俊漢・朴致儉・崔國龍}、欺蔽朝廷、從中作奸、受賂偽造、而朝廷嚴覈其罪、梟首館門之狀、馬州亦必聞之、而伴若不知、遽然出來者、尤極無嚴是遣、且交隣以後、通信於江戶者、自是兩國間不易之大禮、而執書偽書、稱以文字、莫重傳命、欲於馬島者、萬不近似、決不許接亦云爾』と。此點は特に重大なもので、正官は直に偽造書契には全然關係なきことを力説した。『偽造等說、初非弊州所知、弊州只憑貴國文字、已爲轉報江戶、信行以弊州迎接之意、斷々完定、以此事狀、善爲告稟亦云爾』と。

訓導玄斌・別差丁樂升は通信使請來大差使の言は頗る重大なもので、直に東萊府使鄭晚錫に上申し、府使より急遽馳啓した。(註七)

是より先、廟堂に於ては、故譯官朴俊漢・朴致儉が朝鮮國禮曹參議・東萊府使の名を以て交換した公文書を破棄し、協定事項を無効ならしめることが慎重に考慮せられつゝあつた。當時、朝鮮國君臣の間に、最近一〇年間の易地行聘に關する交渉は、對州藩が一藩の利益より打算して開始したもので、江戶政府の關知するところでないとの觀察が行はれ、従つて今次の譯官不正事件の詳細を直接江戶政府に通告し、其考慮を求めたがよいとの意見が擡頭しつゝあつたのは注目し値する。

初め文化二年閏八月(純祖乙丑年八月)東萊府按覈使尹命烈の密啓が到達して、朴俊漢等の罪狀が明白となるや、禮曹判書(司譯院提調)韓用龜は率先して、渡海譯官を江戶に差送し、従前倭學譯官輩が對馬島主と結託して、多年中間にあり、不正の所業のあつたことを詳報し、江戶政府の反省を求むべきであると主張した。純祖も此論には頗る動かされ、閏八月二十一日・二十八日に互つて、大臣卿宰を召見して此問題を審議せしめられた。廣州府留守李晚秀・兵曹判書金思穆・戶曹判書金達淳・總戎使李仁秀・刑曹判書徐榮輔・刑曹參判朴宗慶等は概ね禮判の主張を支持したが、獨り右議政李敬一は強硬に反對した。其主張によれば、今譯官不正の件を直接江戶政府に通告しようとするれば、對州藩主は其死活問題なるを以て、百方その阻止を圖るべく、到底江戶に到達し得る見込はない。加ふるに、差送さるべき譯官そのものが中間賣弄を事とし、必ずしも信賴し得られるものでないことは、従前の經驗より見ても明かであると云ふにあつた。兵曹判書金思穆・刑曹參判朴宗慶等は、倭學譯官以外に適任者を求め、對馬を経由せず、海路江戶に直航せしむべきことを主張したが、右相は譯官にあ

らざれば、日本語を解せずして其用をなさず、對州經由以外の海路は、朝鮮人之を知らざるを以て、江戸直航は實行不可能であるとし、『渡海之請、是必不成之事、而亦當盡我之道而已』と斷じた。かくの如く右相の強硬なる反對があるにも拘らず、譯官江戸入送説は、戚臣朴宗慶の有力なる支持を得たこととして、純祖もまた之に傾き、後日再び提起せられるやうになつた。(註八)

渡海譯官江戸入送論より更に實際的と考へられたのは、東萊府按察使尹命烈の主張せる譯官制度改革論である。尹命烈は九月二十二日復命したが、今回の經驗により左の如き改革論を啓言した。

今番凶譯輩所犯、振古所無之變怪、而乾斷廓揮、王章已伸、臣不勝欽仰、大抵凡係倭館事、無論公私、一任之於譯舌、故渠譯輩、看作奇貨、輒稱公幹、與彼人無時相接、或以物貨相通、或賣買爲託、其中間幻弄之弊、彼此陰秘之狀、自前已然、以至今日而極矣、從今以住、大小公幹、勿復專委於任譯、必使釜山僉使躬往館中、以書字酬答、至於任譯輩、唯今居間通情而已、則矯誣弄奸之弊、似可以禁斷矣、若以渡海事言之、渡海之譯、必以三員入送、雖是定式、行中凡事、首譯○首席譯官獨斷、故丙辰○寬政八渡海時、朴俊漢之諸般陰謀、人不得知之、事之疎忽莫甚、當此大懲創之會、恐不可無變通之道、此後則渡海時、亦勿專屬譯官、以堂下武臣中、有資歷文翰之人、率譯官入去、則流來弊源、庶可釐革、彼中事情、亦足詳探、而事係粗始、亦關制、請下詢大臣處之。

純祖はこれを大臣卿宰に諮詢せられたが、右議政李敬一は『倭人自古以來、我國之接待、稍異前例、則輒稱規外、抵死不從、自我國雖定新式、渠若牢拒、則相持之際、徒損國威、必有窒碍之端』との理由で之に反對し、廣州府留守李晩秀・戶曹判書金達淳・護軍朴宗慶等多く之と同意見であつたので、國王も之に従ひ、改革論は實現に至らなかつた。(註九)

按察使尹命烈の改革論は、第一に爾後日韓兩國に關する公幹はすべて釜山僉使自ら就館、文書を以て行ふこと、次に渡海官は堂下武臣中資歷あり文學あるものを以て之に宛てること、即ち譯官に代へるに武臣を以てすると云ふので、正に劃期的改革と云ふべく、それが實現すれば、今次の如き譯官不正事件の禍根も、或は根絶し得られるであらう。然れども之は同時に對州藩に致命的打撃を與へるものである。對州藩の存立が一に朝鮮貿易に依頼して居るのは論を待たないところで、之がため同藩は約條以外、あらゆる機會を利用して、朝鮮國の特恵を求めて已まない。其中間に介在するのが、倭學譯官である。倭學譯官なかりせば約條は勵行せられ、従前默認された特恵は概ね廢止せらるべく、其結果は直に對馬全島の死活問題となる。對州藩は如何なる犠牲を拂つても、譯官制度改正の阻止に努むべく、其結果對州朝鮮間に不祥の事變勃發することなきを保し難い。右相李敬一は這般の事情に精通して、其實行不可能を婉曲に述べたものである。純祖が之に従つたのも當然であらう。

戊午易地行聘協定に對する朝鮮國の方針が、未だ何等の決定を見ない間に、此協定による通信使請來大差使來着の報に接して、廟堂は却つて硬化した觀がある。即ち東萊府使鄭晚錫の馳啓到達するや備邊司に於ては、今次の通信使請來大差使は、辛亥通信使議定大差使と同一性質の規外差倭であるばかりでなく、今番奸詳處刑の事情を知悉しつゝ、殊更に知らざるを装ふのは殊に不法であるとし、東萊府使に命じ、許接を認めず、退去を要求すべきものであるとし、文化三（純祖丙寅）年正月五日、國王の允裁を得て東萊府使に行關した。（註一〇）

對州藩が譯官獄に無關係を装ふのは、其情狡黠頗る惡むべきものがあるにもせよ、又通信使易地行聘協定は朝鮮國に於て承認し得ないにもせよ、通信使請來大差使そのものは先格によるもので、之を斥退すべき理由は不充分である。果して東萊府使鄭晚錫は備邊司處分の錯誤を指摘したので、廟堂に於ては此問題を再議に附した結果、通信使請來大差使は先格によつて其接待を認め、其回答書契に於て、朝鮮國の主張を明確ならしめることを可とするに決し、文化三年三月十日領議政李秉模より啓言允裁を得た。乃ち弘文館校理徐能輔を接慰官、堂上譯官李思恭・堂下譯官玄商禕を差備官に差下し、承文院に命じて回答書契を撰出せしめた。（註一一）

文化三年五月十二日東萊府使吳翰源・接慰官徐能輔は差備譯官・講定譯官・訓導・別差等を従へ、

倭館宴享大廳に於て通信使請來大差使正官古川圖書及び員役の下船宴を舉行し、禮曹及び東萊・釜山宛書契別幅を收受した。宴享の席上、古川圖書は東萊府使・接慰官に對して、書契中己巳年通信使聘禮を對州に於て舉行するとの語句あることを注意し、府使・接慰官の盡力を希望する旨を述べた。府使は易地行聘は朝鮮國より提議したものでなく、其行否は唯恭く朝廷の處分を俟つべきであると答へた。宴禮終つて、正官は重ねて今日は宴享なるが故に、我が云はんと欲するところを盡すことが出来ない。府使・接慰官退出後、講定譯官に詳細に説明し、轉達せしめるであらうと注意した。後都船主加納郷左衛門に命じて、講定譯官玄義洵・訓導玄斌・別差丁樂升と會見し、易地行聘・己巳信行は既に兩國の間に講定を了したものであると述べたが、講定譯官等は所謂講定と稱するものは、奸詳輩の不正行爲で、既に法に伏した以上、今論すべき限でないと主張して、之を顧みない。講定裁判戸田頼母もまた出席して、戊午協定の禮曹參議・東萊府使書契二通を提示したが、講定譯官は凶譯輩偽造するところと稱して取見を拒否し、彼我の間何等妥協點に達しなかつた。（註一二）

通信使請來書契・別幅に對する禮曹回答書契・別幅は六月十一日到着したので、禮單茶禮に先じ、東萊府使吳翰源は訓導玄斌・別差丁樂升を倭館に遣し、謄本を提示せしめようとした。然るに、都船主加納郷左衛門は、回答書契若し使事順成を意味すれば之を收受するが、然らざれば決して收受しな